

第2 一般会計2月補正予算

1 歳入歳出予算

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 議会費	△ 53,728	1,965,848	
第 1 項 議会費	△ 53,728	1,965,848	
第 1 目 議会総務費	△ 17,955	1,418,062	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 17,955		(1) 報酬 △ 2,625 (2) 給料 △ 1,231 (3) 職員手当等 △ 4,365 (4) 共済費 △ 9,734
(1) 議員報酬	△ 16,869	1,045,925	県議会議員の person 費の補正である。 ・報酬 △ 2,625 ・職員手当等 △ 2,913 期末手当 △ 2,913 ・共済費 △ 11,331 地方職員共済組合等負担金 △ 11,331
(2) 職員給与費	△ 1,086	372,137	議会事務局職員の person 費の補正である。 ・給料 △ 1,231 一般職給 △ 1,231 ・職員手当等 △ 1,452 扶養手当 △ 122 地域手当 △ 62 住居手当 △ 58 通勤手当 1,495 管理職手当 1 時間外勤務手当 △ 99 期末手当 △ 928 勤勉手当 △ 848 児童手当 △ 831 ・共済費 1,597 地方職員共済組合等負担金 1,597
第 2 目 事務局費	△ 35,773	547,786	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 35,773		(7) 報償費 △ 126 (8) 旅費 △ 14,502 (10) 需用費 △ 1,481 (11) 役務費 △ 8,376 (12) 委託料 △ 8,861

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 議会運営費	△ 35,773	547,786	(13) 使用料及び賃借料 △ 1,077 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 1,350 県議会運営及び活動に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 款 知事直轄組織費	7,618,888	20,552,860	
第 1 項 知事直轄組織費	7,618,888	20,552,860	
第 1 目 知事直轄組織総務費	5,908	2,000,169	
(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	4,355 1,553		(節内訳) (2) 給料 △ 12,548 (3) 職員手当等 △ 317 (4) 共済費 18,773
(1) 職員給与費	5,908	2,000,169	特別職及び知事直轄組織職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 12,548 特別職給 △ 852 一般職給 △ 11,696 ・職員手当等 △ 317 扶養手当 612 地域手当 △ 2,241 住居手当 △ 275 通勤手当 7,328 管理職手当 1,950 特殊勤務手当 48 時間外勤務手当 △ 1,287 期末手当 △ 6,255 勤勉手当 △ 2,605 児童手当 2,960 単身赴任手当 △ 552 ・共済費 18,773 地方職員共済組合等負担金 18,773
第 2 目 知事直轄組織管理費	2,342	25,798	
(財源内訳) 財産収入	2,342		(節内訳) (24) 積立金 2,342
(1) 基金積立金	2,342	25,798	
ア ふじのくにづくり推進 基金積立金	2,342	20,098	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 4 目 知事戦略費	△ 281	15,841	
(財源内訳) 一般歳入	△ 281		(節内訳) (8) 旅費 △ 110 (10) 需用費 △ 125 (11) 役務費 △ 38 (13) 使用料及び賃借料 △ 8

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 知事戦略事務費	△ 281	15,841	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 広聴広報費	△ 9,560	236,944	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 606		(1) 報酬 20
諸収入	△ 2,133		(4) 共済費 60
一般歳入	△ 6,821		(7) 報償費 △ 28
			(8) 旅費 △ 885
			(10) 需用費 △ 669
			(11) 役務費 △ 2,494
			(12) 委託料 △ 5,433
			(13) 使用料及び賃借料 △ 131
(1) 広報事業費	△ 6,217	204,709	
ア 重点広報推進費	△ 868	40,832	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県民広報推進事業費	△ 2,466	117,434	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 「県民の日」事業費	△ 466	51	事業費の確定に伴う補正である。
エ 広報・報道推進費	△ 206	18,103	事業費の確定に伴う補正である。
オ 広報力強化事業費	△ 2,211	28,289	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 広聴事業費	△ 3,343	32,235	
ア 相談窓口案内事業費	△ 33	8,345	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県政情報提供事業費	△ 3,141	17,159	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 開かれた県政推進事業費	△ 169	6,731	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 目 政策推進費	△ 81,241	258,416	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 23,353		(4) 共済費 28
寄附金	100		(8) 旅費 △ 615
一般歳入	△ 57,988		(10) 需用費 △ 298
			(11) 役務費 △ 714
			(12) 委託料 △ 21,393
			(13) 使用料及び賃借料 △ 15
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 58,234
(1) 総合政策推進費	△ 81,241	258,416	
ア 県政推進調整費	△ 18,700	43,300	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明	
イ 企画調査事務費	△ 806	18,151	事業費の確定に伴う補正である。	
ウ 土地利用計画事業費	△ 2,003	1,297	事業費の確定に伴う補正である。	
エ “ふじのくに”のフロンティア推進事業費	△ 49,601	102,399	事業費の確定に伴う補正である。	
オ 関係人口創出・拡大事業費	△ 3,194	18,806	事業費の確定に伴う補正である。	
カ 多彩なライフスタイル創出環境づくり強化事業費	△ 6,894	44,006	事業費の確定に伴う補正である。	
キ クラウドワークサービス活用促進事業費	△ 43	30,457	事業費の確定に伴う補正である。	
第 7 目 財政管理費	7,844,812	7,889,949		
(財源内訳)			(節内訳)	
諸収入	815		(4) 共済費	11
財産収入	169,300		(8) 旅費	△ 37
一般歳入	7,674,697		(10) 需用費	△ 102
			(11) 役務費	△ 55
			(13) 使用料及び賃借料	△ 148
			(18) 負担金、補助及び交付金	843
			(24) 積立金	7,844,300
(1) 財政管理運営費	△ 302	20,798	事業費の確定に伴う補正である。	
(2) 宝くじ発売事務費	814	1,351	事業費の確定に伴う補正である。	
(3) 基金積立金	7,844,300	7,867,800	事業費の確定に伴う補正である。	
第 8 目 デジタル戦略費	△ 117,035	1,975,529		
(財源内訳)			(節内訳)	
国庫支出金	△ 50,439		(4) 共済費	8
諸収入	443		(7) 報償費	△ 42
一般歳入	△ 67,039		(8) 旅費	△ 403
			(10) 需用費	△ 4,495
			(11) 役務費	44
			(12) 委託料	△ 93,368
			(13) 使用料及び賃借料	△ 1,816
			(14) 工事請負費	△ 7,678
			(17) 備品購入費	6,302
			(18) 負担金、補助及び交付金	△ 15,587
(1) 政策推進事業費	△ 78	4,260	事業費の確定に伴う補正である。	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 高度情報化推進費	△ 66,396	233,530	
ア ふじのくにデジタルトランスフォーメーション推進事業費	△ 50,809	124,391	事業費の確定に伴う補正である。
イ 高度情報化推進事業費	△ 15,587	109,139	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 電子県庁推進費	△ 48,685	1,191,015	
ア しずおかデジタル・オフィス運用事業費	△ 36,612	782,188	事業費の確定に伴う補正である。
イ SDOモバイルネットワーク構築事業費	△ 12,073	408,827	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 県庁クラウド推進事業費	8,182	387,182	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 次世代エアモビリティ導入促進事業費	△ 10,058	22,942	事業費の確定に伴う補正である。
第 9 目 統計調査費	△ 1,144	355,766	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 693		(1) 報酬 2,187
諸収入	△ 10		(4) 共済費 △ 5
一般歳入	△ 441		(7) 報償費 △ 446
			(8) 旅費 △ 1,920
			(10) 需用費 1,086
			(11) 役務費 △ 642
			(12) 委託料 32
			(13) 使用料及び賃借料 △ 1,036
			(17) 備品購入費 △ 27
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 373
(1) 国の委託統計調査費	△ 892	343,579	
ア 総務省関係統計調査費	△ 1,007	195,447	
(ア) 生活関連統計調査費	1,426	157,097	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 事業所統計調査費	△ 132	576	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 統計利用事業費	△ 869	11,915	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 国勢調査費	△ 1,432	25,859	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 教育統計調査費	1	2,382	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 労働統計調査費	△ 356	23,738	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 農林水産統計調査費	470	122,012	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 県単独統計調査等事業費	△ 127	7,244	事業費の確定に伴う補正である。
(3) データ利活用推進事業費	△ 125	4,943	事業費の確定に伴う補正である。
第10目 地域外交費	△ 20,840	523,579	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,237		(3) 職員手当等 1,111
諸収入	△ 12,970		(4) 共済費 30
財産収入	53		(7) 報償費 △ 56
一般歳入	△ 5,686		(8) 旅費 △ 3,180
			(10) 需用費 △ 1,626
			(11) 役務費 △ 2,420
			(12) 委託料 △ 11,759
			(13) 使用料及び賃借料 △ 801
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 2,139
(1) 地域外交推進費	△ 15,653	259,531	
ア 地域外交展開事業費	△ 6,891	48,369	事業費の確定に伴う補正である。
イ 国際化総合推進費	△ 111	4,967	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 海外駐在員事務所運営費	△ 58	178,288	事業費の確定に伴う補正である。
エ 海外からの活力取り込み推進事業費	△ 593	27,907	事業費の確定に伴う補正である。
オ 大阪・関西万博を契機とした自治体間交流推進事業費	△ 8,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 多文化共生事業費	△ 3,774	173,292	
ア 多文化共生推進事業費	△ 237	68,763	事業費の確定に伴う補正である。
イ 地域日本語教育体制構築事業費	△ 1,107	21,193	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 静岡県まるごと「やさしい日本語」推進事業費	△ 118	2,882	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ 外国にルーツをもつ子どもの活躍支援事業費	△ 12	9,588	事業費の確定に伴う補正である。
オ 旅券発給事務費	△ 2,300	55,866	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 東京事務所運営費	△ 1,138	73,384	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 大阪事務所運営費	△ 275	17,372	事業費の確定に伴う補正である。
第11目 諸費	△ 4,073	7,253,619	
(財源内訳) 一般歳入	△ 4,073		(節内訳) (9) 交際費 △ 681 (22) 償還金、利子及び割引料 △ 3,392
(1) 過年度支出金	△ 3,392	7,252,157	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 各部共通経費	△ 681	1,462	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 款 危機管理費	△ 286,397	5,811,618	
第 1 項 危機管理費	△ 286,397	5,811,618	
第 1 目 危機管理総務費	17,576	915,097	
(財源内訳) 諸収入	17,923		(節内訳) (2) 給料 4,328
一般歳入	△ 347		(3) 職員手当等 5,475
(1) 危機管理総務費	17,576	915,097	(4) 共済費 7,773 危機管理部職員の人件費の補正である。
			・給料 4,328 一般職給 4,328
			・職員手当等 5,475 扶養手当 △ 1,111
			地域手当 △ 1,638
			住居手当 1,478
			通勤手当 9,963
			管理職手当 △ 1,301
			特殊勤務手当 △ 147
			時間外勤務手当 △ 203
			休日勤務手当 19
			宿日直手当 △ 52
			期末手当 △ 1,643
			勤勉手当 △ 598
			児童手当 348
			単身赴任手当 360
			・共済費 7,773 地方職員共済組合等負担金 7,773
第 2 目 危機管理費	△ 303,973	4,896,521	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 226,277		(節内訳) (7) 報償費 △ 1,308
寄附金	△ 228		(8) 旅費 1,104
一般歳入	△ 77,468		(10) 需用費 △ 23,727
(1) 危機管理対策費	△ 24,650	1,374,327	(11) 役務費 △ 3,427
ア 危機管理総合調整費	△ 15,220	674,257	(12) 委託料 △ 89,050
イ 防災DX連携強化事業費	△ 4,900	0	(13) 使用料及び賃借料 △ 5,280
			(14) 工事請負費 △ 23,970
			(17) 備品購入費 △ 126,415
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 31,900
			事業費の確定に伴う補正である。
			事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 防災ヘリコプター活動 事業費	△ 4,530	312,570	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 地震・津波対策等減災 交付金	△ 30,000	2,270,000	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 地域防災対策活性化事 業費	△ 7,175	65,099	
ア 地域防災力強化支援事 業費	△ 1,647	4,253	事業費の確定に伴う補正である。
イ 次世代防災リーダー育 成事業費	△ 228	2,446	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 地震・火山調査研究事 業費	△ 4,000	23,200	事業費の確定に伴う補正である。
エ サテライト地震防災セ ンター事業費	△ 1,300	6,300	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 消防体制強化推進費	5,824	248,724	
ア 消防学校運営費	5,824	157,324	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 救急高度化推進費	△ 21,300	56,880	
ア 救急振興財団負担金	△ 200	12,600	事業費の確定に伴う補正である。
イ 救急安心電話相談運営 事業費	△ 21,100	41,100	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 原子力安全等対策費	△ 226,672	881,491	
ア 原発防災対策事業費	△ 82,013	497,612	
(ア) 原発防災対策事業費	△ 41,864	266,069	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 原発防災資機材等整備 事業費	△ 40,149	231,543	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 原発安全対策推進費	△ 144,659	383,879	
(ア) 環境放射能対策事業費	△ 128,700	213,800	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 原子力発電広報対策事 業費	△ 4,959	35,804	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 環境放射線監視センタ ー庁舎等維持事業費	△ 11,000	121,613	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 款 経営管理費	8,344,736	41,442,923	
第 1 項 経営管理費	8,770,182	25,428,721	
第 1 目 一般総務費	2,038,084	14,997,052	
(財源内訳) 諸収入	62,699		(節内訳)
一般歳入	1,975,385		(1) 報酬 114,046
(1) 職員給与費	2,038,084	14,997,052	(2) 給料 △ 30,973
			(3) 職員手当等 1,876,479
			(4) 共済費 73,402
			(8) 旅費 5,130
			経営管理部職員の人件費及び知事部局職員の退職手当等の補正である。
			・報酬 114,046
			・給料 △ 30,973
			一般職給 △ 30,973
			・職員手当等 1,876,479
			扶養手当 △ 2,963
			地域手当 433
			住居手当 6,054
			通勤手当 2,774
			管理職手当 461
			特殊勤務手当 △ 3,762
			時間外勤務手当 424,237
			休日勤務手当 △ 12,224
			夜間勤務手当 322
			期末手当 △ 15,379
			勤勉手当 △ 19,323
			退職手当 1,501,178
			児童手当 △ 3,560
			単身赴任手当 △ 428
			管理職員特別勤務手当 △ 1,341
			・共済費 73,402
			地方職員共済組合等負担金 60,661
			社会保険料 12,741
			・旅費 5,130
第 2 目 文書費	△ 4,748	123,185	
(財源内訳) 一般歳入	△ 4,748		(節内訳)
			(1) 報酬 △ 348
			(7) 報償費 60
			(8) 旅費 △ 243
			(10) 需用費 △ 675
			(11) 役務費 △ 3,527
			(13) 使用料及び賃借料 △ 9
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 6

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 法令審査等事業費	△ 432	29,825	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 情報公開推進事業費	△ 250	1,926	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 文書管理運営事業費	△ 4,066	91,434	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 行政経営費	35,845	210,676	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	10,119		(7) 報償費 △ 1,045
財産収入	30,000		(8) 旅費 8,830
一般歳入	△ 4,274		(10) 需用費 △ 1,077
			(11) 役務費 △ 152
			(13) 使用料及び賃借料 △ 476
			(17) 備品購入費 44
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 279
			(24) 積立金 30,000
(1) 赴任旅費	11,922	52,745	職員の人事異動に伴う赴任旅費の補正である。
(2) 人事給与管理事務費	△ 92	21,352	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 職員研修事業費	△ 5,271	33,102	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 退職手当基金積立金	30,000	30,000	基金運用益の確定に伴う補正である。
(5) 行政経営事業費	△ 714	40,377	
ア 行政経営事業費	△ 217	5,744	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県庁スマートワーク推進事業費	△ 497	34,633	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 職員厚生費	△ 3,612	454,274	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 2,679		(1) 報酬 1,023
財産収入	△ 5,063		(5) 災害補償費 3,373
県債	3,000		(7) 報償費 1,675
一般歳入	1,130		(8) 旅費 △ 120
			(10) 需用費 △ 2,130
			(11) 役務費 295
			(12) 委託料 △ 9,627
			(13) 使用料及び賃借料 △ 110
			(14) 工事請負費 4,732
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 2,723
(1) 非常勤職員等災害補償費	3,409	5,809	静岡県議会の議員、その他非常勤職員の公務災害補償等に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 職員健康指導事業費	△ 6,061	133,283	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 職員厚生事業費	4,431	228,108	
ア 共済組合事務費負担金	2,936	84,672	地方職員共済組合静岡県支部に対する事務費等負担金の補正である。
イ もくせい会館管理運営費	1,654	107,911	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 職員福利厚生対策事業費	△ 159	35,525	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 職員住宅等維持管理費	△ 4,670	74,636	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 乳幼児一時預かり施設設置運営費	△ 721	6,613	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 資産経営費	6,704,630	9,641,921	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	459		(7) 報償費
諸収入	△ 7,013		(8) 旅費
財産収入	13,770		(10) 需用費
県債	△ 114,000		(11) 役務費
一般歳入	6,811,414		(12) 委託料
			(13) 使用料及び賃借料
			(14) 工事請負費
			(17) 備品購入費
			(18) 負担金、補助及び交付金
			(24) 積立金
(1) 財産管理費	△ 3,596	323,797	
ア 県有財産管理費	△ 3,596	111,604	
(ア) 県有財産管理費	△ 364	3,036	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ファシリティマネジメント推進事業費	△ 3,142	30,758	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 劣化診断事業費	△ 33	41,167	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 次世代県庁舎あり方検討事業費	△ 57	36,643	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 県庁舎等管理費	△ 152,294	1,229,316	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 県庁舎等施設改修費	△ 148,392	1,078,808	事業費の確定に伴う補正である。
			7,008,912

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(4) 県有建築物長寿命化等 推進基金積立金	7,008,912	7,010,000	県有建築物の長寿命化や更新等の経費に充てる 基金の積み立てに伴う補正である。
第 6 目 恩給及び退職年金費	△ 17	1,613	
(財源内訳) 一般歳入	△ 17		(節内訳) (6) 恩給及び退職年金 △ 17
(1) 一般職員恩給費	△ 17	1,613	退職職員及びその遺族に支給する恩給費の補正 である。
第 2 項 徴税费	27,518	8,921,250	
第 1 目 賦課徴収費	27,518	8,921,250	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 44 27,562		(節内訳) (3) 職員手当等 △ 1,500 (4) 共済費 △ 1,000 (7) 報償費 △ 11,000 (8) 旅費 △ 1,528 (10) 需用費 △ 1,987 (11) 役務費 6,528 (12) 委託料 △ 1,677 (13) 使用料及び賃借料 △ 2,666 (18) 負担金、補助及び交付金 42,348
(1) 県税賦課徴収費	△ 4,759	1,189,473	
ア 県税賦課徴収事務費	△ 7,734	707,466	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県税電算処理費	△ 19,300	366,000	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 地方税務行政高度化推 進事業費	△ 226	35,206	
(ア) 地方税務行政高度化推 進事業費	△ 226	2,206	事業費の確定に伴う補正である。
エ ふるさと納税による魅 力発信推進事業費	22,501	80,801	寄附受入額の増加に伴う補正である。
(2) 県税取扱費	32,277	7,731,777	
ア 特別徴収義務者等報償 金	△ 11,000	983,000	ゴルフ場利用税及び軽油引取税の特別徴収義務 者等へ交付する報償金の補正である。
イ 自動車税等証紙売りさ ばき手数料	△ 300	33,000	(一社) 静岡県自動車会議所へ交付する取扱手 数料の補正である。
ウ 県民税徴収市町交付金	32,577	6,433,577	交付金の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ 地方消費税徴収取扱費	11,000	278,000	徴収取扱費の確定に伴う補正である。
第 3 項 地域振興費	△ 95,825	1,570,720	
第 1 目 地域振興費	△ 78,573	1,129,018	
(財源内訳) 一般歳入	△ 78,573		(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 78,573
(1) コミュニティづくり推進費	△ 13,000	52,000	
ア コミュニティ施設整備費助成	△ 13,000	31,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(2) 市町村振興宝くじ交付金	△ 65,573	957,466	交付金の確定に伴う補正である。
第 2 目 市町行財政費	△ 17,252	441,702	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 349		(節内訳) (8) 旅費 △ 44
一般歳入	△ 16,903		(11) 役員費 △ 305 (12) 委託料 △ 5,120 (13) 使用料及び賃借料 △ 992 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 10,791
(1) 市町行財政等支援費	△ 12,768	118,378	
ア 住民基本台帳ネットワークシステム維持管理費	△ 12,768	97,414	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 権限移譲事務交付金	△ 4,135	287,865	交付金の確定に伴う補正である。
(3) 自衛官募集事務費	△ 349	189	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 4 項 選挙費	△ 333,459	3,182,091	
第 1 目 選挙管理委員会費	△ 6,149	27,082	
(財源内訳) 一般歳入	△ 6,149		(節内訳) (1) 報酬 △ 5,120 (2) 給料 △ 1,207 (3) 職員手当等 △ 1,087 (4) 共済費 △ 948 (12) 委託料 2,213
(1) 職員給与費	△ 8,362	19,016	選挙管理委員会委員等の人件費の補正である。 ・報酬 △ 5,120

科	目	補正額	現計額	説明
				<ul style="list-style-type: none"> ・給料 △ 1,207 <li style="padding-left: 20px;">一般職給 △ 1,207 ・職員手当等 △ 1,087 <li style="padding-left: 20px;">扶養手当 △ 414 <li style="padding-left: 20px;">地域手当 △ 60 <li style="padding-left: 20px;">住居手当 1 <li style="padding-left: 20px;">通勤手当 323 <li style="padding-left: 20px;">期末手当 △ 384 <li style="padding-left: 20px;">勤勉手当 △ 316 <li style="padding-left: 20px;">児童手当 △ 237 ・共済費 △ 948 <li style="padding-left: 20px;">地方職員共済組合等負担金 △ 948
(2)	選挙管理委員会運営費	2,213	6,519	総務省への投開票結果の報告事項の拡充に対応するための選挙投開票速報システムの改修に要する経費の補正である。
第2目	選挙啓発費	△ 1,862	50,457	
	(財源内訳)			(節内訳)
	一般歳入	△ 1,862		(8) 旅費 △ 27
				(10) 需用費 △ 1,673
				(13) 使用料及び賃借料 △ 100
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 62
(1)	知事選挙臨時啓発費	△ 1,862	38,138	事業費の確定に伴う補正である。
第3目	県知事選挙費	△ 298,958	1,160,042	
	(財源内訳)			(節内訳)
	一般歳入	△ 298,958		(1) 報酬 △ 1,125
				(3) 職員手当等 △ 4,788
				(8) 旅費 △ 3,071
				(10) 需用費 △ 11,097
				(11) 役務費 △ 5,106
				(12) 委託料 △ 3,200
				(13) 使用料及び賃借料 △ 908
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 269,663
(1)	県知事選挙執行経費	△ 298,958	1,160,042	事業費の確定に伴う補正である。
第5目	衆議院議員選挙及び国民審査費	△ 26,490	1,895,510	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 26,490		(1) 報酬 △ 1,258
				(3) 職員手当等 △ 2,417
				(10) 需用費 △ 7,176
				(11) 役務費 △ 15,239
				(13) 使用料及び賃借料 △ 400

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 衆議院議員選挙及び国民審査執行経費	△ 26,490	1,895,510	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 出納費	△ 37,218	1,829,289	
第 1 目 出納総務費	△ 10,549	933,107	
(財源内訳) 一般歳入	△ 10,549		(節内訳) (2) 給料 △ 12,488 (3) 職員手当等 △ 1,072 (4) 共済費 3,011
(1) 職員給与費	△ 10,549	933,107	出納局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 12,488 一般職給 △ 12,488 ・職員手当等 △ 1,072 扶養手当 348 地域手当 907 住居手当 △ 897 通勤手当 647 管理職手当 266 特殊勤務手当 75 期末手当 △ 1,219 勤勉手当 △ 602 児童手当 △ 597 ・共済費 3,011 地方職員共済組合等負担金 3,011
第 2 目 会計費	2,987	479,913	
(財源内訳) 使用料及び手数料 諸収入 一般歳入	149,000 △ 22 △ 145,991		(節内訳) (1) 報酬 △ 2 (4) 共済費 11 (8) 旅費 △ 680 (10) 需用費 △ 800 (11) 役務費 14,241 (12) 委託料 △ 9,171 (13) 使用料及び賃借料 △ 562 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 50
(1) 会計運営事務費	△ 513	10,541	会計事務の運営に要する経費の補正である。
(2) 証紙売りさばき管理費	7,861	165,831	収入証紙の売りさばきに伴う手数料等の補正である。
(3) 公金取扱手数料事務費	3,406	92,606	指定金融機関等が行っている公金の収納に関する手数料等の補正である。
(4) 財務会計システム運用事業費	△ 300	169,400	財務会計システムの運用に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(5) 電子収納運用事業費	△ 1,637	12,852	県税納付及び自動車保有関係手続における電子収納等に要する経費の補正である。
(6) 地域出納運営事務費	△ 830	25,683	出納室の運営に要する経費の補正である。
(7) 出納局企画調整費	△ 5,000	3,000	出納施策の推進に必要な調査等に要する経費の補正である。
第 3 目 集中事務費	△ 29,656	416,269	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 470		(1) 報酬 198
財産収入	△ 1,050		(3) 職員手当等 △ 33
県債	△ 1,000		(4) 共済費 △ 193
一般歳入	△ 27,136		(8) 旅費 △ 658
			(10) 需用費 △ 279
			(11) 役務費 △ 2,728
			(12) 委託料 △ 18,699
			(13) 使用料及び賃借料 40
			(17) 備品購入費 △ 7,286
			(26) 公課費 △ 18
(1) 集中事務管理運営費	△ 18,706	271,194	総務事務センターの運営及び本庁自動車の集中管理等に要する経費の補正である。
(2) 総合庁舎自動車管理費	△ 2,690	76,210	総合庁舎自動車の集中管理に要する経費の補正である。
(3) 庁用自動車更新事業費	△ 8,260	68,865	庁用自動車の更新等に要する経費の補正である。
第 6 項 人事委員会費	2,650	237,206	
第 1 目 委員会費	△ 1,232	18,953	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 28		(1) 報酬 △ 969
一般歳入	△ 1,204		(3) 職員手当等 11
			(4) 共済費 △ 77
			(8) 旅費 △ 197
(1) 委員給与費	△ 1,035	18,309	人事委員会委員の人件費の補正である。
			・報酬 △ 969
			・職員手当等 11
			通勤手当 10
			期末手当 1
			・共済費 △ 77
			地方職員共済組合等負担金 △ 77
(2) 委員活動費	△ 197	644	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 目 事務局費	3,882	218,253	
(財源内訳) 諸収入	△ 275		(節内訳)
一般歳入	4,157		(1) 報酬 △ 20
			(2) 給料 3,772
			(3) 職員手当等 384
			(4) 共済費 1,627
			(7) 報償費 △ 80
			(8) 旅費 △ 500
			(10) 需用費 △ 278
			(11) 役務費 △ 1,020
			(12) 委託料 △ 63
			(13) 使用料及び賃借料 60
(1) 職員給与費	5,953	197,559	人事委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 3,772 一般職給 3,772 ・職員手当等 384 扶養手当 △ 45 地域手当 131 住居手当 △ 747 通勤手当 64 管理職手当 1 時間外勤務手当 263 期末手当 507 勤勉手当 615 児童手当 △ 405 ・共済費 1,797 地方職員共済組合等負担金 1,797
(2) 事務局運営活動費	△ 2,071	20,694	事業費の確定に伴う補正である。
第 7 項 監査委員費	10,888	273,646	
第 1 目 委員費	△ 4,198	30,439	
(財源内訳) 一般歳入	△ 4,198		(節内訳)
			(1) 報酬 107
			(3) 職員手当等 △ 2,970
			(4) 共済費 △ 1,268
			(8) 旅費 △ 65
			(13) 使用料及び賃借料 △ 2
(1) 委員給与費	△ 4,131	29,909	監査委員の人件費の補正である。 ・報酬 107 ・職員手当等 △ 2,970 通勤手当 △ 381 期末手当 △ 2,589

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 委員活動費	△ 67	530	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共済費 △ 1,268 地方職員共済組合等負担金 △ 1,268 事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 事務局費	15,086	243,207	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 9		(2) 給料 4,200
一般歳入	15,095		(3) 職員手当等 7,452
			(4) 共済費 3,808
			(7) 報償費 360
			(8) 旅費 △ 60
			(10) 需用費 △ 475
			(11) 役務費 295
			(12) 委託料 △ 363
			(13) 使用料及び賃借料 △ 35
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 96
(1) 職員給与費	15,460	177,762	監査委員事務局職員の人件費の補正である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 給料 4,200 <ul style="list-style-type: none"> 一般職給 4,200 ・ 職員手当等 7,452 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 1,137 地域手当 893 住居手当 24 通勤手当 4,101 管理職手当 △ 796 時間外勤務手当 444 期末手当 1,824 勤勉手当 276 児童手当 △ 451 ・ 共済費 3,808 <ul style="list-style-type: none"> 地方職員共済組合等負担金 3,808
(2) 事務局運営活動費	△ 11	9,608	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 監査業務のアウトソーシング推進費	△ 363	55,837	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 款 くらし・環境費	△ 1,052,512	9,500,351	
第 1 項 くらし・環境費	△ 60,258	3,277,100	
第 1 目 くらし・環境総務費	397	2,723,207	
(財源内訳) 諸収入	6,150		(節内訳)
一般歳入	△ 5,753		(2) 給料 1,101
			(3) 職員手当等 △ 8,374
			(4) 共済費 7,658
			(18) 負担金、補助及び交付金 12
(1) 職員給与費	397	2,723,207	くらし・環境部職員の人件費の補正である。
			・給料 1,101
			一般職給 1,101
			・職員手当等 △ 8,374
			扶養手当 △ 2,397
			地域手当 △ 408
			住居手当 155
			通勤手当 △ 4,987
			管理職手当 808
			初任給調整手当 55
			特殊勤務手当 138
			期末手当 △ 1,159
			勤勉手当 △ 2,879
			児童手当 2,300
			・共済費 7,658
			地方職員共済組合等負担金 7,658
			・負担金、補助及び交付金 12
第 2 目 くらし・環境企画費	△ 60,655	553,893	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 39,700		(節内訳)
一般歳入	△ 20,955		(8) 旅費 △ 82
			(10) 需用費 △ 591
			(11) 役務費 △ 182
			(12) 委託料 △ 1,000
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 58,800
(1) くらし・環境企画推進費	△ 537	24,011	
ア くらし・環境企画推進費	△ 537	8,011	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 移住定住関連事業費	△ 60,118	529,882	
ア ふじのくに移住・就業支援事業費	△ 58,800	476,700	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ ふじのくにに住みかえる事業費	△ 1,318	53,182	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 県民生活費	△ 36,903	524,678	
第 1 目 県民生活費	△ 36,903	524,678	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 19,818		(1) 報酬 △ 3
使用料及び手数料	△ 5		(3) 職員手当等 △ 1,380
諸収入	△ 1,198		(4) 共済費 △ 2,122
県債	1,000		(7) 報償費 △ 555
一般歳入	△ 16,882		(8) 旅費 △ 2,330
			(10) 需用費 △ 5,130
			(11) 役務費 △ 466
			(12) 委託料 △ 12,627
			(13) 使用料及び賃借料 △ 238
			(14) 工事請負費 1,004
			(17) 備品購入費 314
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 13,370
(1) 県民生活事業費	△ 29,869	285,983	
ア 消費生活事業費	△ 20,055	152,663	
(ア) 消費者行政総合推進事業費	△ 2,553	73,605	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 消費者行政強化促進事業費	△ 17,502	64,525	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 県民相談事業費	0	24,563	財源更正に伴う補正である。
ウ NPO推進事業費	△ 8,599	31,401	
(ア) NPO推進事業費	△ 500	23,500	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) NPO活動を通じた女性活躍等促進事業費	△ 8,099	7,901	事業費の確定に伴う補正である。
エ 心のUD推進事業費	△ 650	1,450	事業費の確定に伴う補正である。
オ 渉外調整費	△ 60	1,190	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 県民生活センター管理運営費	△ 505	74,716	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 防犯・交通安全対策推進費	△ 2,884	55,998	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 防犯まちづくり推進事業費	△ 1,494	39,388	
(ア) 防犯まちづくり推進事業費	△ 1,583	6,974	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 性暴力被害者支援センター運営事業費	△ 787	28,913	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 通学路防犯カメラ設置事業費助成	876	3,501	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 交通安全対策推進費	△ 1,390	16,610	
(ア) 交通安全県民運動事業費	△ 1,390	16,610	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 男女共同参画施策推進費	△ 4,150	182,697	
ア あざれあ運営・管理費	△ 1,085	122,962	事業費の確定に伴う補正である。
イ あざれあ維持・補修費	1,254	17,354	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 男女共同参画活動支援・協働事業費(団体助成分)	△ 500	11,100	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 女性がもっと活躍できる静岡県づくり事業費	△ 413	5,887	事業費の確定に伴う補正である。
オ 性の多様性理解等促進事業費	△ 598	9,402	
(ア) 性の多様性理解等促進事業費	△ 450	3,050	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ふじのくにレインボープロジェクト事業費	△ 148	6,352	事業費の確定に伴う補正である。
カ フェムテックによる女性活躍推進事業費	△ 2,808	14,392	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 建築住宅費	△ 172,212	1,690,806	
第 1 目 住宅対策費	△ 110,859	96,246	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 821		(7) 報償費 △ 622
諸収入	△ 147		(8) 旅費 △ 1,469

科	目	補正額	現計額	説明
	一般歳入	△ 109,891		(10) 需用費 △ 2,383 (11) 役務費 △ 572 (12) 委託料 △ 7,130 (13) 使用料及び賃借料 △ 171 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 98,512
(1)	豊かな暮らし空間創生事業費	△ 10,000	6,884	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	ふじのくにライフスタイル創出住宅リフォーム事業費助成	△ 65,374	24,626	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	「プラスOの住まい」推進事業費	△ 1,492	1,358	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	省エネ住宅普及推進事業費	△ 22,640	25,960	事業費の確定に伴う補正である。
(5)	空き家活用促進事業費	△ 1,522	11,378	事業費の確定に伴う補正である。
(6)	被災者住宅再建事業費助成	△ 9,831	1,419	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目	建築安全推進費	△ 61,353	663,626	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 1,241		(8) 旅費 △ 27
	一般歳入	△ 60,112		(10) 需用費 △ 738 (12) 委託料 △ 1,830 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 58,758
(1)	震災建築物対策事業費	△ 355	1,821	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	プロジェクト「TOUKA I-0」総合支援事業費	△ 47,000	615,000	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	建築指導行政費(確認検査)	△ 87	12,927	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	宅地耐震化事業費助成	△ 13,911	24,006	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項	環境費	△ 783,139	4,007,767	
第 1 目	環境政策費	△ 690,683	3,816,088	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 263,373		(1) 報酬 △ 4,188
	寄附金	△ 4,176		(3) 職員手当等 △ 514

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
諸収入	△ 259,431		(4) 共済費 △ 1,082
財産収入	176		(7) 報償費 △ 2,041
繰入金	△ 11,746		(8) 旅費 △ 1,571
県債	△ 8,000		(10) 需用費 △ 628
一般歳入	△ 144,133		(11) 役務費 △ 5,743
			(12) 委託料 △ 12,077
			(13) 使用料及び賃借料 △ 123
			(14) 工事請負費 △ 321,745
			(17) 備品購入費 9,764
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 345,735
			(24) 積立金 △ 5,000
(1) 環境企画推進費	△ 225	47,555	
ア 地球に優しい“ふじのくに”推進事業費	△ 225	6,723	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 地球環境費	△ 18,800	892,231	
ア 脱炭素社会実現推進事業費	△ 18,800	884,900	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 環境ふれあい費	△ 8,278	257,016	
ア 県有林管理事業費	△ 8,000	32,945	事業費の確定に伴う補正である。
イ 芝生文化創造プロジェクト事業費	△ 278	6,042	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 自然保護費	△ 27,082	487,118	
ア 自然環境保護・保全対策事業費	0	389,031	
(ア) 野生鳥獣緊急対策事業費	0	320,000	財源更正に伴う補正である。
イ 富士山浜名湖環境保全推進事業費	△ 4,224	14,045	
(ア) 富士山環境保全推進事業費	△ 2,960	11,491	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 元気な浜名湖づくり推進事業費	△ 1,264	2,554	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 南アルプス環境保全推進事業費	△ 22,858	84,042	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 南アルプスモデル推進事業費	△ 13,000	32,100	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 南アルプス生態系保全事業費	△ 1,135	24,665	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 南アルプス魅力発信事業費	△ 3,723	13,277	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 南アルプス環境保全基金積立金	△ 5,000	10,000	寄附金等の確定に伴う補正である。
(5) 廃棄物リサイクル費	△ 360,653	266,475	
ア 循環型社会形成推進事業費	△ 4,048	31,821	
(ア) 循環型社会形成推進事業費	△ 254	12,115	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 廃棄物の再資源化モデル構築事業費（紙おむつの再資源化）	△ 3,794	16,206	事業費の確定に伴う補正である。
イ 廃棄物適正処理推進事業費	△ 327,965	190,613	
(ア) 産業廃棄物適正処理推進事業費	△ 1,606	26,290	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 県有PCB廃棄物処理管理事業費	△ 1,382	23,618	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 不法投棄対策事業費	△ 324,977	128,023	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 海岸漂着物等対策事業費助成	△ 28,640	44,041	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(6) 生活環境費	△ 3,533	182,264	
ア 環境保全推進事業費	△ 7,609	22,504	
(ア) 環境影響評価審査指導費	△ 7,280	21,720	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 公害紛争処理事業費	△ 329	784	事業費の確定に伴う補正である。
イ 大気環境保全対策事業費	7,755	112,841	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 大気測定局重点整備事業費	7,755	48,841	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 水質調査事業費	△ 3,679	46,919	
(ア) 水質調査事業費	△ 3,679	43,919	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 水資源費	△ 268,912	1,442,129	
ア 水資源対策事業費	16,609	80,553	
(ア) 水資源企画調整事業費	3,300	10,400	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 地下水観測・調査事業費	13,936	38,780	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 静岡県水循環保全事業費	△ 627	28,373	事業費の確定に伴う補正である。
イ 長島ダム対策事業費	△ 62,291	579,746	
(ア) 長島ダム管理費等助成	△ 62,291	442,325	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 水道指導事業費	△ 223,230	781,830	
(ア) 水道施設耐震化等事業費助成	△ 222,860	778,940	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 水道広域化推進事業費	△ 370	990	事業費の確定に伴う補正である。
(8) 盛土対策費	△ 3,200	241,300	
ア 盛土造成行為適正化推進事業費	△ 3,200	94,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 環境衛生科学研究所費	△ 92,456	191,679	
(財源内訳) 諸収入	△ 92,456		(節内訳) (7) 報償費 △ 106 (8) 旅費 △ 2,805 (10) 需用費 △ 22,845 (11) 役務費 1,753 (12) 委託料 △ 28,742 (13) 使用料及び賃借料 △ 21,785 (17) 備品購入費 △ 16,816 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 1,110
(1) 環境衛生科学研究所運営費	△ 92,456	191,679	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 6 款 スポーツ・文化観光費	△ 695,287	13,340,448	
第 1 項 スポーツ・文化観光費	△ 17,944	2,643,314	
第 1 目 スポーツ・文化観光総務費	△ 15,507	2,575,625	
(財源内訳) 一般歳入	△ 15,507		(節内訳) (2) 給料 3,167 (3) 職員手当等 1,202 (4) 共済費 △ 15,197 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 4,679
(1) 職員給与費	△ 15,507	2,575,625	スポーツ・文化観光部職員の人件費の補正である。 ・給料 3,167 一般職給 3,167 ・職員手当等 1,202 扶養手当 △ 1,130 地域手当 790 住居手当 △ 358 通勤手当 4,326 管理職手当 △ 1,145 特殊勤務手当 28 期末手当 △ 2,922 勤勉手当 △ 1,926 児童手当 4,091 単身赴任手当 △ 552 ・共済費 △ 15,197 地方職員共済組合等負担金 △ 15,197 ・負担金、補助及び交付金 △ 4,679
第 2 目 スポーツ・文化観光企画費	△ 2,437	67,689	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 211 △ 2,226		(節内訳) (1) 報酬 △ 1,320 (3) 職員手当等 △ 377 (4) 共済費 △ 566 (8) 旅費 △ 9 (10) 需用費 △ 165
(1) スポーツ・文化観光企画推進費	△ 2,437	67,689	
ア スポーツ・文化観光企画推進費	△ 2,363	19,263	事業費の確定に伴う補正である。
イ 東京ガールズコレクション開催事業費	△ 74	32,426	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 項 スポーツ費	△ 113,028	1,290,599	
第 1 目 スポーツ費	△ 113,028	1,290,599	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 49,204		(7) 報償費 △ 1,506
寄附金	28,783		(8) 旅費 △ 3,968
使用料及び手数料	53		(10) 需用費 △ 2,243
諸収入	△ 10,200		(11) 役務費 △ 840
財産収入	217		(12) 委託料 △ 47,646
繰入金	△ 13,000		(13) 使用料及び賃借料 △ 1,115
県債	△ 46,000		(14) 工事請負費 △ 47,830
一般歳入	△ 23,677		(18) 負担金、補助及び交付金 △ 36,880
			(24) 積立金 29,000
(1) スポーツ交流関連事業費	△ 31,344	184,425	
ア スポーツ医科学機能推進事業費	△ 200	9,800	事業費の確定等に伴う補正である。
イ スポーツまちづくり事業費助成	△ 12,500	1,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ スポーツチーム連携推進事業費	△ 5,100	23,900	事業費の確定等に伴う補正である。
エ スポーツ交流推進事業費	△ 2,014	23,986	事業費の確定に伴う補正である。
オ サイクルスポーツ県づくり事業費	△ 4,585	11,315	事業費の確定等に伴う補正である。
カ 大規模国際スポーツ大会レガシー推進事業費	△ 24,536	45,764	事業費の確定等に伴う補正である。
キ スポーツコミッション推進事業費	△ 11,409	39,091	事業費の確定等に伴う補正である。
ク スポーツ振興基金積立金	29,000	29,569	寄附金等の確定に伴う補正である。
(2) 生涯スポーツ振興費	△ 277	27,093	
ア 生涯スポーツ振興事業費	△ 277	24,723	事業費の確定等に伴う補正である。
(3) 障害者スポーツ振興関連事業費	△ 11,046	93,054	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 「ふじのくに」パラアスリート支援・育成事業費助成	△ 2,045	30,355	事業費の確定に伴う補正である。
イ パラスポーツの聖地づくり推進事業費	△ 9,001	32,499	事業費の確定等に伴う補正である。
(4) スポーツ施設管理運営関連事業費	△ 53,251	627,037	
ア スポーツ施設修繕事業費	△ 53,251	139,749	事業費の確定等に伴う補正である。
(5) 競技スポーツ振興事業費	△ 17,110	358,990	
ア 競技力向上対策事業費	△ 17,110	253,490	事業費の確定等に伴う補正である。
第 3 項 文化費	△ 249,821	3,998,507	
第 1 目 文化事業費	△ 52,485	2,346,406	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 10,148		(7) 報償費 △ 300
使用料及び手数料	15		(8) 旅費 △ 1,367
県債	△ 4,000		(10) 需用費 △ 2,439
一般歳入	△ 38,352		(11) 役務費 △ 9,389
			(12) 委託料 △ 26,282
			(13) 使用料及び賃借料 △ 352
			(14) 工事請負費 △ 2,356
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 10,000
(1) 文化振興事業費	△ 46,328	505,715	
ア 文化振興推進事業費	△ 381	22,214	事業費の確定に伴う補正である。
イ 子どもが文化と出会う機会創出事業費	△ 226	85,632	事業費の確定に伴う補正である。
ウ ふじのくに文化芸術の祭典推進事業費	△ 449	40,851	事業費の確定に伴う補正である。
エ 魅力ある文化資源の観光活用推進事業費	△ 734	58,966	事業費の確定に伴う補正である。
オ 美術館跡地利活用計画策定等事業費	△ 57	45,943	事業費の確定に伴う補正である。
カ 日本平周辺文化施設利活用推進事業費	△ 44,481	29,419	事業費の確定等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) グランシップ管理運営 関連事業費	△ 4,724	1,460,100	
ア グランシップ管理運営 事業費	0	925,624	財源更正に伴う補正である。
イ グランシップ修繕事業 費	△ 4,724	534,476	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 舞台芸術センター関連 事業費	△ 1,433	380,591	
ア 舞台芸術拠点施設修繕 事業費	△ 1,433	26,467	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 文化財費	△ 146,257	371,455	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	76,687		(1) 報酬 △ 17
諸収入	△ 237,690		(3) 職員手当等 △ 233
県債	△ 8,000		(4) 共済費 △ 27
一般歳入	22,746		(7) 報償費 △ 137
			(8) 旅費 △ 743
			(10) 需用費 △ 1,538
			(11) 役務費 △ 849
			(12) 委託料 △ 152,967
			(13) 使用料及び賃借料 △ 1,652
			(14) 工事請負費 △ 7,690
			(18) 負担金、補助及び交付金 19,604
			(26) 公課費 △ 8
(1) 文化財行政費	△ 431	6,376	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 文化財保存活用費	17,177	242,427	
ア 文化財保存活用費	△ 1,471	13,129	事業費の確定に伴う補正である。
イ 文化財保存活用推進事 業費	19,027	219,327	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
ウ 無形民俗文化財持続可 能化事業費	△ 379	9,521	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 埋蔵文化財保存活用費	△ 163,003	122,652	
ア 埋蔵文化財センター管 理運営費	△ 1,343	31,264	事業費の確定等に伴う補正である。
イ 埋蔵文化財センター修 繕事業費	△ 7,690	11,110	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 文化財調査受託事業費	△ 153,970	80,278	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 世界遺産推進費	△ 11,025	587,562	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	44,335		(1) 報酬 △ 1,800
寄附金	15,308		(7) 報償費 △ 347
使用料及び手数料	△ 5,029		(8) 旅費 △ 2,099
諸収入	517		(10) 需用費 △ 3,573
財産収入	166		(11) 役務費 △ 711
繰入金	△ 30,327		(12) 委託料 △ 7,891
一般歳入	△ 35,995		(13) 使用料及び賃借料 △ 258
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 12,369
			(24) 積立金 18,023
(1) 世界遺産推進費	△ 11,025	587,562	
ア 富士山世界遺産センター管理運営事業費	△ 5,070	223,382	事業費の確定に伴う補正である。
イ 富士山後世継承基金積立金	18,023	100,258	寄附金等の確定に伴う補正である。
ウ 富士山富士宮口五合目来訪者施設(仮称)整備事業費	△ 13,060	32,940	事業費の確定に伴う補正である。
エ 「富士山」後世への継承推進事業費	△ 10,757	227,243	事業費の確定等に伴う補正である。
オ 「韮山反射炉」後世への継承推進事業費	△ 161	3,739	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 美術館費	△ 35,795	542,414	
(財源内訳)			(節内訳)
寄附金	1,339		(1) 報酬 △ 978
使用料及び手数料	△ 11,394		(3) 職員手当等 △ 194
諸収入	△ 7,427		(4) 共済費 △ 900
財産収入	878		(7) 報償費 △ 16
県債	△ 28,000		(8) 旅費 △ 300
一般歳入	8,809		(10) 需用費 △ 1,122
			(11) 役務費 △ 362
			(12) 委託料 △ 1,307
			(13) 使用料及び賃借料 △ 226
			(14) 工事請負費 △ 31,323
			(17) 備品購入費 △ 2,000
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 87
			(24) 積立金 3,020

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 美術館管理運営関連事業費	△ 38,815	538,925	
ア 美術館運営事業費	△ 7,492	386,248	事業費の確定等に伴う補正である。
イ 美術館修繕事業費	△ 31,323	152,677	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 美術博物館建設基金積立金	3,020	3,489	寄附金等の確定に伴う補正である。
第 5 目 地球環境史ミュージアム費	△ 4,259	150,670	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 2,228		(10) 需用費 △ 1,776
諸収入	△ 2,031		(11) 役務費 △ 483
			(12) 委託料 △ 2,000
(1) ふじのくに地球環境史ミュージアム管理運営事業費	△ 4,259	150,670	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 観光交流費	△ 53,052	2,383,709	
第 1 目 観光費	△ 53,052	2,383,709	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 13,730		(8) 旅費 △ 8
寄附金	970		(10) 需用費 △ 403
使用料及び手数料	△ 296		(11) 役務費 △ 761
県債	△ 115,000		(12) 委託料 △ 490
一般歳入	75,004		(13) 使用料及び賃借料 △ 1,048
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 50,342
(1) 観光交流推進費	△ 52,574	2,323,187	
ア 観光交流促進事業費	△ 52,574	1,145,752	
(ア) インバウンド推進事業費	△ 4,450	219,050	事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) 時流を捉えた押し旅推進事業費	3,350	183,050	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 誘客推進事業費	0	56,876	財源更正に伴う補正である。
(エ) 教育旅行推進事業費	△ 1,672	28,528	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明	
(オ) 黄金KAIDOプロジェクトによる観光ブランド形成事業費	△ 2,550	47,450	補助対象事業費の確定に伴う補正である。	
(カ) 観光情報プラットフォーム活用事業費	△ 1,018	93,982	事業費の確定に伴う補正である。	
(キ) ガストロノミーツーリズム推進事業費	△ 10,242	59,758	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。	
(ク) おもてなし推進事業費	△ 502	21,948	事業費の確定に伴う補正である。	
(ケ) 駿河湾フェリー利活用促進事業費	△ 6,600	200,000	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。	
(コ) 宿泊業の経営力基盤強化事業費助成	△ 28,890	114,110	補助対象事業費の確定に伴う補正である。	
イ 観光施設整備事業費	0	1,100,000	財源更正に伴う補正である。	
(2) プラサヴェルデ管理運営事業費	△ 478	60,522	事業費の確定に伴う補正である。	
第 5 項 空港振興費	△ 261,442	3,024,319		
第 1 目 空港振興費	△ 261,442	3,024,319		
(財源内訳)			(節内訳)	
国庫支出金	△ 37,701		(8) 旅費	△ 1,166
財産収入	1,473		(10) 需用費	△ 471
繰入金	△ 63,969		(11) 役務費	△ 151
県債	△ 25,000		(12) 委託料	△ 36,054
一般歳入	△ 136,245		(13) 使用料及び賃借料	△ 60
			(14) 工事請負費	△ 2,000
			(18) 負担金、補助及び交付金	△ 223,013
			(24) 積立金	1,473
(1) 空港行政費	△ 7,146	26,217	事業費の確定に伴う補正である。	
(2) 空港西側県有地利用促進事業費	△ 5,000	0	事業費の確定に伴う補正である。	
(3) 空港施設整備事業費	△ 33,253	1,310,747	事業費の確定等に伴う補正である。	
(4) 航空保安高度化事業費	△ 3,700	78,300	補助対象事業費の確定に伴う補正である。	
(5) 空港周辺地域振興推進事業費	△ 61,218	565,482		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 空港隣接地域賑わい空間創生事業費	△ 60,969	480,031	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
イ 空港周囲部環境保全対策事業費	△ 249	35,451	事業費の確定等に伴う補正である。
(6) 静岡県空港建設等基金積立金	1,473	7,000	基金運用益の確定に伴う補正である。
(7) 富士山静岡空港交流促進事業費	△ 152,598	977,222	
ア 就航・海外交流促進事業費	△ 90,392	534,908	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
イ 空港定期便拡充促進事業費	△ 30,625	279,375	事業費の確定等に伴う補正である。
ウ 航空物流推進事業費	△ 794	4,726	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 空港アクセス向上事業費	△ 30,787	149,213	事業費の確定等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 7 款 健康福祉費	△ 2,583,546	273,955,833	
第 1 項 健康福祉費	△ 132,386	11,192,371	
第 1 目 健康福祉総務費	△ 96,252	10,633,038	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 14,071		(節内訳) (2) 給料 △ 73,251
諸収入	69,517		(3) 職員手当等 11,631
一般歳入	△ 151,698		(4) 共済費 △ 31,828
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 2,804
(1) 職員給与費	△ 96,252	10,633,038	健康福祉部職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 73,251 一般職給 △ 73,251 ・職員手当等 11,631 扶養手当 △ 4,447 地域手当 △ 1,864 住居手当 △ 1,619 通勤手当 79,646 管理職手当 △ 4,102 初任給調整手当 △ 7,154 特殊勤務手当 4,492 休日勤務手当 △ 2,834 夜間勤務手当 △ 99 宿日直手当 △ 507 期末手当 △ 14,088 勤勉手当 △ 23,789 児童手当 △ 12,710 単身赴任手当 696 管理職員特別勤務手当 10 ・共済費 △ 31,828 地方職員共済組合等負担金 △ 31,828 ・負担金、補助及び交付金 △ 2,804
第 2 目 健康福祉企画費	△ 36,134	559,333	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 2,782		(節内訳) (1) 報酬 △ 1,406
諸収入	56		(4) 共済費 150
県債	△ 14,000		(7) 報償費 △ 870
一般歳入	△ 19,408		(8) 旅費 △ 1,312
			(10) 需用費 △ 3,592
			(11) 役務費 △ 3,168
			(12) 委託料 △ 16,994
			(13) 使用料及び賃借料 △ 1,920
			(14) 工事請負費 △ 6,715
			(17) 備品購入費 △ 200
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 107

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 健康福祉推進費	△ 4,167	67,322	
ア 健康福祉企画推進事業費	△ 232	34,519	
(ア) 健康福祉企画推進費	△ 232	18,519	事業費の確定に伴う補正である。
イ 保健・医療・福祉総合情報ネットワーク運営事業費	△ 2,481	22,619	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 保健統計事業費	△ 1,454	10,184	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 健康福祉センター運営費	△ 21,751	485,347	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 地域で支える災害弱者支援体制促進事業費	△ 40	4,840	事業費の確定に伴う補正である。
(4) (仮称) 医科大学院大学設置検討事業費	△ 10,176	1,824	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 福祉長寿費	△ 216,826	65,102,353	
第 1 目 地域福祉費	△ 16,543	2,304,038	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 10,625		(3) 職員手当等 △ 174
諸収入	△ 23		(4) 共済費 202
繰入金	△ 8,320		(7) 報償費 △ 866
一般歳入	2,425		(8) 旅費 △ 1,175
			(10) 需用費 △ 740
			(11) 役務費 △ 317
			(12) 委託料 △ 9,148
			(13) 使用料及び賃借料 △ 626
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 3,699
(1) 地域福祉推進費	3,464	2,070,900	
ア 地域福祉活動費	885	895,714	
(ア) 地域福祉活動団体活動促進事業費助成	△ 1,530	89,932	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 福祉サービス利用推進事業費	6,000	80,639	生活保護受給者のサービス利用料等の助成に要する経費の補正である。
(ウ) 民生委員・児童委員活動推進費助成	△ 1,611	337,765	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(エ) 民生委員等研修事業費	△ 338	2,851	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 成年後見推進事業費	△ 1,200	41,180	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 民生委員・児童委員活動支援事業費	△ 173	2,992	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 地域共生のための包括的相談支援体制構築事業費	△ 28	4,072	事業費の確定に伴う補正である。
(ク) 誰ひとり取り残さない福祉の仕組みづくり事業費	△ 235	4,265	事業費の確定に伴う補正である。
イ 低所得者更生援護費	△ 130	33,503	
(ア) ホームレス実態調査事業費	△ 130	630	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 社会福祉施設等指導費	28,948	786,798	
(ア) 社会福祉推進事業費	△ 487	37,411	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業費助成	30,495	743,415	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 社会福祉法人等のネットワーク化による協働推進事業費	△ 1,060	940	事業費の確定に伴う補正である。
エ 民間社会福祉施設整備償還金助成事業費	△ 26,239	354,885	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(2) 福祉人材確保事業費	△ 7,120	123,831	
ア 福祉人材確保対策事業費	△ 7,120	81,380	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 人権・同和対策等事業費	△ 12,887	109,307	
ア 人権同和対策事業推進費	△ 1,407	75,520	
(ア) 人権同和対策事業推進費	△ 71	1,507	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 人権同和対策推進事業費	△ 300	8,200	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 隣保館運営費助成	△ 1,036	61,113	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 人権問題啓発事業費	△ 11,480	33,787	
(ア) 人権啓発活動事業費	△ 10,971	17,638	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 人権啓発センター運営等事業費	△ 64	11,348	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 人権啓発等推進事業費	△ 445	4,801	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 生活保護費	102,463	4,017,650	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	51,008		(3) 職員手当等 △ 220
諸収入	△ 2,927		(4) 共済費 △ 667
一般歳入	54,382		(8) 旅費 △ 375
			(10) 需用費 △ 15
			(11) 役務費 △ 1
			(12) 委託料 △ 12,464
			(13) 使用料及び賃借料 △ 193
			(18) 負担金、補助及び交付金 21,252
			(19) 扶助費 95,146
(1) 生活援護推進費	102,463	4,017,650	
ア 生活援護事業費	102,463	4,016,612	
(ア) 生活保護費	116,148	3,851,148	被保護人員の変動等に伴う補正である。
(イ) 要保護世帯法外援護等事業費	301	3,755	行旅病人及び行旅死亡人の取扱件数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 生活保護運営対策事業費	△ 897	37,579	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 生活保護システム運営事業費	△ 8,800	0	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 住居確保給付金	△ 31	3,869	支給件数の変動等に伴う補正である。
(カ) 生活困窮者自立支援事業費	△ 26	59,880	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 生活保護者就労支援事業費	△ 797	22,579	事業費の確定に伴う補正である。
(ク) ふじのくに型学びの心育成支援事業費	△ 99	29,621	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ケ) 生活保護受給者健康管理支援事業費	△ 3,330	1,187	事業費の確定に伴う補正である。
(コ) 生活困窮者就労縁結び事業費	△ 6	6,994	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 長寿社会費	△ 299,713	58,745,592	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 296,918		(1) 報酬 △ 426
諸収入	△ 72,902		(3) 職員手当等 △ 534
財産収入	570		(4) 共済費 47
繰入金	△ 555,888		(7) 報償費 △ 10,262
県債	△ 338,000		(8) 旅費 △ 3,977
一般歳入	963,425		(10) 需用費 △ 439
			(11) 役務費 △ 846
			(12) 委託料 △ 53,645
			(13) 使用料及び賃借料 △ 3,376
			(17) 備品購入費 △ 163
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 226,662
			(24) 積立金 570
(1) 高齢者健康いきいき県づくり推進費	△ 101	196,049	
ア 高齢社会総合対策推進費	△ 98	17,828	事業費の確定に伴う補正である。
イ 元気高齢者対策推進事業費	△ 3	76,133	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(2) 地域包括ケアシステム推進費	33,807	2,804,692	
ア 地域包括ケア推進事業費	△ 10,523	218,727	事業費の確定に伴う補正である。
イ 医療・介護関連データ分析事業費	△ 702	2,798	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 壮年熟期が活躍するいきいき長寿社会づくり事業費	△ 123	10,812	事業費の確定に伴う補正である。
エ 地域支援事業費県交付金	88,059	2,370,059	市町の地域支援事業費執行見込額の変更に伴う補正である。
オ 認知症総合対策推進費	△ 9,904	115,296	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 認知症総合対策推進事業費	△ 3,854	84,546	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 認知症の人をみんなで支える地域づくり推進事業費	△ 6,050	30,750	事業費の確定に伴う補正である。
カ 在宅療養・介護支援事業費	△ 33,000	57,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 介護保険制度推進費	20,581	55,384,851	
ア 介護サービス推進事業費	△ 754,176	5,911,167	
(ア) 介護サービス向上促進事業費	△ 490	5,820	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 介護保険関連施設整備事業費助成	△ 733,987	914,013	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 介護施設等自家発電設備等整備事業費助成	△ 19,699	33,334	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 介護保険事業費	867,764	48,577,168	
(ア) 介護給付費等県負担金	900,000	47,700,000	市町の介護給付費執行見込額の変更に伴う補正である。
(イ) 軽費老人ホーム事務費助成	△ 23,275	731,725	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 介護保険制度施行運営費	△ 12,052	45,952	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 介護保険財政安定化基金繰出金	570	7,770	基金運用益の確定に伴う補正である。
(オ) 介護保険低所得者利用者負担金助成	7,000	86,000	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 介護支援専門員水準向上事業費	△ 4,479	5,721	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 介護人材確保対策事業費	△ 93,007	896,516	
(ア) 介護人材就業・定着促進事業費	△ 1,228	20,272	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
(イ)	介護事業所業務革新推進事業費	△ 1,551	13,849	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	介護人材育成事業費	△ 40,214	157,000	事業費の確定に伴う補正である。
(エ)	介護職経験者復職・代替職員雇上事業費	△ 135	9,974	事業費の確定に伴う補正である。
(オ)	介護分野ICT化等事業費助成	△ 47,000	500,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(カ)	外国人介護人材確保総合対策事業費	△ 2,879	87,421	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	社会福祉サービス確保支援事業費助成	△ 354,000	360,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目	遺家族等援護費	△ 3,033	35,073	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 2,433		(1) 報酬 793
	諸収入	△ 110		(3) 職員手当等 39
	一般歳入	△ 490		(4) 共済費 △ 255
				(7) 報償費 △ 234
				(8) 旅費 △ 526
				(10) 需用費 307
				(11) 役務費 △ 36
				(12) 委託料 △ 1,690
				(13) 使用料及び賃借料 △ 330
				(19) 扶助費 △ 1,101
(1)	戦没者遺族及び戦傷病者等援護事業費	△ 3,033	23,303	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項	こども未来費	952,346	52,446,136	
第 1 目	こども未来費	952,346	52,446,136	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 256,970		(1) 報酬 △ 1,331
	寄附金	15,729		(3) 職員手当等 2,797
	諸収入	36,908		(4) 共済費 3,654
	財産収入	827,082		(7) 報償費 △ 1,769
	繰入金	△ 39,045		(8) 旅費 △ 2,044
	県債	△ 61,000		(10) 需用費 △ 4,871
	一般歳入	429,642		(11) 役務費 △ 2,499
				(12) 委託料 △ 198,452
				(13) 使用料及び賃借料 △ 692
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 6,863
				(19) 扶助費 334,533

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(22) 償還金、利子及び割引料 827,082 (26) 公課費 8 (27) 繰出金 2,793
(1) 少子化対策推進費	△ 40,625	432,582	
ア ふじのくに少子化対策特別推進事業費	△ 27,307	284,408	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ ふじのくに出会い応援事業費	△ 2,829	24,171	事業費の確定に伴う補正である。
ウ ふじのくに新・少子化突破展開事業費助成	△ 5,489	94,511	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 男性育児休業取得促進事業費助成	△ 5,000	10,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(2) 保育サービス推進費	△ 246,138	23,053,731	
ア 質の高い保育の確保推進費	△ 242,414	21,201,605	
(ア) 子ども・子育て支援給付費負担金	△ 494,026	20,878,041	保育所等入所児童数の変動等に伴う補正である。
(イ) 保育士修学資金等貸付事業費助成	251,612	251,612	保育士資格取得を目指す学生の修学や潜在保育士の保育所復帰などに係る経費の貸付を行う。
イ 保育サービス推進費	△ 3,724	1,852,126	
(ア) 保育対策等促進事業費助成	△ 56,782	863,218	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 多様な保育推進事業費助成	61,079	764,079	市町の乳幼児保育事業執行見込額の変更に伴う補正である。
(ウ) こどもの安心・安全対策支援事業費助成	△ 8,021	9,929	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 地域における子育て支援推進費	1,379,612	14,413,470	
ア 地域における子育て支援推進費	1,006,629	2,278,358	
(ア) しずおかふじさんっこ推進事業費	△ 4,915	11,957	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 安心こども基金返還金	827,082	827,082	安心こども基金の残金を取り崩し、国に返還する。
(ウ) 子育て支援事業費助成	185,745	1,422,745	市町の子育て支援事業執行見込額の変更に伴う補正である。
(エ) 子育て支援員養成事業費	△ 1,283	6,962	事業費の確定に伴う補正である。
イ 放課後児童対策費	44,983	2,342,072	
(ア) 放課後児童クラブ運営費助成	122,384	2,275,384	市町の放課後児童クラブ運営費執行見込額の変更に伴う補正である。
(イ) 子育て支援施設整備費助成	△ 76,000	60,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 放課後児童支援員等資質向上研修事業費	△ 1,401	6,688	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 子育て家庭の経済的支援費	328,000	9,791,000	
(ア) こども医療費助成	328,000	2,691,000	市町の年間見込額の変動に伴う補正である。
(4) 母子保健推進費	△ 58,992	1,115,227	
ア 乳幼児検査・健診事業費	△ 6,000	35,000	検査件数の変動等に伴う補正である。
イ 未熟児養育医療扶助費	△ 4,261	49,739	市町の未熟児養育医療給付見込額の変更に伴う補正である。
ウ 身体障害児育成医療等扶助費	△ 3,000	5,000	市町の育成医療給付見込額の変更に伴う補正である。
エ 聴覚障害児支援体制整備事業費	0	15,000	財源更正に伴う補正である。
オ 小児慢性特定疾病医療費	41,000	355,000	年間見込額の変動に伴う補正である。
カ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費助成	340	1,640	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
キ 不妊治療費（先進医療）助成	△ 46,650	87,550	年間見込額の変動に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ク 子育て支援活動等推進費	△ 5,752	30,089	事業費の確定に伴う補正である。
ケ 旧優生保護法一時金支給等事務費	62	8,955	事業費の確定に伴う補正である。
コ 出産・子育て応援事業費助成	△ 34,731	370,269	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(5) 要保護児童等対応推進費	△ 81,511	13,431,126	
ア 児童虐待防止対策費	577,113	11,711,788	
(ア) 児童相談所等活動推進費	△ 2,852	67,121	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 児童相談所等職員専門研修事業費	△ 546	8,042	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 児童家庭支援センター運営費助成	6,000	55,600	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 児童虐待防止対策事業費	△ 1,308	49,779	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 一時保護児童収容費	△ 10,905	160,944	一時保護児童数の変動等に伴う補正である。
(カ) 児童入所措置費	636,176	11,336,176	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) SNS悩み相談窓口事業費	△ 49,452	29,326	事業費の確定に伴う補正である。
イ 社会的養護体制推進費	△ 653,771	725,965	
(ア) 県立児童福祉施設運営費	△ 8,687	278,099	入所児童数の変動等に伴う補正である。
(イ) 被措置児童等支援事業費	△ 2,176	9,024	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 社会的養護入所者環境改善事業費	△ 8,000	46,583	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 児童養護施設等整備費助成	△ 1,603	74,897	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業費	△ 67,800	7,200	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(カ) 社会的養護自立支援事業費	△ 13,213	26,423	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) こどもの権利擁護環境整備事業費	△ 3,520	3,480	事業費の確定に伴う補正である。
(ク) こどもの居場所応援事業費助成	14,909	39,105	事業費の確定に伴う補正である。
(ケ) ヤングケアラー支援体制構築事業費	△ 2,606	17,394	事業費の確定に伴う補正である。
(コ) 新たな子育て支援基盤整備事業費助成	△ 544,295	25,005	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(サ) 児童養護施設等体制強化事業費助成	△ 16,780	62,220	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ DV防止対策費	5,800	111,156	
(ア) DV相談体制強化事業費	△ 283	9,485	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 女性相談支援センター一時保護所・女性自立支援施設運営費	6,083	97,671	事業費の確定に伴う補正である。
エ ひとり親家庭自立支援推進費	△ 10,653	882,217	
(ア) 母子父子寡婦福祉資金特別会計繰出金	2,793	2,793	諸収入の確定に伴う補正である。
(イ) ひとり親家庭対策総合支援事業費	△ 4,280	49,390	事業費の確定等に伴う補正である。
(ウ) ひとり親家庭就学支援事業費	565	3,565	市町の年間見込額の変動に伴う補正である。
(エ) 児童扶養手当給付費	△ 14,000	618,000	手当額の変動に伴う補正である。
(オ) ひとり親家庭等医療費助成	10,269	186,269	市町の年間見込額の変動に伴う補正である。
(カ) ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成	△ 1,800	22,200	市町の年間見込額の変動に伴う補正である。
(キ) 児童扶養手当システム運営事業費	△ 4,200	0	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 項 障害者支援費	584,986	27,130,469	
第 1 目 障害者支援費	584,986	27,130,469	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	32,526		(1) 報酬 △ 3,835
諸収入	△ 45,978		(3) 職員手当等 △ 2,498
繰入金	△ 2,532		(4) 共済費 △ 1,610
県債	1,000		(7) 報償費 △ 3,811
一般歳入	599,970		(8) 旅費 △ 4,989
			(10) 需用費 △ 2,464
			(11) 役務費 △ 968
			(12) 委託料 △ 23,450
			(13) 使用料及び賃借料 △ 836
			(18) 負担金、補助及び交付金 441,919
			(19) 扶助費 187,551
			(26) 公課費 △ 23
(1) 障害者支援体制整備費	616,083	26,947,966	
ア 障害者相談・支援推進費	△ 31,709	375,784	
(ア) 障害者福祉推進事業費	△ 1,790	124,510	事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) 多様な精神疾患医療連携体制整備事業費	△ 1,396	21,244	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 自殺総合対策事業費	△ 31,481	76,519	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) ひきこもり対策推進事業費	△ 1,213	25,851	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 障害福祉人材確保事業費	4,171	28,771	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 障害者生活支援推進費	430,900	20,332,303	
(ア) 障害者総合支援法施行運営費	447,537	19,651,975	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 障害児者ライフサポート事業費助成	△ 173	11,327	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 在宅重症児者対応多職種連携研修事業費	△ 1,569	5,231	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 在宅重症心身障害児(者)療育支援事業費	△ 369	5,631	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
(オ)	医療的ケア児等総合支援事業費	△ 423	24,777	事業費の確定に伴う補正である。
(カ)	重症心身障害児施設等援護費	△ 31	1,400	事業費の確定に伴う補正である。
(キ)	県立障害児(者)施設運営費	△ 5,348	104,880	利用人員の変動等に伴う補正である。
(ク)	障害者施設等整備費助成	1,344	462,044	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ケ)	重度障害者対応グループホーム整備事業費助成	△ 10,068	3,932	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	発達障害支援推進費	△ 451	176,143	
(ア)	発達障害者支援センター運営費	65	138,967	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	発達障害者支援体制整備事業費	△ 516	37,176	事業費の確定に伴う補正である。
エ	医療保護対策推進費	181,084	2,944,609	
(ア)	精神科救急医療対策事業費	△ 3,416	112,109	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	精神障害者権利擁護推進事業費	△ 3,500	28,500	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	精神障害者措置・通院医療費負担金	188,000	2,804,000	受給件数の変動等に伴う補正である。
オ	障害者(児)手当等給付費事業費	36,259	3,119,127	
(ア)	身体障害児(者)援護費負担金	△ 1,000	1,062,000	受給件数の変動等に伴う補正である。
(イ)	特別障害者手当等給付事業費	1,000	61,000	受給者数の変動等に伴う補正である。
(ウ)	重度障害者(児)医療費助成	44,500	1,774,500	受給件数の変動等に伴う補正である。
(エ)	障害者手帳システム運営事業費	△ 8,241	101,759	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 自立と社会参加促進費	△ 31,097	182,503	
ア 精神障害者地域移行定着支援事業費	△ 806	7,841	事業費の確定に伴う補正である。
イ 雇用・就労対策推進費	△ 29,989	112,442	
(ア) 生産活動パワーアップ支援事業費	△ 29,989	18,411	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 社会参加促進費	△ 302	62,220	
(ア) 障害のある人への心づかい推進事業費	△ 232	6,896	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 手話言語普及促進事業費	△ 70	4,030	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 医療費	△ 3,054,692	38,286,586	
第 1 目 医務福祉費	△ 709,939	20,301,922	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 376,299		(1) 報酬 △ 9,336
使用料及び手数料	△ 10,186		(3) 職員手当等 △ 6,955
諸収入	△ 1,175		(4) 共済費 △ 2,626
財産収入	17,716		(7) 報償費 △ 8,267
繰入金	△ 314,897		(8) 旅費 △ 3,889
一般歳入	△ 25,098		(10) 需用費 △ 3,995
			(11) 役務費 △ 10,993
			(12) 委託料 △ 97,757
			(13) 使用料及び賃借料 △ 996
			(17) 備品購入費 △ 1,348
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 510,772
			(19) 扶助費 141,834
			(20) 貸付金 △ 127,742
			(24) 積立金 △ 67,097
(1) 医療従事者確保対策推進費	△ 227,390	4,281,353	
ア 医師確保対策推進費	△ 165,290	1,658,030	
(ア) ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ運営事業費	△ 119,117	1,533,483	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ふじのくに女性医師支援センター事業費	△ 266	18,234	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	(ウ) 県立病院医師派遣事業費	△ 28,916	3,984	事業費の確定に伴う補正である。
	(エ) 医師・医療人材確保養成事業費	△ 347	8,073	事業費の確定に伴う補正である。
	(オ) 医療従事者確保支援事業費助成	△ 1,165	12,235	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(カ) 指導医招聘等事業費助成	△ 11,220	7,780	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(キ) 医師偏在解消推進事業費助成	△ 4,259	141	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ	看護職員確保対策推進費	△ 62,100	2,623,323	
	(ア) 看護職員確保・質向上対策事業費助成	△ 40,000	180,000	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 病院内保育所運営費助成	△ 8,000	155,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 医療勤務環境改善支援センター事業費	△ 4,428	48,750	事業費の確定に伴う補正である。
	(エ) 地域医療勤務環境改善体制整備事業費助成	125,224	1,758,224	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(オ) 看護師勤務環境改善施設整備費助成	△ 9,045	5,355	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(カ) 看護職員養成所運営費助成	△ 5,296	142,610	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(キ) 県立看護専門学校運営費	△ 21,104	99,274	事業費の確定に伴う補正である。
	(ク) 医療従事者養成所施設・設備整備費助成	△ 2,138	42,862	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(ケ) 看護職員修学資金貸付金	△ 18,942	104,758	事業費の確定に伴う補正である。
	(コ) 看護補助者処遇改善事業費助成	△ 78,371	73,629	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(2)	医療提供体制確保対策推進費	△ 560,593	11,638,147	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 救急医療対策推進費	24,097	1,495,400	
(ア) 救急医療施設運営費等助成	108,951	755,751	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ドクターヘリ運航事業費助成	△ 54,455	658,545	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) ドクターヘリ夜間運航検討事業費	△ 57	443	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 救急医療確保事業費助成	△ 804	11,896	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 緊急被ばく予防対策事業費	△ 8,717	15,132	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 緊急医療施設等運営費	△ 20,821	50,333	事業費の確定に伴う補正である。
イ 災害医療対策推進費	△ 5,300	9,300	
(ア) 災害医療救護推進事業費	△ 5,300	6,700	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 周産期医療対策推進費	△ 152,205	1,473,339	
(ア) 周産期医療体制整備支援事業費	△ 3,268	368,177	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 小児救急電話相談事業費	△ 66,273	45,427	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 産科医療確保事業費	△ 29,697	72,000	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 産科医療施設等整備事業費助成	△ 52,967	89,533	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ へき地医療対策推進費	△ 8,341	152,109	
(ア) へき地医療対策事業費助成	△ 5,217	10,564	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) へき地医療施設設備整備促進費助成	△ 3,124	8,945	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 医療連携推進費	△ 166,660	4,529,492	
(ア) 医療介護総合確保連携推進事業費	△ 1,568	12,454	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
(イ)	病床機能再編支援事業費助成	△ 78,928	108,072	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	地域医療連携推進事業費助成	△ 17,000	8,500	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ)	歯科医療提供体制整備事業費	△ 2,067	37,563	事業費の確定に伴う補正である。
(オ)	地域医療介護総合確保基金積立金	△ 67,097	4,321,903	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ	医療関係対策事業費	△ 4,932	43,359	
(ア)	救急医療情報センター運営事業費	△ 3,288	27,910	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	医療関係対策事業費	△ 777	4,921	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	医療安全相談体制づくり推進事業費	△ 443	3,672	事業費の確定に伴う補正である。
(エ)	公衆衛生活動事業費助成	△ 130	2,550	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ)	外国人患者受入環境整備事業費	△ 294	4,306	事業費の確定に伴う補正である。
キ	医療機関整備充実費	△ 247,252	3,935,148	
(ア)	医療施設設備等整備事業費助成	△ 144,921	228,779	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	医療施設等スプリンクラー等整備事業費助成	△ 77,350	49,650	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	病床機能分化促進事業費助成	△ 13,700	19,300	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ)	医療機関食事療養提供体制確保事業費助成	△ 11,281	120,419	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3)	がん・難病等対策推進費	78,044	4,382,422	
ア	がん総合対策推進事業費	△ 57,820	498,919	
(ア)	がん総合対策推進事業費	△ 2,870	216,730	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 若年がん患者等支援事業費助成	△ 4,175	23,164	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) がん医療均てん化推進事業費助成	△ 50,775	259,025	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 難病・原爆被爆者等対策費	135,864	3,883,503	
(ア) 難病医療費等事業費助成	152,600	3,535,000	患者医療費の変動等に伴う補正である。
(イ) 難病等対策推進事業費	△ 4,254	100,210	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 難病患者支援推進事業費	△ 356	22,623	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 難病患者介護家族リフレッシュ事業費助成	△ 1,000	3,800	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) アレルギー対策推進事業費	△ 360	1,440	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 原爆被爆者健康管理事業費	△ 10,766	189,934	各種手当支給件数の変動等に伴う補正である。
第 2 目 感染症対策費	△ 187,643	1,153,784	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 59,120		(1) 報酬 △ 5
諸収入	△ 54		(4) 共済費 △ 79
繰入金	△ 9,252		(7) 報償費 △ 179
一般歳入	△ 119,217		(8) 旅費 △ 976
			(10) 需用費 △ 10,413
			(11) 役務費 △ 600
			(12) 委託料 △ 12,363
			(13) 使用料及び賃借料 △ 480
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 236,260
			(19) 扶助費 73,712
(1) 感染症対策事業費	△ 187,643	1,153,784	
ア 感染症患者入院医療費負担金	96,900	113,200	患者医療費の変動等に伴う補正である。
イ 感染症指定医療機関運営費助成	△ 29,303	49,097	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 感染症等対策事業費	△ 1,035	44,634	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ 予防接種健康被害救済 事業費助成	3,500	31,500	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 新型インフルエンザ対 策事業費	△ 7,985	119,115	事業費の確定に伴う補正である。
カ 結核患者医療費負担金	1,200	3,700	患者医療費の変動等に伴う補正である。
キ 結核健康診断事業費	△ 300	47,663	利用者数の変動等に伴う補正である。
ク 肝炎対策事業費	△ 655	30,922	事業費の確定に伴う補正である。
ケ ウイルス性肝炎患者等 重症化予防推進事業費	△ 498	400	利用者数の変動等に伴う補正である。
コ 肝炎患者医療費負担金	△ 23,890	114,000	患者医療費の変動等に伴う補正である。
サ 風しん抗体検査事業費 助成	△ 18	7,370	利用者数の変動等に伴う補正である。
シ 感染症予防体制整備事 業費	△ 243	1,799	事業費の確定に伴う補正である。
ス 新興感染症等対策事業 費	△ 225,316	589,284	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 県立病院費	△ 2,157,110	16,830,880	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	△ 2,157,000		(8) 旅費 △ 9
一般歳入	△ 110		(11) 役員費 △ 40
			(13) 使用料及び賃借料 △ 61
			(20) 貸付金 △ 2,157,000
(1) 静岡県立病院機構関係 事業費	△ 2,157,110	9,800,198	
ア 静岡県立病院機構貸付 金	△ 2,157,000	2,499,000	静岡県立病院機構に対する貸付金の決定に伴う 補正である。
イ 静岡県立病院機構関係 事務運営費	△ 110	371	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 項 健康費	△ 537,584	78,214,318	
第 1 目 健康政策費	△ 5,315	281,785	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 557		(7) 報償費 △ 878
一般歳入	△ 4,758		(8) 旅費 △ 236

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 静岡社会健康医学大学 院大学修学資金貸付金	△ 4,200	12,000	(10) 需用費 △ 1 (20) 貸付金 △ 4,200 事業費の確定に伴う補正である。
(2) ヘルスオープンイノベ ーション静岡運営事業 費	△ 1,115	4,285	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 健康増進費	△ 9,636	352,109	(節内訳) (3) 職員手当等 △ 182 (7) 報償費 △ 2,087 (8) 旅費 △ 1,452 (10) 需用費 △ 1,893 (11) 役務費 △ 986 (12) 委託料 △ 1,011 (13) 使用料及び賃借料 △ 1,685 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 340
(1) ふじのくに健康増進計 画等推進事業費	△ 9,265	347,448	
ア ふじのくに健康増進計 画推進事業費	△ 8,313	26,501	事業費の確定に伴う補正である。
イ 歯科保健対策事業費	△ 182	16,112	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 民間協働による健康課 題解決プロジェクト推 進事業費	△ 509	5,691	事業費の確定に伴う補正である。
エ 受動喫煙防止対策等推 進事業費	△ 261	6,674	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 新たな生活様式に対応 した健康づくり事業費	△ 371	4,661	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 国民健康保険費	△ 452,723	27,367,042	(節内訳) (1) 報酬 △ 178 (3) 職員手当等 △ 394 (8) 旅費 △ 46 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 376,047 (27) 繰出金 △ 76,058
(1) 国民健康保険事業費	△ 452,723	27,367,042	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明	
ア 国民健康保険事業費	△ 618	28,229	事業費の確定に伴う補正である。	
(ア) 国民健康保険等推進事業費	△ 618	12,229		
イ 国民健康保険保険基盤安定等負担金	△ 376,047	9,550,953		負担対象経費の変動に伴う補正である。
ウ 国民健康保険事業特別会計繰出金	△ 76,058	17,787,860		負担対象経費の変動に伴う補正である。
(ア) 国民健康保険事業特別会計繰出金(特定健診等負担金分)	△ 77,170	351,782		
(イ) 国民健康保険事業特別会計繰出金(事務費分)	1,112	8,270		
第 4 目 老人医療費	△ 69,910	50,213,382	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 79,198 (24) 積立金 9,288	
(財源内訳) 諸収入	22,246			
財産収入	9,288			
一般歳入	△ 101,444			
(1) 後期高齢者医療対策事業費	△ 69,910	50,213,382		
ア 後期高齢者医療給付費負担金	569,712	38,669,712		負担対象経費の変動に伴う補正である。
イ 後期高齢者医療制度関連事業費	△ 639,622	11,543,670		負担対象経費の変動に伴う補正である。
(ア) 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	△ 479,701	7,782,299		
(イ) 後期高齢者医療高額医療費負担金	△ 169,209	3,148,791		
(ウ) 後期高齢者医療財政安定化基金積立金	9,288	612,580		
第 7 項 生活衛生費	△ 179,390	1,583,600		
第 1 目 食品衛生費	△ 170,884	1,163,212	(節内訳) (1) 報酬 △ 17 (4) 共済費 135	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 30,762			
寄附金	△ 8,966			

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
諸収入	△ 20		(7) 報償費 △ 591
県債	△ 118,000		(8) 旅費 △ 559
一般歳入	△ 13,136		(10) 需用費 △ 3,263
			(11) 役務費 △ 1,284
			(12) 委託料 116
			(13) 使用料及び賃借料 △ 214
			(14) 工事請負費 △ 171,345
			(16) 公有財産購入費 190
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 223
			(21) 補償、補填及び賠償金 6,171
(1) 公衆衛生事業費助成	△ 210	5,420	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 動物愛護管理対策事業費	△ 166,332	1,028,406	
ア 人と動物との共生推進事業費	△ 4,691	123,747	事業費の確定に伴う補正である。
イ 動物管理指導センター等運営管理費（庁舎管理費）	△ 132	6,368	事業費の確定に伴う補正である。
ウ （仮称）動物愛護センター整備事業費	△ 161,509	898,291	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 食品・食肉衛生事業費	△ 4,191	83,719	
ア 食の安全・安心推進事業費	△ 3,995	78,015	
（ア）食の安全・安心向上事業費	△ 1,966	29,034	事業費の確定に伴う補正である。
（イ）食中毒等防止対策事業費	△ 1,644	13,694	事業費の確定に伴う補正である。
（ウ）食品衛生推進事業費	△ 14	7,224	事業費の確定に伴う補正である。
（エ）と畜・食鳥検査事業費	△ 371	28,063	事業費の確定に伴う補正である。
イ 調理師試験等実施事業費	△ 107	4,093	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 食品表示適正化・活用普及事業費	△ 89	1,611	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 生活衛生・温泉指導事業費	△ 151	45,667	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 生活衛生・温泉指導事業費	△ 151	11,045	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 薬務費	△ 8,506	420,388	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 648		(1) 報酬 6
繰入金	△ 564		(4) 共済費 35
一般歳入	△ 7,294		(7) 報償費 △ 260
			(8) 旅費 △ 1,142
			(10) 需用費 △ 1,005
			(11) 役務費 △ 860
			(12) 委託料 △ 3,117
			(13) 使用料及び賃借料 △ 450
			(17) 備品購入費 △ 1,611
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 102
(1) 医薬品等安全・安心確保事業費	△ 8,145	379,530	
ア 薬事関係指導費	△ 6,675	347,220	
(ア) 医薬品国家検定等事務費	△ 648	10,853	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 薬事総合対策事業費	△ 3,134	22,066	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 登録販売者試験等実施事業費	△ 2,329	11,541	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 薬剤師確保総合対策事業費	△ 564	4,936	事業費の確定に伴う補正である。
イ 血液事業対策費	△ 192	3,766	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 保健所・環境衛生科学研究所検査精度管理事業費	△ 1,278	28,544	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 薬物乱用防止対策費	△ 361	10,858	
ア 麻薬覚醒剤等乱用防止対策事業費	△ 106	2,709	事業費の確定に伴う補正である。
イ 大麻・危険ドラッグ撲滅対策事業費	△ 255	8,149	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 8 款 経済産業費	△ 6,463,623	94,798,434	
第 1 項 経済産業費	△ 447,925	14,036,901	
第 1 目 経済産業総務費	△ 446,981	12,928,101	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 15,118		(2) 給料 △ 280,819
諸収入	10,584		(3) 職員手当等 △ 170,804
一般歳入	△ 442,447		(4) 共済費 4,688
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 46
(1) 職員給与費	△ 446,981	12,928,101	経済産業部職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 280,819
			一般職給 △ 280,819
			・職員手当等 △ 170,804
			扶養手当 △ 6,893
			地域手当 △ 9,669
			住居手当 △ 1,244
			通勤手当 △ 4,265
			管理職手当 1,324
			初任給調整手当 △ 2,409
			特殊勤務手当 △ 3,252
			休日勤務手当 △ 4,505
			夜間勤務手当 △ 354
			宿日直手当 △ 64
			期末手当 △ 64,259
			勤勉手当 △ 75,541
			農林漁業普及指導手当 △ 2,600
			児童手当 3,340
			単身赴任手当 △ 443
			・共済費 4,688
			地方職員共済組合等負担金 4,688
			・負担金、補助及び交付金 △ 46
第 2 目 経済産業企画費	△ 944	1,108,800	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	2,111		(7) 報償費 △ 90
一般歳入	△ 3,055		(8) 旅費 △ 223
			(10) 需用費 △ 599
			(11) 役務費 △ 415
			(12) 委託料 △ 948
			(13) 使用料及び賃借料 △ 1,470
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 83
			(24) 積立金 2,884
(1) 経済産業企画推進事業費	△ 1,650	28,896	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 農林事務所庁舎管理費	△ 220	24,025	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 森の力再生基金積立金	2,884	1,009,084	もりづくり県民税の収入の見込みによる基金への積立額の補正である。
(4) 産業成長戦略推進事業費	△ 1,480	23,290	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 農協等団体検査費	△ 478	7,505	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 産業革新費	△ 1,522,049	7,690,068	
第 1 目 産業革新費	△ 1,522,049	7,690,068	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,310,495		(1) 報酬 △ 21
寄附金	△ 3,154		(3) 職員手当等 △ 149
使用料及び手数料	46		(4) 共済費 △ 66
諸収入	4,033		(7) 報償費 △ 5,098
財産収入	308		(8) 旅費 △ 4,447
繰入金	△ 10,000		(10) 需用費 3,452
一般歳入	△ 202,787		(11) 役務費 △ 6,258
			(12) 委託料 △ 122,215
			(13) 使用料及び賃借料 △ 903
			(14) 工事請負費 △ 59
			(17) 備品購入費 △ 4,351
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 1,381,934
(1) 産業イノベーション推進費	△ 92,699	643,723	
ア ふじのくにICT人材育成事業費	△ 5	138,795	事業費の確定に伴う補正である。
イ スタートアップ支援事業費	△ 43,326	203,674	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
ウ 地域創業支援事業費助成	△ 11,000	76,700	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 中小企業デジタル技術導入促進事業費	△ 3,436	29,564	事業費の確定に伴う補正である。
オ 新成長戦略研究費	△ 34,115	185,885	事業費の確定に伴う補正である。
カ 研究環境整備事業費	△ 817	6,675	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 産業技術交流推進費	△ 80	35,920	

科	目	補正額	現計額	説明
ア	産学官技術交流促進事業費	△ 60	24,440	事業費の確定に伴う補正である。
イ	知的財産活用促進事業費	△ 20	11,480	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	新成長産業分野育成推進費	△ 157,294	2,093,004	
ア	リーディング産業育成事業費助成	△ 107,154	693,846	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
イ	ファルマバレープロジェクト推進事業費	△ 13,000	270,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ	静岡県医療健康産業研究開発センター管理運営費	0	66,665	財源更正に伴う補正である。
エ	フーズ・ヘルスケアプロジェクト推進事業費	△ 1,997	141,003	事業費の確定に伴う補正である。
オ	E.V・自動運転化等技術革新対応促進事業費	△ 17,852	182,148	事業費の確定に伴う補正である。
カ	マリンバイオ産業振興事業費	△ 10,876	374,124	事業費の確定に伴う補正である。
キ	静岡県美しく豊かな海保全基金積立金	0	15,000	財源更正に伴う補正である。
ク	静岡型航空産業育成事業費助成	△ 3,928	55,772	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
ケ	伊豆ヘルスケア温泉イノベーション推進事業費	△ 2,146	49,754	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
コ	地域ものづくり企業技術革新支援事業費助成	△ 16	8,984	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
サ	医療用ガウン生産供給体制維持事業費	△ 325	4,675	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	マーケティング費	△ 888,681	260,473	
ア	マーケティング戦略費	△ 774,373	204,114	
(ア)	県産品国内販路開拓支援事業費	△ 2,051	23,436	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 新たな地域経済圏における販路開拓事業費	△ 19,932	24,768	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 県産品輸出促進事業費	△ 751,107	114,193	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(エ) 県産品輸出促進機能形成事業費	△ 1,283	41,717	事業費の確定に伴う補正である。
イ 「食の都」づくり推進事業費	△ 12,723	36,077	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 農山漁村発イノベーション推進事業費	△ 101,585	12,885	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) エネルギー政策費	△ 383,295	4,653,788	
ア 再生可能エネルギー等導入促進事業費	△ 172,604	607,697	
(ア) 地産エネルギー創出支援事業費	△ 77,235	33,765	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) 次世代エネルギー産業構築支援事業費	△ 9,505	196,413	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 新エネルギー管理等事業費	△ 1,022	778	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 創エネ・蓄エネ技術開発支援事業費	△ 8,100	103,483	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(オ) 再生可能エネルギー導入促進緊急対策事業費助成	△ 60,259	207,741	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(カ) ふじのくにカーボンクレジット創出支援事業費	△ 300	9,700	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(キ) 中小企業脱炭素化推進事業費	△ 6,000	31,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ク) 脱炭素社会に向けた地域マイクログリッド構築事業費助成	△ 10,183	9,817	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 次世代自動車普及促進事業費	348	25,126	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 次世代自動車普及促進事業費	348	7,376	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 発電施設等周辺地域対策事業費	△ 211,039	2,101,965	
(ア) 電源立地等対策事務費	△ 317	296	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 電源立地地域対策交付金事業費	△ 188,853	1,822,144	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 石油貯蔵施設立地対策事業費	△ 15,444	37,950	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 特定発電所周辺地域振興対策事業費	△ 6,425	241,575	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 就業支援費	△ 423,333	1,817,979	
第 1 目 就業支援費	△ 28,829	578,906	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 15,266		(1) 報酬 30
諸収入	△ 1,383		(4) 共済費 53
県債	△ 1,000		(7) 報償費 △ 828
一般歳入	△ 11,180		(8) 旅費 △ 1,515
			(10) 需用費 △ 579
			(11) 役務費 △ 604
			(12) 委託料 △ 5,217
			(13) 使用料及び賃借料 264
			(14) 工事請負費 △ 352
			(17) 備品購入費 600
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 20,681
(1) 労働福祉推進費	△ 4,936	145,421	
ア 労働雇用政策総合推進事業費	△ 1,049	25,051	事業費の確定に伴う補正である。
イ 労政会館運営費	1,183	32,190	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 労政会館施設整備事業費	△ 1,664	38,036	事業費の確定に伴う補正である。
エ 多様な人材活躍推進事業費	△ 1,406	43,394	事業費の確定に伴う補正である。
オ フードバンク活動推進事業費	△ 2,000	0	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 雇用対策推進費	△ 23,423	293,277	
ア しずおかUIターン就職支援事業費	△ 5,189	70,811	事業費の確定に伴う補正である。
イ プロフェッショナル人材戦略拠点事業費	△ 18,034	96,266	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 海外高度人材活躍支援事業費	△ 200	32,800	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 障害者・高年齢者等就業支援推進費	△ 470	140,208	
ア 障害者職場定着支援事業費	△ 100	51,462	事業費の確定に伴う補正である。
イ 障害者雇用企業支援事業費	△ 150	57,950	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 障害者職域拡大事業費	△ 220	14,380	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 職業能力開発費	△ 394,504	1,239,073	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 323,406		(1) 報酬 △ 4,083
寄附金	△ 1,139		(3) 職員手当等 △ 983
使用料及び手数料	△ 12,471		(4) 共済費 △ 2,549
諸収入	△ 5,854		(7) 報償費 △ 5,697
財産収入	△ 334		(8) 旅費 △ 9,703
県債	△ 17,000		(10) 需用費 △ 6,460
一般歳入	△ 34,300		(11) 役務費 △ 999
			(12) 委託料 △ 245,678
			(13) 使用料及び賃借料 △ 1,663
			(14) 工事請負費 △ 36,805
			(17) 備品購入費 △ 24,812
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 55,072
(1) 専門校等運営指導事業費	△ 128,123	713,854	
ア 職業能力開発総合推進事業費	△ 19,980	247,820	事業費の確定に伴う補正である。
イ 工科短期大学校等障害者再就職支援事業費	△ 39,943	55,352	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 定住外国人職業能力開発推進事業費	△ 2,026	9,874	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ デジタル化等促進職業 訓練事業費	△ 3,023	14,358	事業費の確定に伴う補正である。
オ 工科短期大学校等庁舎 管理費	591	98,749	事業費の確定に伴う補正である。
カ 工科短期大学校等施設 改修事業費	△ 36,805	196,795	事業費の確定に伴う補正である。
キ 工科短期大学校等施設 整備事業費	△ 26,937	57,428	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 離職者等再就職支援事 業費	△ 210,121	208,890	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 認定訓練事業費助成	△ 30,202	108,282	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(4) 技能評価向上推進費	△ 1,299	133,104	
ア 技能の場力強化事業費	△ 1,287	22,056	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 外国人技能者育成支援 事業費	△ 34	9,566	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 職業能力開発協会事業 費助成	22	98,722	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(5) 職業訓練手当支給事業 費	△ 24,759	74,943	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 商工業費	1,328,099	20,407,039	
第 1 目 商工業費	1,328,099	20,407,039	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 184,037		(1) 報酬 △ 2,112
寄附金	△ 500		(3) 職員手当等 △ 3,055
使用料及び手数料	△ 12,373		(4) 共済費 358
諸収入	△ 62,038		(7) 報償費 △ 54
財産収入	12,325		(8) 旅費 △ 8,799
繰入金	387,904		(10) 需用費 △ 45,320
一般歳入	1,186,818		(11) 役務費 △ 7,745
			(12) 委託料 △ 37,431
			(13) 使用料及び賃借料 2,368
			(14) 工事請負費 △ 8,688
			(17) 備品購入費 △ 23,026
			(18) 負担金、補助及び交付金 1,478,324
			(21) 補償、補填及び賠償金 17,713
			(24) 積立金 12,343
			(27) 繰出金 △ 46,777

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 商工業総合振興対策費	△ 250	46,912	事業費の確定に伴う補正である。
(2) B C P緊急普及促進事業費助成	△ 1,122	6,278	事業費の確定に伴う補正である。
(3) サービス産業活性化支援事業費	△ 186	9,814	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 工業技術研究費	△ 108,566	942,656	
ア 管理運営費	△ 35,415	724,406	
(ア) 工業技術研究所管理運営費	△ 21,538	429,483	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 工業技術研究所庁舎等維持補修費	△ 13,877	294,923	事業費の確定に伴う補正である。
イ 試験研究費	△ 73,151	218,250	
(ア) 工業技術研究所試験研究費	△ 14,228	32,274	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 工業技術研究所公募競争型資金活用研究事業費	△ 30,398	7,433	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 工業技術研究所依頼試験費	△ 3,632	64,692	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 工業技術研究所研究機器等整備事業費	△ 12,136	2,608	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 工業技術研究所試験検査機器整備事業費	△ 12,757	111,243	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 産業経済会館管理運営費	△ 1,797	15,701	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 計量検定所費	△ 264	32,374	
ア 計量検定所費	△ 264	18,494	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 企業立地対策費	1,385,900	12,600,400	
ア 企業立地促進強化事業費	△ 5,100	29,400	事業費の確定に伴う補正である。
イ 新規産業立地事業費助成	1,560,000	10,160,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 地域産業立地事業費助成	50,000	2,150,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費助成	△ 219,000	261,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(8) 中小企業国際化推進費	△ 1,314	60,808	
ア 県内企業国際化支援事業費助成	△ 11	29,381	事業費の確定に伴う補正である。
イ 海外経済交流促進事業費	△ 403	29,197	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 浜松内陸コンテナ基地修繕費	△ 900	2,230	事業費の確定に伴う補正である。
(9) 中小企業向制度融資促進費	249,801	2,558,569	
ア 中小企業向制度融資促進費助成	219,745	2,291,513	利子補給金額の確定に伴う補正である。
イ 信用保証協会損失補償費	17,713	195,713	損失補償額の確定に伴う補正である。
ウ 中小企業緊急金融支援基金積立金	12,343	12,343	経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠及び原油・原材料高対応枠）に係る利子補給に要する経費に充てるため、運用益を基金に積み立てる。
(10) 産業成長促進費助成	△ 3,312	38,730	利子補給金額の確定に伴う補正である。
(11) 中小企業保証支援事業費助成	24,000	94,000	補助対象事業費の確定及び令和6年台風第10号の大雨等に伴う中小企業災害対策資金に係る信用保証料の軽減に要する経費の補正である。
(12) 中小企業高度化資金貸付事業等特別会計繰出金	△ 46,777	321,642	繰出金額の確定に伴う補正である。
(13) 中小企業経営力強化支援事業費	△ 107,524	2,778,556	
ア 小規模事業経営支援事業費助成	△ 94,177	2,371,823	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 中小企業連携組織対策事業費助成	△ 4,747	227,853	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 事業承継推進事業費	△ 600	8,800	事業費の確定に伴う補正である。
エ 中小企業等専門家派遣事業費	△ 8,000	124,100	事業費の確定に伴う補正である。
(14) 中小企業等付加価値創出事業費助成	△ 56,260	723,740	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(15) 電気保安推進指導事業費	△ 2,889	9,111	事業費の確定に伴う補正である。
(16) 県産日本酒販路拡大事業費	△ 1,010	9,990	事業費の確定に伴う補正である。
(17) 多様なプレイヤーによるまちづくり推進事業費	△ 331	2,669	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 農業費	△ 2,347,055	15,318,155	
第 1 目 農業費	△ 2,245,805	8,263,711	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,222,063		(1) 報酬 △ 1,813
寄附金	75,533		(3) 職員手当等 △ 387
使用料及び手数料	△ 4,349		(4) 共済費 △ 4,166
諸収入	△ 55,353		(7) 報償費 △ 8,448
財産収入	12,286		(8) 旅費 △ 17,615
繰入金	18,390		(10) 需用費 △ 106,903
県債	△ 17,000		(11) 役務費 △ 13,357
一般歳入	△ 53,249		(12) 委託料 △ 76,907
			(13) 使用料及び賃借料 △ 11,121
			(14) 工事請負費 △ 19,869
			(17) 備品購入費 △ 50,498
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 2,232,052
			(24) 積立金 297,329
			(26) 公課費 2
(1) 農業戦略対策費	△ 1,813,238	4,425,170	
ア 農業振興総合推進費	△ 5,891	79,883	事業費の確定に伴う補正である。
イ 強い農業づくり対策費	△ 602,605	2,785,222	
(ア) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金	△ 548,884	2,763,183	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 産地パワーアップ事業費助成	△ 53,721	22,039	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 農業用ハウス強靱化緊急対策事業費助成	△ 11,000	0	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
エ 先端農業推進費	△ 12,928	267,053	
（ア）先端農業プロジェクト推進事業費	△ 6,280	195,220	事業費の確定に伴う補正である。
（イ）先端農業推進拠点庁舎管理費	△ 6,648	71,833	事業費の確定に伴う補正である。
オ スマート農業実装化支援事業費	△ 32,500	2,500	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
カ 農林畜産技術研究開発関連事業費	△ 1,148,314	1,284,894	
（ア）農林畜産技術研究所管理運営費	△ 2,241	371,301	事業費の確定に伴う補正である。
（イ）農林畜産技術研究所試験研究費	△ 113,950	229,732	事業費の確定に伴う補正である。
（ウ）農林畜産技術研究所施設備品等整備事業費	△ 32,123	19,864	事業費の確定に伴う補正である。
（エ）地域バイオマス利活用施設整備事業費	△ 1,000,000	0	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
（ 2）農業ビジネス対策費	△ 327,887	1,747,463	
ア 担い手対策費	△ 291,482	390,607	
（ア）農を支える元気な担い手支援事業費	△ 3,559	22,941	事業費の確定に伴う補正である。
（イ）新規就農者育成総合対策事業費助成	△ 287,923	367,666	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 農業コンサルティング推進事業費	△ 8,000	12,000	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 農林環境専門職大学関連事業費	△ 71,103	508,511	
（ア）農林環境専門職大学管理運営費	△ 45,975	502,440	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 農林環境専門職大学公募競争型資金活用研究事業費	△ 25,128	6,071	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
エ 女性が拓く未来の農業推進事業費	△ 41	3,959	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 経営基盤強化推進費	59,744	729,961	
(ア) 農業委員会等活動強化事業費助成	△ 101,412	181,367	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 農地集積・集約化推進事業費助成	△ 9,954	214,841	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 地域計画策定推進事業費助成	△ 48,269	57,181	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 茶園集積推進事業費助成	△ 808	4,872	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 静岡県農業構造改革支援基金積立金	220,187	220,200	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 220,000千円) 農業構造の改革を支援する事業に要する経費に充てるために、基金を積み増す。
カ 農業振興資金利子補給金	△ 17,005	81,595	利子補給金額の確定に伴う補正である。
(3) 食と農の振興対策費	△ 186,376	655,080	
ア 中山間地域等直接支払事業費助成	△ 11,216	155,549	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 中山間の地域引力創出支援事業費助成	△ 1,010	4,990	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 鳥獣被害防止総合対策事業費助成	△ 78,320	130,680	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 食と農の輪推進事業費	△ 9,050	4,710	事業費の確定に伴う補正である。
オ 農業における環境負荷低減推進事業費	△ 22,801	86,182	事業費の確定に伴う補正である。
カ G A P推進事業費	△ 4,879	7,488	事業費の確定に伴う補正である。
キ 重要病害虫対策事業費	△ 59,100	134,900	重要病害虫対策の実施に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(4) 茶業振興対策費	△ 4,574	376,051	
ア 茶生産振興・消費拡大 対策費	△ 3,098	178,738	
(ア) 静岡茶愛飲定着推進事 業費	△ 144	3,692	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ChaOIプロジェク ト推進事業費	△ 2,954	161,046	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 新・しずおか茶グロー バル戦略推進事業費	△ 897	32,743	事業費の確定に伴う補正である。
ウ ふじのくに茶の都ミュ ージウム管理運営事業 費	△ 579	164,570	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 農芸振興対策費	86,270	549,947	
ア 施設園芸大国しずおか 構造改革促進事業費助 成	△ 17,429	144,871	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 米麦等生産対策事業費	△ 27,586	32,781	
(ア) 水田農業構造改革対策 推進事業費	△ 59	811	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 水田農業経営所得安定 対策推進事業費助成	△ 27,527	31,970	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 農芸品品質管理高度化 促進事業費助成	△ 330	80,670	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 静岡水わさびの伝統栽 培推進事業費	△ 66	3,101	事業費の確定に伴う補正である。
オ 野菜価格安定対策事業 費助成	64,231	70,831	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
カ 施設園芸デジタル化推 進事業費	△ 3,600	10,600	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
キ 花き生産振興等対策費	71,050	106,451	
(ア) 「花の都」づくり推 進事業費	△ 5,675	5,225	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	(イ) 浜名湖花博開催記念基金積立金	77,142	77,143	花と緑にあふれた県づくりを推進する事業に要する経費に充てるため、浜名湖花博20周年記念事業実行委員会(県部会)からの寄附金を原資として、基金を積み増す。
	(ウ) 浜名湖花博20周年記念事業開催事業費	△ 417	24,083	事業費の確定に伴う補正である。
第2目	畜産業費	△ 101,250	7,054,444	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 74,378		(1) 報酬 95
	諸収入	△ 279		(4) 共済費 △ 95
	県債	△ 18,000		(8) 旅費 △ 726
	一般歳入	△ 8,593		(10) 需用費 △ 40,965
				(11) 役務費 △ 109
				(12) 委託料 △ 5,482
				(13) 使用料及び賃借料 △ 202
				(14) 工事請負費 △ 19,917
				(17) 備品購入費 △ 884
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 32,965
(1)	畜産振興対策費	△ 64,716	6,773,674	
ア	畜産振興対策事業費助成	△ 10,820	63,758	事業費の確定に伴う補正である。
イ	畜産物価格安定対策事業費助成	△ 896	13,846	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ	食肉センター再編整備事業費	0	4,367,000	財源更正に伴う補正である。
エ	畜産競争力強化対策整備事業費助成	△ 52,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ	県産飼料自給率向上対策事業費	△ 1,000	24,500	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	家畜衛生対策費	△ 36,534	280,770	
ア	畜産業振興総合推進費	△ 784	45,877	事業費の確定に伴う補正である。
イ	家畜衛生検査機器整備事業費	△ 105	5,323	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	特定家畜伝染病対策事業費	△ 2,820	55,979	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ 豚熱防疫体制強化事業費	△ 32,825	173,591	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 項 農地費	△ 2,262,943	20,971,607	
第 1 目 農地費	△ 2,123,485	20,018,065	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 291,460		(1) 報酬 5,651
分担金及び負担金	43,350		(2) 給料 32,594
諸収入	△ 1,917,917		(3) 職員手当等 23,490
財産収入	359		(4) 共済費 11,081
繰入金	△ 359		(7) 報償費 △ 489
県債	33,000		(8) 旅費 1,567
一般歳入	9,542		(10) 需用費 12,702
			(11) 役務費 12,112
			(12) 委託料 574,262
			(13) 使用料及び賃借料 27,802
			(14) 工事請負費 △ 724,564
			(16) 公有財産購入費 26,467
			(17) 備品購入費 △ 1,213
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 336,828
			(21) 補償、補填及び賠償金 △ 1,788,094
			(22) 償還金、利子及び割引料 △ 27
			(26) 公課費 2
(1) 農地計画費	△ 36,096	1,173,768	
ア 県単独農業農村整備調査費	39,205	406,205	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
イ 農村整備関連事業計画策定費	25,032	248,032	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 国土調査費助成	△ 100,333	468,231	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 農地整備費	△ 2,230,282	11,314,220	
ア 県営基幹農業用水利施設機能保全向上対策事業費	△ 63,705	3,052,295	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 農業地域生産力強化整備事業費	△ 230,650	7,276,350	
(ア) 県営農業地域生産力強化整備事業費	△ 219,149	6,978,069	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 団体営農業地域生産力強化整備事業費助成	△ 11,501	298,281	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 土地改良事業管理費	△ 1,664	169,849	
(ア) 土地改良施設管理運営費	△ 263	8,858	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 基幹水利施設管理事業費助成	△ 1,374	99,626	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 大井川用水施設使用料負担金	△ 27	1,773	事業費の確定に伴う補正である。
エ 県単独農業農村整備事業費助成	△ 39,205	508,795	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
オ 土地改良事業指導推進費	△ 1,895,058	256,931	
(ア) 土地改良事業推進対策費助成	△ 1,690	26,166	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 換地清算金	△ 1,893,368	228,335	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 農地保全費	138,896	7,496,211	
ア 農村地域整備事業費	141,904	1,876,904	
(ア) 県営農村地域整備事業費	133,904	1,858,904	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 団体営農村地域整備事業費	8,000	18,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 農地・農村防災対策事業費	76,719	2,849,719	
(ア) 県営農地・農村防災対策事業費	183,605	2,600,545	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 団体営農地・農村防災対策事業費助成	△ 106,886	249,174	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 県単独農地整備事業費助成	△ 22,070	68,645	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
エ 県営東富士演習場地区土地改良事業費	△ 12,823	1,959,177	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 団体営東富士演習場地区土地改良事業費	△ 791	232,209	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
カ ふじのくに美しく品格のある 邑づくり推進事業費	0	31,800	財源更正に伴う補正である。
キ 多面的機能支払助成	△ 44,043	405,957	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(4) 農地利用管理事務費	3,997	33,866	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
第 2 目 国直轄事業費等負担金	△ 139,458	953,542	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 139,458
(財源内訳) 分担金及び負担金	△ 5		
県債	△ 119,000		
一般歳入	△ 20,453		
(1) 国直轄等農業用水事業 費負担金	△ 139,458	953,542	国直轄事業等の県負担額の決定に伴う補正である。
第 7 項 森林・林業費	△ 661,633	11,360,089	
第 1 目 森林・林業費	△ 588,175	10,800,547	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金	△ 421,357		(1) 報酬 2,582
分担金及び負担金	15,972		(2) 給料 12,622
寄附金	80,000		(3) 職員手当等 9,039
諸収入	168		(4) 共済費 4,685
財産収入	△ 8,332		(7) 報償費 △ 16
繰入金	△ 29,270		(8) 旅費 748
県債	△ 94,000		(10) 需用費 515
一般歳入	△ 131,356		(11) 役務費 △ 6,989
			(12) 委託料 △ 158,430
			(13) 使用料及び賃借料 6,365
			(14) 工事請負費 △ 451,844
			(17) 備品購入費 238
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 63,625
			(21) 補償、補填及び賠償金 6,626
			(24) 積立金 49,290
			(26) 公課費 19
(1) 森林計画費	△ 263,946	3,151,974	
ア 森林計画事業費	△ 259,946	1,831,974	
(ア) 森林整備事務費	14,800	82,800	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 次世代林業基盤づくり 交付金事業費	△ 39,039	290,561	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 農山漁村地域整備交付金事業費(森林)	△ 171,920	1,057,080	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 県単独森林整備事業費助成	△ 14,000	12,843	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 市町森林整備実施体制等支援事業費	△ 4,000	43,900	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 森林環境整備促進基金積立金	47,213	278,300	基金運用益の確定等に伴う補正である。
(キ) FAOIプロジェクト推進事業費	△ 93,000	35,200	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 森の力再生事業費	△ 4,000	1,320,000	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(2) 林業振興費	△ 29,168	333,434	
ア 林業人材等育成推進費	△ 27,099	106,276	
(ア) 林業を支える元気な担い手支援事業費	△ 10,500	0	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 原木しいたけ生産力増強対策事業費助成	△ 1,493	32,382	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) ビジネス林業等担い手確保育成事業費	△ 17,000	66,000	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 森林を守り育てる人づくり基金積立金	1,894	1,894	基金運用益の確定に伴う補正である。
イ 生産流通支援事業費	△ 2,069	227,158	
(ア) 林業振興総合推進費	△ 1,169	7,105	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 県産材販路拡大事業費	△ 900	1,553	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 森林整備費	21,916	2,956,485	
ア 造林事業費	43,198	1,318,829	
(ア) 造林事業費	44,132	1,254,132	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 県単独森林病虫害獣総合対策事業費	△ 934	29,697	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 路網整備事業費	33,472	1,279,472	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 県営林道整備事業費	34,000	547,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 団体営林道事業費	△ 528	51,472	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 県単独林道事業費	△ 39,000	282,000	事業費の確定等に伴う補正である。
(エ) 集落間林道整備事業費	15,000	99,000	事業費の確定等に伴う補正である。
(オ) 中山間地域林業整備事業費(山村道路網整備)	24,000	153,000	事業費の確定等に伴う補正である。
ウ 森林経営事業費	△ 54,754	358,184	
(ア) 資源循環林地整備事業費	△ 10,478	45,962	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 森林整備地域活動支援事業費	△ 459	5,022	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 森林整備地域活動支援基金積立金	183	200	基金運用益の確定に伴う補正である。
(エ) 間伐材等搬出奨励事業費助成	△ 40,000	111,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 木材生産加速化(担い手育成型)モデル事業費助成	△ 4,000	46,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(4) 森林保全費	△ 316,977	4,358,654	
ア 保安林整備事業費	△ 243,549	154,082	
(ア) 保安林整備事業費	1,080	22,482	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 盛土緊急対策事業費(森林)	△ 244,629	122,371	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 治山事業費	△ 73,428	4,204,572	
(ア) 治山事業費	93,304	2,170,304	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 緊急治山事業費	△ 203,732	297,268	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 林地崩壊対策事業費	△ 3,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(エ) 県単独治山事業費	40,000	767,000	事業費の確定等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(オ) 県土強靱化対策事業費 (治山)	0	450,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 国直轄事業費負担金	△ 73,458	559,542	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 73,458
(財源内訳) 県債	△ 67,000		
一般歳入	△ 6,458		
(1) 国直轄治山事業費負担金	△ 73,458	559,542	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
第 8 項 水産・海洋費	△ 118,694	3,101,459	
第 1 目 水産・海洋費	△ 117,341	3,094,234	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金	281		(1) 報酬 △ 77
寄附金	△ 4,164		(2) 給料 △ 1,842
諸収入	△ 54,820		(3) 職員手当等 458
財産収入	2,766		(4) 共済費 △ 944
県債	△ 11,000		(7) 報償費 △ 1,560
一般歳入	△ 50,404		(8) 旅費 △ 4,364
			(10) 需用費 △ 30,722
			(11) 役務費 △ 4,329
			(12) 委託料 △ 33,209
			(13) 使用料及び賃借料 △ 171
			(14) 工事請負費 △ 4,740
			(17) 備品購入費 △ 13,180
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 22,656
			(26) 公課費 △ 5
(1) 職員給与費 (委員会事務局人件費)	△ 2,328	24,515	海区漁業調整委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 1,842 一般職給 △ 1,842 ・職員手当等 458 扶養手当 210 地域手当 △ 57 住居手当 330 通勤手当 615 期末手当 △ 682 勤勉手当 △ 663 児童手当 705 ・共済費 △ 944 地方職員共済組合等負担金 △ 944
(2) 水産業振興対策費	2,876	251,793	

科	目	補正額	現計額	説明
ア	駿河湾深層水総合利用 促進事業費	8,200	40,160	事業費の確定等に伴う補正である。
イ	漁業高等学園管理運営 費	△ 5,092	46,827	事業費の確定等に伴う補正である。
ウ	水産業デジタル技術実 装促進事業費	△ 47	9,553	事業費の確定等に伴う補正である。
エ	「海業」推進事業費助 成	△ 185	99,815	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	水産流通対策費	△ 22,700	904,272	
ア	水産業活性化総合対策 事業費助成	300	6,218	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
イ	水産業振興資金利子補 給金	△ 23,000	138,778	利子補給額の確定等に伴う補正である。
(4)	水産資源対策費	△ 20,430	639,475	
ア	水産業振興総合推進費	△ 3,862	54,935	事業費の確定等に伴う補正である。
イ	魚介類種苗生産施設運 営費	△ 14,686	239,295	事業費の確定等に伴う補正である。
ウ	魚介類種苗生産施設整 備事業費	△ 251	208,749	事業費の確定等に伴う補正である。
エ	漁業用公共無線委託費	△ 15	30,598	事業費の確定等に伴う補正である。
オ	浜名湖水産資源回復事 業費	△ 353	9,982	事業費の確定等に伴う補正である。
カ	漁業取締船点検整備費	△ 1,239	63,461	事業費の確定等に伴う補正である。
キ	水産資源食害防止対策 推進事業費	△ 24	2,455	事業費の確定等に伴う補正である。
(5)	水産・海洋技術研究費	△ 74,759	396,179	
ア	管理運営費	△ 18,849	334,338	
(ア)	水産・海洋技術研究所 管理運営費	△ 2,217	182,870	事業費の確定等に伴う補正である。
(イ)	水産・海洋技術研究所 庁舎等維持補修費	△ 12,027	129,073	事業費の確定等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 水産・海洋技術研究所 浜名湖分場体験学習施設運営費	△ 4,605	22,395	事業費の確定等に伴う補正である。
イ 試験研究費	△ 51,410	49,241	
(ア) 水産・海洋技術研究所 試験研究費	△ 21,781	38,180	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 水産・海洋技術研究所 公募競争型資金活用研究事業費	△ 20,949	9,051	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 水産・海洋技術研究所 施設備品等整備事業費	△ 8,680	2,010	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
ウ 浜名湖分場調査船「はまな」代船建造事業費	△ 4,500	12,600	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 海区漁業調整委員会費	△ 127	5,516	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 969		(節内訳) (1) 報酬 △ 127
一般歳入	842		
(1) 海区漁業調整委員会委員人件費	△ 127	4,645	海区漁業調整委員会委員の人件費の補正である ・報酬 △ 127
第 3 目 内水面漁場管理委員会費	△ 1,226	1,709	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 12		(節内訳) (1) 報酬 △ 1,224
一般歳入	△ 1,214		(10) 需用費 △ 2
(1) 内水面漁場管理委員会費	△ 1,226	1,709	
ア 内水面漁場管理委員会委員人件費	△ 1,224	1,403	内水面漁場管理委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 1,224
イ 内水面漁場管理委員会運営費	△ 2	306	事業費の確定に伴う補正である。
第 9 項 労働委員会費	△ 8,090	95,137	
第 1 目 委員会費	△ 5,603	18,197	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 一般歳入	△ 5,603		(節内訳) (1) 報酬 △ 5,203 (8) 旅費 △ 400
(1) 委員給与費	△ 5,179	16,265	労働委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 5,179
(2) 委員活動費	△ 424	1,932	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 事務局費	△ 2,487	76,940	
(財源内訳) 諸収入	△ 4		(節内訳) (1) 報酬 8
一般歳入	△ 2,483		(2) 給料 △ 1,029 (3) 職員手当等 △ 1,340 (4) 共済費 491 (8) 旅費 △ 370 (10) 需用費 △ 176 (11) 役務費 △ 21 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 50
(1) 職員給与費	△ 1,887	70,083	労働委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 1,029 一般職給 △ 1,029 ・職員手当等 △ 1,340 扶養手当 △ 148 地域手当 △ 47 住居手当 △ 288 通勤手当 583 管理職手当 1 特殊勤務手当 10 時間外勤務手当 △ 89 期末手当 △ 429 勤勉手当 △ 635 児童手当 △ 298 ・共済費 482 地方職員共済組合等負担金 482
(2) 事務局運営活動費	△ 600	6,857	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 9 款 交通基盤費	△ 10,755,708	136,559,591	
第 1 項 交通基盤管理費	△ 543,941	7,491,402	
第 1 目 交通基盤総務費	△ 489,563	7,216,667	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	750		(2) 給料
諸収入	△ 4,571		(3) 職員手当等
一般歳入	△ 485,742		(4) 共済費
			(18) 負担金、補助及び交付金
(1) 職員給与費	△ 489,563	7,216,667	交通基盤部及び収用委員会事務局職員の人件費の補正である。
			・給料
			一般職給
			・職員手当等
			扶養手当
			地域手当
			住居手当
			通勤手当
			管理職手当
			特殊勤務手当
			時間外勤務手当
			期末手当
			勤勉手当
			児童手当
			単身赴任手当
			・共済費
			地方職員共済組合等負担金
			・負担金、補助及び交付金
第 2 目 交通基盤企画費	△ 37,312	270,581	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 18,500		(8) 旅費
寄附金	1,916		(10) 需用費
財産収入	727		(12) 委託料
一般歳入	△ 21,455		(18) 負担金、補助及び交付金
			(24) 積立金
(1) 交通基盤企画行政費	△ 30	1,068	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 空間情報デジタル基盤構築事業費	△ 27,000	63,000	事業費の確定に伴う補正である。
(3) デジタルツイン推進事業費	△ 10,000	138,000	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(4) 県有施設の法定定期点 検事業費	△ 2,925	1,420	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 静岡県津波対策施設等 整備基金積立金	2,643	6,093	静岡県津波対策施設等整備寄附金の収入の見込みによる基金の積立額の補正である。
第 3 目 収用委員会費	△ 17,066	4,154	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 8,374		(1) 報酬 △ 6,956
一般歳入	△ 8,692		(7) 報償費 △ 451
			(8) 旅費 △ 771
			(10) 需用費 △ 124
			(11) 役務費 △ 8,627
			(13) 使用料及び賃借料 △ 137
(1) 収用委員会費 (人件費)	△ 6,956	3,058	収用委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 6,956
(2) 収用委員会運営事業費	△ 10,110	1,096	収用委員会の運営に要する経費の補正である。
第 2 項 建設経済費	△ 1,396	106,679	
第 1 目 建設経済費	△ 1,396	106,679	
(財源内訳)			(節内訳)
寄附金	△ 210		(8) 旅費 △ 33
使用料及び手数料	△ 147		(10) 需用費 △ 265
諸収入	△ 500		(11) 役務費 △ 43
財産収入	△ 4		(12) 委託料 △ 500
一般歳入	△ 535		(13) 使用料及び賃借料 △ 555
(1) 建設業指導管理事業費	△ 37	34,963	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 建設産業担い手確保・ 生産性向上支援事業費	△ 1,199	6,101	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 公共用地対策事業費	△ 160	9,464	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 建築管理費	△ 3,057	48,816	
第 1 目 建築費	△ 3,057	48,816	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 3,057		(8) 旅費 △ 448
			(10) 需用費 △ 446
			(11) 役務費 △ 68
			(12) 委託料 △ 1,926
			(13) 使用料及び賃借料 △ 64
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 105

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 建築推進事業費	△ 1,131	18,742	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 具有建築物ZEB化推進事業費	△ 1,926	30,074	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 道路費	△ 3,112,436	46,887,034	
第 1 目 道路橋りょう維持管理費	△ 67	6,906,703	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 37		(1) 報酬 △ 30
県債	△ 3,000		(8) 旅費 △ 15
一般歳入	2,970		(10) 需用費 △ 9
			(11) 役務費 △ 10
			(13) 使用料及び賃借料 △ 3
(1) 道路行政費	△ 67	1,703	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 道路等維持修繕費	0	6,405,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 道路橋りょう新設改良費	△ 2,763,770	35,137,930	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,260,622		(1) 報酬 219
分担金及び負担金	6,826		(2) 給料 43,733
諸収入	203,485		(3) 職員手当等 20,196
県債	△ 1,166,000		(4) 共済費 12,503
一般歳入	△ 547,459		(7) 報償費 △ 278
			(8) 旅費 △ 3,099
			(10) 需用費 △ 19,195
			(11) 役務費 △ 13,216
			(12) 委託料 △ 33,409
			(13) 使用料及び賃借料 △ 11,333
			(14) 工事請負費 △ 1,500,877
			(16) 公有財産購入費 △ 365,899
			(17) 備品購入費 △ 1,779
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 444,981
			(21) 補償、補填及び賠償金 △ 446,184
			(26) 公課費 △ 171
(1) 道路関係国庫補助事業費	766,361	14,248,361	
ア 道路改良費	△ 362,950	1,033,596	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 橋りょう改築費	△ 32,340	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 電線共同溝整備	△ 48,442	608,308	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ 舗装新設	△ 421,340	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 長寿命化対策	1,466,435	11,840,398	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 災害防除費	165,140	658,671	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 交通安全施設整備費	△ 1,430	65,100	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ク 交通調査費	2,200	38,200	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ケ 市町指導監督事務費	△ 912	4,088	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 社会資本整備総合交付金事業費 (道路)	△ 3,092,359	8,793,641	
ア 道路改築費	△ 720,023	6,271,002	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 橋りょう改築費	26,251	1,154,438	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 基幹市町道整備費	△ 116,390	553,440	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 道路補修費	△ 476,000	46,200	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 災害防除費	△ 218,540	25,200	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 交通安全施設整備費	△ 1,245,110	473,088	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 電線共同溝整備	234	234	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ク 長寿命化対策	△ 337,286	265,534	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ケ 市町指導監督事務費	△ 5,495	4,505	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 道路等災害関連事業費	15,000	315,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 県単独道路整備事業費	△ 5,750	2,002,250	
ア 建設発生土処分地整備費	△ 5,750	65,250	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 県単独交通安全施設整備事業費	5,750	1,492,750	
ア 施設整備費	5,750	599,750	事業費の確定に伴う補正である。
(6) “人・地域をつなぐ道” 緊急対策事業費	0	2,500,000	財源更正に伴う補正である。
(7) 地震・津波対策促進費 交付金	△ 444,981	2,758,019	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(8) 道路関係受託事業費	△ 7,791	2,209	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 国直轄事業費負担金	△ 348,599	4,842,401	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 348,599
(財源内訳)			
県債	△ 314,000		
一般歳入	△ 34,599		
(1) 国直轄道路事業費負担金	△ 348,599	4,842,401	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
ア 改築費	△ 298,933	3,998,568	
イ 交通安全施設整備費	△ 88,166	732,833	
(ア) 交通安全施設一種	△ 27,666	395,333	
(イ) 交通安全施設二種	△ 60,500	337,500	
ウ 電線共同溝	38,500	111,000	
第 5 項 河川砂防費	△ 2,896,778	50,642,582	
第 1 目 河川砂防管理費	△ 158	923,440	(節内訳)
(財源内訳)			(8) 旅費 △ 143
国庫支出金	74		(10) 需用費 20
使用料及び手数料	△ 231		(11) 役務費 △ 6
諸収入	1,446		(13) 使用料及び賃借料 △ 29
一般歳入	△ 1,447		
(1) 河川行政費	△ 157	3,393	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 河川維持管理費	0	911,700	財源更正に伴う補正である。
(3) 砂防管理費	△ 1	2,147	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 河川改良費	△ 1,624,712	25,836,775	(節内訳)
(財源内訳)			(1) 報酬 △ 1,550
国庫支出金	△ 606,189		(2) 給料 153,852
分担金及び負担金	1,425		(3) 職員手当等 76,976
諸収入	△ 463,404		(4) 共済費 42,634
県債	△ 195,000		(7) 報償費 △ 16
一般歳入	△ 361,544		(8) 旅費 △ 4,122
			(10) 需用費 △ 21,149
			(11) 役務費 △ 17,889
			(12) 委託料 △ 357,116
			(13) 使用料及び賃借料 △ 10,453

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(14) 工事請負費 △ 1,466,454 (16) 公有財産購入費 △ 111 (17) 備品購入費 △ 135 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 582 (21) 補償、補填及び賠償金 △ 18,594 (26) 公課費 △ 3
(1) 河川関係国庫補助事業費	△ 588,964	5,064,036	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 社会資本整備総合交付金事業費 (河川)	△ 16,552	10,818,448	
ア 広域河川改修費	△ 133,097	3,282,003	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 都市基盤河川改修費	19,000	24,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 地震・高潮対策河川事業費	109,200	3,895,400	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 流域貯留浸透事業費	△ 88,200	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 総合流域防災事業費	46,545	3,587,045	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 効果促進事業費	30,000	30,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 河川等災害関連事業費	△ 939,505	65,495	
ア 災害関連費	△ 845,905	65,495	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 特定関連費	△ 93,600	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 演習場地区河川事業費	△ 69,257	186,743	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 県単独河川事業費	△ 10,000	4,444,300	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 準用河川等改修費助成	10,000	125,000	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 河川管理権限移譲費助成	△ 7,000	3,000	事業費の確定に伴う補正である。
(8) 太田川ダム管理用発電設備運用事業費	△ 3,434	18,566	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 海岸費	△ 178,965	4,786,310	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	14,388		(1) 報酬 △ 5,699
諸収入	△ 214,653		(2) 給料 16,176
県債	19,000		(3) 職員手当等 8,876

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
一般歳入	2,300		(4) 共済費 5,222 (7) 報償費 △ 3 (8) 旅費 △ 98 (10) 需用費 △ 1,114 (11) 役務費 △ 840 (12) 委託料 2,177 (14) 工事請負費 △ 203,662
(1) 海岸関係国庫補助事業費	△ 20,500	314,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 社会資本整備総合交付金事業費(海岸)	49,800	1,864,800	
ア 高潮対策費	151,200	1,652,700	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 侵食対策費	△ 31,500	115,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 津波・高潮危機管理対策費	△ 69,900	96,600	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 「静岡モデル」防潮堤整備促進事業費	△ 204,653	2,175,347	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 海岸漂着物等対策事業費(景観保全)	△ 3,612	4,288	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第4目 砂防費	△ 1,584,748	11,862,252	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 972,133		(1) 報酬 △ 4,825
分担金及び負担金	△ 34,866		(2) 給料 70,492
諸収入	52,500		(3) 職員手当等 33,222
県債	△ 673,000		(4) 共済費 17,439
一般歳入	42,751		(7) 報償費 △ 1
			(8) 旅費 △ 9,956
			(10) 需用費 △ 48,487
			(11) 役務費 △ 34,022
			(12) 委託料 △ 212,226
			(13) 使用料及び賃借料 △ 13,859
			(14) 工事請負費 △ 1,425,490
			(16) 公有財産購入費 1,415
			(18) 負担金、補助及び交付金 49,982
			(21) 補償、補填及び賠償金 △ 8,432
(1) 砂防関係国庫補助事業費	188,175	1,997,175	
ア 通常砂防費	△ 271,950	320,955	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 火山砂防費	△ 1,350	78,750	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 地すべり対策費	△ 11,025	117,495	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 急傾斜地崩壊対策費	△ 165,900	252,525	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 砂防メンテナンス事業費	638,400	1,227,450	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 社会資本整備総合交付金事業費(砂防)	△ 443,078	5,834,922	
ア 通常砂防費	△ 43,485	1,327,273	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 火山砂防費	2,100	372,750	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 火山噴火緊急減災対策費	△ 7,665	8,085	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 地すべり対策費	△ 31,500	154,350	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 急傾斜地崩壊対策費	△ 261,469	2,184,558	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 総合流域防災事業費	△ 101,965	1,787,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 効果促進事業費	906	906	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 砂防等災害関連緊急事業費	△ 1,316,971	498,029	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 演習場地区砂防事業費	△ 12,874	67,126	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 県単独砂防事業費	△ 50,000	1,215,000	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 急傾斜地崩壊対策費助成	50,000	170,000	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 緊急自然災害防止対策事業費(砂防)	0	680,000	財源更正に伴う補正である。
(8) 豪雨等災害対策緊急事業費(砂防)	0	900,000	財源更正に伴う補正である。
第 5 目 農林地すべり対策費	△ 105,310	867,690	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 59,886		(1) 報酬 △ 137
県債	△ 41,000		(2) 給料 5,817
一般歳入	△ 4,424		(3) 職員手当等 3,588
			(4) 共済費 1,692

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(8) 旅費 △ 90 (10) 需用費 △ 2,189 (11) 役務費 △ 387 (12) 委託料 △ 20,475 (13) 使用料及び賃借料 △ 887 (14) 工事請負費 △ 90,303 (16) 公有財産購入費 △ 127 (17) 備品購入費 △ 36 (21) 補償、補填及び賠償金 △ 1,776
(1) 農地地すべり対策事業費	△ 18,125	331,875	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 災害関連緊急農地地すべり対策事業費	△ 23,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(3) 治山地すべり防止事業費	815	398,815	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 災害関連緊急治山地すべり防止事業費	△ 65,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
第 6 目 国直轄事業費負担金	597,115	6,366,115	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	538,000		(18) 負担金、補助及び交付金 597,115
一般歳入	59,115		
(1) 国直轄河川事業費負担金	110,882	2,157,882	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
(2) 国直轄海岸事業費負担金	381,335	1,129,335	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
(3) 国直轄砂防事業費負担金	104,898	3,078,898	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
第 6 項 港湾費	△ 1,443,070	15,658,799	
第 1 目 港湾管理費	△ 2,185	613,374	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,185		(8) 旅費 △ 510 (10) 需用費 △ 200 (12) 委託料 △ 1,475
(1) 港湾統計調査費	△ 2,185	2,687	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 港湾建設費	△ 888,802	9,220,573	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 国庫支出金 分担金及び負担金 諸収入 県債 一般歳入	△ 342,818 △ 249,527 △ 60,004 △ 119,000 △ 117,453		(節内訳) (1) 報酬 167 (2) 給料 5,732 (3) 職員手当等 1,513 (4) 共済費 1,722 (8) 旅費 △ 39 (10) 需用費 △ 19,117 (11) 役務費 △ 210 (12) 委託料 △ 26,257 (13) 使用料及び賃借料 △ 180 (14) 工事請負費 △ 852,133
(1) 港湾関係国庫補助事業費	114,450	2,340,450	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 港湾海岸関係国庫補助事業費	△ 10,502	1,316,498	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 海岸漂着物等対策事業費(県営事業分)	△ 25,915	14,460	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 社会資本整備総合交付金事業費(港湾)	△ 922,835	3,955,165	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 港湾災害関連事業費	△ 44,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(6) 県単独港湾整備事業費	0	480,000	財源更正に伴う補正である。
(7) 緊急自然災害防止対策事業費(港湾)	0	640,000	財源更正に伴う補正である。
(8) 県土強靱化対策事業費(港湾)	0	450,000	財源更正に伴う補正である。
第 3 目 漁港整備費	274,140	4,124,075	
(財源内訳) 国庫支出金 分担金及び負担金 使用料及び手数料 諸収入 県債 一般歳入	167,332 27,410 △ 400 21 144,000 △ 64,223		(節内訳) (2) 給料 21,752 (3) 職員手当等 12,665 (4) 共済費 6,082 (8) 旅費 △ 209 (10) 需用費 5,352 (11) 役務費 △ 11 (13) 使用料及び賃借料 △ 5 (14) 工事請負費 241,396 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 12,882
(1) 漁港管理費	△ 379	120,363	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 県営漁港管理運営費	△ 379	25,133	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 県営漁港等整備費	197,770	3,149,770	
ア 県営漁港整備事業費	202,770	2,340,270	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 県営漁港海岸整備事業費	△ 5,000	640,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 県単独県営漁港整備事業費	0	169,000	財源更正に伴う補正である。
(3) 市町営漁港等整備費	△ 13,161	275,032	
ア 市町営漁港整備事業費	△ 13,161	185,839	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 農山漁村地域整備交付金事業費(漁港)	94,910	349,910	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 漁港災害関連事業費	△ 5,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(6) 緊急自然災害防止対策事業費(漁港)	0	150,000	財源更正に伴う補正である。
第 4 目 国直轄事業費負担金	△ 826,223	1,700,777	
(財源内訳)			(節内訳)
分担金及び負担金	△ 106,191		(18) 負担金、補助及び交付金 △ 826,223
県債	△ 648,000		
一般歳入	△ 72,032		
(1) 国直轄港湾事業費負担金	△ 826,223	1,700,777	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
第 7 項 都市費	△ 2,755,030	15,724,279	
第 1 目 都市政策費	△ 10,200	161,078	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 3,400		(12) 委託料 △ 10,200
諸収入	△ 3,400		
一般歳入	△ 3,400		
(1) 都市計画調査費	△ 10,200	106,280	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 地域交通費	△ 138,357	2,993,275	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 3,860		(18) 負担金、補助及び交付金 △ 138,357

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
一般歳入	△ 134,497		
(1) 公共交通対策費	△ 138,357	2,992,373	
ア バス運行対策費助成	△ 72,588	403,412	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 静岡県バス路線維持費助成	△ 3,263	4,737	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 市町自主運行バス事業費助成	△ 40,500	386,200	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 鉄道施設緊急耐震対策事業費助成	△ 16,966	35,834	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 伊豆地域公共交通計画推進事業費	△ 5,040	2,200	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 市街地整備費	△ 2,492,070	8,858,122	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 929,122		(1) 報酬 △ 1,536
分担金及び負担金	△ 352,108		(2) 給料 △ 4,481
諸収入	△ 707,580		(3) 職員手当等 △ 2,833
県債	△ 507,000		(4) 共済費 △ 562
一般歳入	3,740		(7) 報償費 △ 10
			(8) 旅費 △ 2,197
			(10) 需用費 △ 8,806
			(11) 役務費 △ 6,283
			(12) 委託料 △ 1,508,288
			(13) 使用料及び賃借料 △ 41,668
			(14) 工事請負費 △ 239,261
			(16) 公有財産購入費 △ 32,949
			(17) 備品購入費 34
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 463,020
			(21) 補償、補填及び賠償金 △ 180,209
			(26) 公課費 △ 1
(1) 社会資本整備総合交付金事業費(市街地)	△ 81,659	642,341	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 東部拠点第二地区区画整理事業費助成	△ 3,800	188,700	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 市街地再開発事業費助成	△ 15,482	805,018	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(4) 市町都市計画事業指導監督事務費	△ 12,535	19,465	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
(5)	都市計画街路事業費	△ 1,556,124	4,174,876	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(6)	社会資本整備総合交付金事業費(街路)	△ 126,887	1,121,113	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(7)	県単独街路整備事業費	13,100	1,237,800	事業費の確定に伴う補正である。
(8)	都市計画街路事業費助成	△ 13,100	140,900	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(9)	都市高速鉄道高架事業費(単独)	△ 695,566	511,434	事業費の確定に伴う補正である。
(10)	都市整備推進事業費	△ 17	2,306	事業費の確定に伴う補正である。
第4目	生活排水費	△ 42,403	761,107	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 4,702		(1) 報酬 816
	繰入金	△ 7,258		(2) 給料 5,053
	県債	△ 1,000		(3) 職員手当等 5,125
	一般歳入	△ 29,443		(4) 共済費 3,934
				(8) 旅費 △ 5,741
				(10) 需用費 △ 16,334
				(11) 役務費 △ 106
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 25,702
				(26) 公課費 △ 5
				(27) 繰出金 △ 9,443
(1)	農山漁村地域整備交付金事業費(農業集落排水)	△ 4,702	32,298	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	生活排水改善対策推進事業費助成	△ 21,000	128,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3)	流域下水道事業総務事務費	△ 7,258	208,495	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	流域下水道事業会計繰出金	△ 9,443	382,533	流域下水道事業会計に対する、負担区分に基づく繰出しに要する経費の補正である。
第5目	公園緑地費	△ 72,000	2,950,697	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 36,000		(14) 工事請負費 △ 72,000
	使用料及び手数料	△ 394		
	諸収入	△ 3,920		
	県債	△ 33,000		
	一般歳入	1,314		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 都市公園維持管理費	△ 72,000	2,426,182	
ア 都市公園管理運営費	0	1,915,482	財源更正に伴う補正である。
イ 都市公園維持補修費 (整備)	△ 72,000	486,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 0 款 警察費	413,486	85,804,637	
第 1 項 警察管理費	484,227	82,332,272	
第 1 目 公安委員会費	△ 2,291	12,442	(節内訳)
(財源内訳)			(1) 報酬 △ 2,279
一般歳入	△ 2,291		(10) 需用費 △ 12
(1) 公安委員会運営事業費	△ 2,291	12,442	公安委員の報酬の補正である。
第 2 目 警察本部費	685,365	71,007,590	(節内訳)
(財源内訳)			(1) 報酬 △ 5,304
国庫支出金	△ 2,720		(2) 給料 △ 198,292
諸収入	△ 12,929		(3) 職員手当等 740,107
財産収入	1,214		(4) 共済費 138,690
一般歳入	699,800		(5) 災害補償費 521
			(7) 報償費 3,225
			(8) 旅費 53,654
			(10) 需用費 △ 33,341
			(11) 役務費 1,501
			(12) 委託料 △ 5,421
			(13) 使用料及び賃借料 △ 11,649
			(18) 負担金、補助及び交付金 1,135
			(26) 公課費 539
(1) 職員給与費	682,755	68,491,146	警察職員の人件費の補正である。
			・報酬 △ 1,918
			・給料 △ 198,292
			一般職給 △ 198,292
			・職員手当等 741,438
			扶養手当 13,653
			地域手当 △ 3,311
			住居手当 △ 15,594
			通勤手当 37,049
			管理職手当 1,979
			特勤勤務手当 △ 3,832
			特殊勤務手当 △ 6,176
			時間外勤務手当 △ 72,704
			休日勤務手当 △ 123,900
			夜間勤務手当 68,769
			宿日直手当 △ 9,592
			期末手当 4,527
			勤勉手当 △ 28,967
			退職手当 723,327
			児童手当 155,695
			単身赴任手当 △ 3,310

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			管理職員特別勤務手当 3,825 ・ 共済費 139,779 地方職員共済組合等負担金 145,657 社会保険料 △ 5,878 ・ 災害補償費 521 ・ 旅費 92 ・ 負担金、補助及び交付金 1,135
(2) 警察職員健康管理事業費	△ 317	245,312	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 警察装備管理事業費	△ 28,560	334,600	
ア 警察官制服等貸与事業費	△ 30,947	266,110	事業費の確定に伴う補正である。
イ 警察車両等管理事業費	2,387	68,490	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 警察管理運営事業費	29,022	1,457,978	
ア 警察企画管理事業費	44,098	295,383	事業費の確定に伴う補正である。
イ 警察DX推進事業費	△ 1,410	63,190	事業費の確定に伴う補正である。
ウ キャッシュレス決済導入事業費	△ 1,980	9,820	事業費の確定に伴う補正である。
エ 警察相談業務推進事業費	△ 27	667	事業費の確定に伴う補正である。
オ 警察電算運営管理事業費	△ 11,636	974,564	事業費の確定に伴う補正である。
カ 共通基盤関連事業費	△ 23	1,377	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 生活安全警察管理事業費	△ 463	20,413	
ア 風俗営業許可等事業費	△ 249	8,692	事業費の確定に伴う補正である。
イ 銃砲等所持許可事業費	△ 214	5,801	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 地域警察管理事業費	2,928	450,141	
ア 110静岡運営事業費	△ 297	381,703	事業費の確定に伴う補正である。
イ 民間協力推進事業費	3,225	68,438	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 運転免許費	△ 48,452	1,964,091	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 136		(節内訳) (1) 報酬 △ 1,534
諸収入	△ 251		(3) 職員手当等 △ 833
財産収入	136		(4) 共済費 △ 633
一般歳入	△ 48,201		(8) 旅費 △ 133
			(10) 需用費 △ 31,549
			(11) 役務費 △ 180
			(12) 委託料 △ 9,476
			(13) 使用料及び賃借料 △ 4,114
(1) 運転免許事業費	△ 59,407	1,370,784	
ア 運転免許試験実施事業費	△ 15,119	317,649	事業費の確定に伴う補正である。
イ 運転免許管理システム整備事業費	△ 28,959	405,641	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 運転免許管理システム共通基盤移行事業費	△ 15,329	582,571	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 運転者教育事業費	10,955	593,307	
ア 運転者教育事業費	14,090	588,577	事業費の確定に伴う補正である。
イ 高齢運転者等支援員設置事業費	△ 3,135	4,730	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 交通安全対策費	△ 72,540	6,099,829	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 37,924		(節内訳) (10) 需用費 △ 3,787
使用料及び手数料	△ 14,197		(11) 役務費 △ 2,047
諸収入	△ 61,689		(12) 委託料 △ 16,534
県債	△ 49,000		(13) 使用料及び賃借料 △ 393
一般歳入	90,270		(14) 工事請負費 △ 75,454
			(18) 負担金、補助及び交付金 25,675
(1) 交通安全活動推進事業費	23,306	569,408	
ア 交通安全企画事業費	△ 45	5,752	事業費の確定に伴う補正である。
イ 交通安全対策事業費	△ 96	3,215	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 静岡県交通安全指導員設置費助成	25,675	471,291	補助対象経費の確定に伴う補正である。
エ 交通反則通告事業費	△ 2,228	9,761	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
(2)	交通安全施設等整備事業費	△ 75,847	4,934,114	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	市街地駐車等対策事業費	△ 16,702	389,355	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	放置駐車対策事業費	△ 3,035	70,952	事業費の確定に伴う補正である。
(5)	自動車保管場所証明ワ ンストップサービス・ システム整備事業費	△ 262	136,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目	警察施設費	△ 72,392	3,222,679	
	(財源内訳)			(節内訳)
	使用料及び手数料	17		(8) 旅費 △ 204
	諸収入	△ 17		(10) 需用費 △ 4,224
	財産収入	△ 9,168		(11) 役務費 △ 724
	県債	△ 38,000		(12) 委託料 △ 33,286
	一般歳入	△ 25,224		(13) 使用料及び賃借料 △ 305
				(14) 工事請負費 △ 33,649
(1)	警察施設管理運営事業 費	△ 41,789	1,482,642	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	警察庁舎整備事業費	△ 24,759	1,266,841	
ア	大仁警察署庁舎等建設 事業費	△ 3,649	63,651	事業費の確定に伴う補正である。
イ	交通管制センター庁舎 等建設事業費	△ 6,312	154,288	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	下田警察署庁舎等建設 事業費	△ 2,404	298,196	事業費の確定に伴う補正である。
エ	交番・駐在所建設事業 費	△ 12,394	750,706	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	警察職員住宅整備事業 費	△ 5,844	249,671	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 目	恩給及び退職年金費	△ 5,463	25,641	
	(財源内訳)			(節内訳)
	一般歳入	△ 5,463		(6) 恩給及び退職年金 △ 5,463
(1)	警察職員恩給費	△ 5,463	25,641	退職警察職員及びその遺族に支給する恩給費の 補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 項 警察活動費	△ 70,741	3,472,365	
第 1 目 警察活動費	△ 70,741	3,472,365	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 221,852		(1) 報酬 △ 23,212
諸収入	8,468		(3) 職員手当等 △ 9,325
県債	△ 4,000		(4) 共済費 △ 21,117
一般歳入	146,643		(7) 報償費 16,994
			(8) 旅費 △ 13,608
			(10) 需用費 △ 9,371
			(11) 役務費 12,609
			(12) 委託料 △ 385
			(13) 使用料及び賃借料 △ 7,373
			(14) 工事請負費 △ 921
			(17) 備品購入費 △ 14,184
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 848
(1) 職員研修事業費	△ 277	12,802	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 警察通信管理事業費	△ 683	185,206	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 警察活動管理事業費	△ 10,731	126,298	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 警察装備事業費	4,544	1,034,879	
ア 装備車両等維持事業費	9,137	863,388	車両用燃料費高騰の影響等に伴う補正である。
イ 警察車両EV化推進事業費	△ 4,000	113,582	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 警察活動器材近代化事業費	△ 593	23,918	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 留置施設管理対策事業費	26,932	221,732	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 犯罪被害者支援推進事業費	△ 244	7,630	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 生活安全警察活動事業費	△ 39,234	251,781	
ア 生活安全警察活動事業費	△ 454	23,032	事業費の確定に伴う補正である。
イ 警察安全相談員設置事業費	△ 16,876	90,073	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ スクールサポーター活動事業費	△ 20,763	72,098	事業費の確定に伴う補正である。
エ サイバー犯罪捜査等強化推進事業費	△ 1,075	15,525	事業費の確定に伴う補正である。
オ 街頭防犯カメラ整備事業費	△ 66	31,134	事業費の確定に伴う補正である。
(8) 地域警察活動事業費	△ 18,243	718,165	
ア 地域警察充実強化事業費	△ 2,476	51,406	事業費の確定に伴う補正である。
イ 交番相談員設置事業費	△ 15,767	607,430	事業費の確定に伴う補正である。
(9) 刑事警察活動事業費	△ 926	498,842	
ア 刑事警察運営事業費	△ 2,577	76,636	事業費の確定に伴う補正である。
イ 来日外国人犯罪対策事業費	16,937	42,342	通訳活動等に要する経費の補正である。
ウ 静岡県警察指紋情報管理事業費	△ 7,524	113,376	事業費の確定に伴う補正である。
エ 社会復帰アドバイザー設置事業費	△ 3,228	0	事業費の確定に伴う補正である。
オ 捜査支援分析業務強化推進事業費	△ 4,534	229,324	事業費の確定に伴う補正である。
(10) 交通指導取締活動事業費	△ 743	34,623	事業費の確定に伴う補正である。
(11) 災害激甚化対策事業費	△ 10,822	90,178	事業費の確定に伴う補正である。
(12) 警戒警備対策事業費	△ 20,314	286,950	
ア 警戒警備対策事業費	△ 128	2,352	事業費の確定に伴う補正である。
イ 航空機整備事業費	△ 20,186	284,598	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 1 款 教育費	△ 3,500,671	258,967,109	
第 1 項 総合教育費	△ 5,676	6,174	
第 1 目 総合教育費	△ 5,676	6,174	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 5,676		(7) 報償費 △ 2,170 (8) 旅費 △ 1,302 (10) 需用費 △ 1,010 (11) 役務費 △ 914 (13) 使用料及び賃借料 △ 280
(1) 才徳兼備の人づくり推進事業費	△ 5,676	6,174	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 教育委員会費	△ 337,373	27,998,142	
第 1 目 教育委員会費	△ 764	10,767	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 764		(1) 報酬 △ 674 (8) 旅費 △ 13 (10) 需用費 △ 27 (11) 役務費 △ 49 (13) 使用料及び賃借料 △ 1
(1) 教育委員会運営費	△ 90	2,566	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 教育委員報酬	△ 674	8,201	教育委員の報酬の補正である。
第 2 目 教育総務費	157,635	11,776,835	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 繰入金 一般歳入	△ 4,905 △ 5,557 82,166 85,931		(1) 報酬 △ 21,928 (2) 給料 801 (3) 職員手当等 103,282 (4) 共済費 △ 9,773 (7) 報償費 △ 475 (8) 旅費 △ 941 (10) 需用費 △ 4,927 (11) 役務費 △ 149 (12) 委託料 △ 25,046 (13) 使用料及び賃借料 △ 6,662 (18) 負担金、補助及び交付金 123,906 (21) 補償、補填及び賠償金 △ 453
(1) 職員給与費	96,805	4,745,131	事務局職員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 21,928 ・給料 801

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			一般職給 801 ・職員手当等 103,282 扶養手当 998 地域手当 755 住居手当 3,245 通勤手当 25,869 管理職手当 1,300 特殊勤務手当 26 時間外勤務手当 47,010 休日勤務手当 104 宿日直手当 △ 1,065 期末手当 △ 5,987 勤勉手当 2,391 退職手当 12,417 児童手当 16,219 ・共済費 △ 9,773 地方職員共済組合等負担金 2,185 社会保険料 △ 11,958 ・旅費 1,466 ・負担金、補助及び交付金 22,957
(2) 社会保障税番号制度推進事業費	△ 844	17,831	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 教職員総合研修事業費	△ 4,171	26,551	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 学び続ける教員支援事業費	△ 748	3,052	事業費の確定に伴う補正である。
(5) ICT教育推進事業費	67,163	1,352,673	
ア 静岡県学校情報化推進事業費	△ 8,170	1,012,740	事業費の確定に伴う補正である。
イ スクールDX推進事業費	△ 6,585	47,715	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 公立学校情報通信機器整備事業費助成	81,918	246,418	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 人権教育総合推進事業費	△ 227	2,883	事業費の確定に伴う補正である。
(7) ふじのくに「個が輝く」人材育成事業費	△ 343	7,157	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 教育管理費	△ 487,392	15,727,899	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 959		(節内訳) (1) 報酬 △ 564

科	目	補正額	現計額	説明
	寄附金	△ 197		(3) 職員手当等 △ 1,073
	使用料及び手数料	6,183		(4) 共済費 △ 913
	諸収入	△ 2,966		(7) 報償費 △ 484
	財産収入	△ 714		(8) 旅費 △ 8,407
	県債	△ 265,000		(10) 需用費 △ 40,437
	一般歳入	△ 223,739		(11) 役務費 △ 5,653
				(12) 委託料 △ 262,455
				(13) 使用料及び賃借料 △ 12,979
				(14) 工事請負費 △ 154,427
(1)	教育行政運営費	△ 4,245	70,655	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	文教施設整備事務費	△ 50	1,500	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	教育財産維持管理費	△ 6,364	158,436	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	ふじのくにグローバル 人材育成基金積立金	0	40,400	財源更正に伴う補正である。
(5)	県立学校等修繕費	△ 53,489	2,263,691	事業費の確定に伴う補正である。
(6)	県立学校等施設整備事業費	△ 158,901	2,799,099	事業費の確定に伴う補正である。
(7)	県立学校等長寿命化事業費	△ 185,087	9,798,913	事業費の確定に伴う補正である。
(8)	県立学校施設魅力向上 事業費	△ 48,407	426,593	事業費の確定に伴う補正である。
(9)	県立学校脱炭素化事業費	△ 804	9,996	事業費の確定に伴う補正である。
(10)	教職員住宅費	△ 29,375	95,423	
ア	教職員住宅整備費	△ 28,464	34,131	事業費の確定に伴う補正である。
イ	教職員住宅維持補修費	△ 911	61,292	事業費の確定に伴う補正である。
(11)	スクールロイヤー活用 事業費	△ 670	3,199	事業費の確定に伴う補正である。
第4目	教育厚生費	2,558	238,600	
	(財源内訳)			(節内訳)
	一般歳入	2,558		(1) 報酬 △ 1
				(7) 報償費 △ 1
				(8) 旅費 △ 6
				(10) 需用費 △ 722
				(12) 委託料 △ 13,759

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 教職員健康管理事業費	3,278	232,949	(18) 負担金、補助及び交付金 17,047 事業費の確定に伴う補正である。
(2) 被服等貸与費	△ 720	5,651	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 恩給及び退職年金費	△ 696	18,755	(節内訳) (6) 恩給及び退職年金 △ 696
(財源内訳) 一般歳入	△ 696		
(1) 恩給及び退職年金費	△ 696	18,755	退職教職員及びその遺族に支給する恩給費の補正である。
第 6 目 総合教育センター費	△ 8,714	225,286	(節内訳) (1) 報酬 △ 2,368 (3) 職員手当等 △ 193 (4) 共済費 △ 12 (8) 旅費 △ 394 (10) 需用費 △ 1,224 (11) 役務費 △ 392 (12) 委託料 △ 3,795 (13) 使用料及び賃借料 △ 336
(財源内訳) 国庫支出金	△ 1,934		
使用料及び手数料	△ 143		
諸収入	38		
財産収入	216		
一般歳入	△ 6,891		
(1) 総合教育センター管理 運営費	△ 2,115	178,885	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 教育相談体制充実事業 費	△ 6,599	46,401	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 小学校費	457,142	64,192,491	
第 1 目 教職員費	457,142	64,192,491	(節内訳) (2) 給料 △ 33,686 (3) 職員手当等 928,828 (4) 共済費 △ 393,883 (8) 旅費 △ 44,117
(財源内訳) 国庫支出金	39,469		
諸収入	△ 181,523		
一般歳入	599,196		
(1) 小学校教職員給与費等	457,142	64,192,491	
ア 教職員給与費	457,142	64,019,691	人件費の確定に伴う補正である。 ・給料 △ 33,686 一般職給 △ 33,686 ・職員手当等 928,828 扶養手当 22,443 地域手当 △ 278

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			住居手当 6,256 通勤手当 △ 1,414 管理職手当 △ 5,369 へき地手当 △ 10,596 特殊勤務手当 10,995 時間外勤務手当 △ 19,306 休日勤務手当 △ 237 義務教育等教員特別手当 11,229 期末手当 △ 140,357 勤勉手当 41,251 退職手当 939,766 児童手当 74,175 単身赴任手当 270 ・ 共済費 △ 393,883 地方職員共済組合等負担金 △ 8,353 社会保険料 △ 385,530 ・ 旅費 △ 44,117
第 4 項 中学校費	△ 513,085	39,075,050	
第 1 目 教職員費	△ 511,965	39,054,670	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金 335,200			(1) 報酬 △ 28,626
諸収入 △ 94,754			(2) 給料 △ 381,922
一般歳入 △ 752,411			(3) 職員手当等 227,677
			(4) 共済費 △ 316,903
			(8) 旅費 △ 12,191
(1) 中学校教職員給与費等	△ 511,965	39,054,670	
ア 教職員給与費	△ 511,965	38,893,410	人件費の確定に伴う補正である。 ・ 報酬 △ 28,626 ・ 給料 △ 381,922 一般職給 △ 381,922 ・ 職員手当等 227,677 扶養手当 12,621 地域手当 △ 13,499 住居手当 1,673 通勤手当 △ 8,796 管理職手当 △ 2,161 へき地手当 △ 11,260 特殊勤務手当 32,556 時間外勤務手当 △ 12,554 休日勤務手当 △ 28 夜間勤務手当 28 義務教育等教員特別手当 171 期末手当 △ 142,931 勤勉手当 △ 40,010 退職手当 359,014

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			児童手当 53,413 単身赴任手当 △ 360 管理職員特別勤務手当 △ 200 ・ 共済費 △ 316,903 地方職員共済組合等負担金 △ 128,337 社会保険料 △ 188,566 ・ 旅費 △ 12,191
第 2 目 中学校管理費	△ 1,120	20,380	
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,120		(節内訳) (11) 役務費 △ 18 (13) 使用料及び賃借料 △ 1,102
(1) 中学校管理費	△ 1,120	20,380	管理運営経費の確定に伴う補正である。
第 5 項 高等学校費	△ 1,387,700	57,021,829	
第 1 目 高等学校総務費	△ 710,664	48,256,932	
(財源内訳) 使用料及び手数料 諸収入 一般歳入	△ 305,549 △ 187,174 △ 217,941		(節内訳) (2) 給料 △ 324,163 (3) 職員手当等 53,756 (4) 共済費 △ 459,028 (8) 旅費 18,771
(1) 教職員給与費	△ 710,664	48,256,932	人件費の確定に伴う補正である。 ・ 給料 △ 324,163 一般職給 △ 324,163 ・ 職員手当等 53,756 扶養手当 △ 8,381 地域手当 △ 11,997 住居手当 △ 2,910 通勤手当 36,999 管理職手当 1,433 定時制通信教育手当 8,047 産業教育手当 6,282 特殊勤務手当 △ 11,374 時間外勤務手当 △ 44,560 休日勤務手当 △ 273 夜間勤務手当 △ 70 宿日直手当 △ 152 義務教育等教員特別手当 △ 1,066 期末手当 △ 127,414 勤勉手当 △ 19,425 退職手当 171,361 児童手当 56,440 単身赴任手当 816 ・ 共済費 △ 459,028 地方職員共済組合等負担金 △ 53,282

科	目	補正額	現計額	説明
				社会保険料 △ 405,746 ・旅費 18,771
第 2 目	高等学校管理費	△ 677,036	8,764,897	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 401,288		(1) 報酬 △ 2,400
	諸収入	△ 3,105		(4) 共済費 △ 100
	財産収入	△ 11,608		(8) 旅費 △ 24,558
	一般歳入	△ 261,035		(10) 需用費 △ 283,162
				(11) 役務費 △ 8,804
				(12) 委託料 △ 2,074
				(13) 使用料及び賃借料 △ 5,713
				(15) 原材料費 △ 237
				(17) 備品購入費 △ 663
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 418,670
				(19) 扶助費 72,986
				(20) 貸付金 △ 3,641
(1)	高等学校管理運営費	△ 320,328	3,206,894	
ア	高等学校管理費	△ 288,313	2,779,702	管理運営経費の確定に伴う補正である。
イ	教職員旅費	△ 20,629	185,661	活動旅費の確定に伴う補正である。
ウ	高等学校水産実習費	△ 12,156	186,073	実習経費の確定に伴う補正である。
エ	高等学校農業実習費	770	47,648	実習経費の確定に伴う補正である。
(2)	高等学校生徒修学奨励費	△ 356,708	5,558,003	
ア	高等学校等奨学事業費	69,054	637,754	事業費の確定に伴う補正である。
イ	高等学校就学支援事業費	△ 425,762	4,917,278	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 項	大学費	△ 22,569	7,364,905	
第 1 目	県立大学・文化芸術大学費	△ 22,069	6,655,405	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 1,932		(7) 報償費 340
	諸収入	△ 889		(8) 旅費 △ 568
	県債	△ 12,000		(10) 需用費 △ 271
	一般歳入	△ 7,248		(11) 役務費 1,056
				(12) 委託料 △ 3,170
				(13) 使用料及び賃借料 △ 103
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 19,353

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 大学運営指導費	△ 650	4,024	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 静岡文化芸術大学支援 事業費	△ 16,393	1,676,507	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 未来を切り拓く多様な 人材育成推進事業費	△ 4,002	53,298	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(4) リカレント教育推進事 業費	△ 8	2,892	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 大学生等県内定着促進 事業費	△ 1,007	4,993	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 大学サミット開催事業 費	△ 9	6,991	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 社会健康医学大学院大 学費	△ 500	709,500	
(財源内訳) 一般歳入	△ 500		(節内訳) (7) 報償費 △ 400 (8) 旅費 △ 100
(1) 静岡社会健康医学大学 院大学管理事務費	△ 500	2,500	事業費の確定に伴う補正である。
第 7 項 特別支援学校費	△ 514,790	29,949,305	
第 1 目 特別支援学校費	△ 168,591	27,511,677	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 12,222		(節内訳) (1) 報酬 △ 119,766
諸収入	△ 157,189		(2) 給料 △ 68,810
一般歳入	820		(3) 職員手当等 321,826
			(4) 共済費 △ 280,677
			(8) 旅費 △ 21,164
(1) 特別支援学校教職員給 与費等	△ 168,591	27,511,677	
ア 特別支援学校教職員給 与費	△ 163,813	27,473,015	人件費の確定に伴う補正である。 ・報酬 △ 119,766 ・給料 △ 68,810 一般職給 △ 68,810 ・職員手当等 321,826 扶養手当 20,243 地域手当 △ 1,559 住居手当 697 通勤手当 10,488

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			管理職手当 1,071 特殊勤務手当 5,381 時間外勤務手当 △ 2,895 休日勤務手当 △ 18 宿日直手当 519 義務教育等教員特別手当 5,810 期末手当 △ 91,365 勤勉手当 △ 11,715 退職手当 351,421 児童手当 34,208 単身赴任手当 △ 360 管理職員特別勤務手当 △ 100 ・ 共済費 △ 280,677 地方職員共済組合等負担金 66,117 社会保険料 △ 346,794 ・ 旅費 △ 16,386
イ 教職員旅費（特別支援学校）	△ 4,778	38,662	旅費の確定に伴う補正である。
第 2 目 特別支援学校管理費	△ 346,199	2,437,628	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 37,254		(1) 報酬 △ 1,147
諸収入	2,428		(7) 報償費 30
財産収入	163		(8) 旅費 △ 1,006
一般歳入	△ 311,536		(10) 需用費 △ 42,347
			(11) 役務費 △ 1,382
			(12) 委託料 △ 225,858
			(13) 使用料及び賃借料 △ 2,645
			(15) 原材料費 △ 84
			(19) 扶助費 △ 71,760
(1) 特別支援学校管理費	△ 293,199	1,951,628	
ア 特別支援学校管理運営費	△ 269,513	1,924,487	管理運営費の確定に伴う補正である。
イ 特別支援学校作業実習費	591	11,318	実習経費の確定に伴う補正である。
ウ コミュニティ・スクール推進事業費（特別支援学校）	△ 1,393	2,207	事業費の確定に伴う補正である。
エ 県立学校医療的ケア児就学支援事業費	△ 22,884	13,616	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 特別支援学校就学奨励費	△ 53,000	486,000	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 8 項 学校教育費	△ 234,589	2,940,506	
第 1 目 高校教育費	△ 56,328	1,052,952	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 7,223		(1) 報酬 △ 7,683
諸収入	4,354		(4) 共済費 △ 996
繰入金	△ 414		(7) 報償費 △ 5,759
県債	△ 20,000		(8) 旅費 △ 5,234
一般歳入	△ 33,045		(10) 需用費 △ 1,338
			(11) 役務費 △ 681
			(12) 委託料 △ 25,790
			(13) 使用料及び賃借料 △ 1,269
			(17) 備品購入費 △ 3,062
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 4,516
(1) 高校教育指導費	△ 48,103	810,167	
ア 外国語教育推進事業費	△ 15,863	349,937	事業費の確定に伴う補正である。
イ 実学推進フロンティア事業費	△ 3,038	36,462	事業費の確定に伴う補正である。
ウ グローバル人材育成事業費	4,000	49,000	事業費の確定に伴う補正である。
エ 世界にはばたく人材育成事業費	△ 363	3,437	事業費の確定に伴う補正である。
オ マイスター・ハイスクール事業費	△ 123	12,877	事業費の確定に伴う補正である。
カ 国際バカロレア教育導入推進事業費	△ 23,519	120,381	事業費の確定に伴う補正である。
キ 演劇教育導入推進事業費	△ 279	87,421	事業費の確定に伴う補正である。
ク 「行きたい学校づくり」推進事業費	△ 1,880	58,120	事業費の確定に伴う補正である。
ケ センター配信型遠隔教育推進事業費	△ 3,138	9,462	事業費の確定に伴う補正である。
コ 高校教育改革民間経営力活用推進事業費	△ 3,900	2,500	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 生徒指導費	△ 8,225	72,785	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 生徒指導等推進事業費 (高校)	△ 12	5,498	事業費の確定に伴う補正である。
イ きめ細かな生徒支援充 実事業費	△ 8,213	67,287	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 義務教育費	△ 99,961	1,018,561	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 33,494		(1) 報酬 △ 16,722
諸収入	△ 3,010		(3) 職員手当等 △ 67,130
一般歳入	△ 63,457		(4) 共済費 △ 7,710
			(7) 報償費 △ 669
			(8) 旅費 △ 4,015
			(10) 需用費 △ 65
			(11) 役務費 △ 30
			(12) 委託料 △ 2,900
			(13) 使用料及び賃借料 △ 120
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 600
(1) スクール・サポート・ スタッフ配置事業費	△ 41,700	476,300	事業費の確定に伴う補正である
(2) 小中学校学習支援事業 費	△ 75	2,525	事業費の確定に伴う補正である。
(3) コミュニティ・スクー ル推進事業費(小・中)	△ 132	1,458	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 外国人等児童生徒支援 充実事業費	△ 3,864	11,836	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 小中学校特別支援教育 充実事業費	△ 50,000	50,000	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 小・中学校児童生徒就 学支援等事業費	△ 600	0	事業費の確定に伴う補正である
(7) 幼児教育支援充実事業 費	△ 589	7,421	事業費の確定に伴う補正である。
(8) 不登校対策推進事業費	△ 2,936	33,264	事業費の確定に伴う補正である。
(9) バーチャルスクール推 進事業費	△ 65	19,935	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 特別支援教育費	△ 4,920	19,067	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 807		(1) 報酬 △ 2,405

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
諸収入	△ 504		(3) 職員手当等 △ 300
一般歳入	△ 3,609		(4) 共済費 △ 1,705
			(8) 旅費 △ 510
(1) 特別支援学校超早期教育推進事業費	△ 800	14,202	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 特別支援学校外部専門員活用事業費	△ 4,120	4,865	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 健康体育費	△ 73,380	849,926	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 54,381		(7) 報償費 △ 1,668
諸収入	△ 1,020		(8) 旅費 △ 1,627
一般歳入	△ 17,979		(10) 需用費 △ 757
			(11) 役務費 △ 755
			(12) 委託料 △ 48,892
			(13) 使用料及び賃借料 △ 122
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 19,559
(1) 学校体育振興費	△ 59,173	263,029	
ア スポーツ人材活用推進事業費	△ 128	32,574	事業費の確定に伴う補正である。
イ 子供の体力向上推進事業費	△ 906	19,394	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 部活動指導員育成配置事業費	△ 19,567	127,333	事業費の確定に伴う補正である。
エ 中学校の持続可能な部活動推進事業費	△ 38,572	19,428	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 学校安全管理事業費	△ 130	154,226	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 学校給食管理等事業費	△ 8,441	425,099	
ア 高等学校等給食管理事業費	△ 6,683	412,817	事業費の確定に伴う補正である。
イ 静岡茶愛飲定着化事業費	△ 1,758	1,882	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 学校地域連携安全・安心推進事業費	△ 377	1,759	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 学校安全総合推進事業費	△ 5,259	4,913	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 9 項 社会教育費	△ 26,190	1,450,180	
第 1 目 社会教育費	△ 1,782	51,240	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 160		(節内訳) (7) 報償費 △ 337
寄附金	△ 750		(8) 旅費 △ 361
一般歳入	△ 872		(10) 需用費 △ 235
			(11) 役務費 △ 20
			(12) 委託料 △ 16
			(13) 使用料及び賃借料 △ 93
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 720
(1) 地域の教育力向上推進 事業費	△ 144	774	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 生涯学習情報発信事業 費	△ 19	901	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 地域学校協働活動推進 事業費	△ 1,083	42,335	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 家庭教育支援事業費	△ 257	2,922	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 「読書県しずおか」づ くり総合推進事業費	△ 279	1,848	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 図書館費	△ 15,852	1,011,448	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 119,018		(節内訳) (4) 共済費 △ 72
寄附金	△ 920		(7) 報償費 △ 170
使用料及び手数料	△ 74		(8) 旅費 △ 270
諸収入	159		(10) 需用費 △ 1,584
県債	40,000		(11) 役務費 △ 5,254
一般歳入	64,001		(12) 委託料 △ 2,430
			(13) 使用料及び賃借料 △ 5,128
			(17) 備品購入費 △ 920
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 24
(1) 県立中央図書館管理運 営費	△ 12,349	103,251	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 県立中央図書館資料充 実費	△ 1,203	85,697	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 新県立中央図書館整備 事業費	△ 2,300	822,500	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 目 青少年対策費	△ 162	11,176	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 72		(8) 旅費 △ 8
一般歳入	△ 90		(10) 需用費 △ 80
			(12) 委託料 △ 34
			(13) 使用料及び賃借料 △ 40
(1) 青少年健全育成費	△ 8	5,128	事業費の確定に伴う補正である。
(2) ネット依存対策推進事業費	△ 154	2,748	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 青少年の家費	△ 8,394	376,316	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 281		(1) 報酬 △ 2,039
諸収入	△ 6,835		(3) 職員手当等 △ 422
一般歳入	△ 1,278		(4) 共済費 △ 479
			(8) 旅費 400
			(10) 需用費 △ 980
			(12) 委託料 △ 3,510
			(13) 使用料及び賃借料 △ 1,364
(1) 青少年の家等管理運営費	△ 8,394	376,316	事業費の確定に伴う補正である。
第 10 項 私学振興費	△ 915,841	28,968,527	
第 1 目 私学振興費	△ 915,841	28,968,527	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 561,917		(8) 旅費 △ 85
一般歳入	△ 353,924		(10) 需用費 △ 213
			(11) 役務費 △ 68
			(13) 使用料及び賃借料 △ 8
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 1,004,023
			(19) 扶助費 88,556
(1) 私立学校指導事務費	△ 278	10,333	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 私立学校振興対策費	△ 831,091	28,895,866	
ア 私立学校経常的経費助成	△ 240,133	17,528,425	
(ア) 私立学校経常費助成	△ 202,369	16,965,531	補助対象園児、児童、生徒数の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 私立専修学校運営費助成	△ 28,921	355,307	補助対象生徒数及び学校数の確定に伴う補正である。
(ウ) 私立各種学校運営費助成	△ 3,199	14,810	補助対象児童、生徒数の確定に伴う補正である。
(エ) 私立特別支援学校教育費助成	△ 5,644	50,897	補助対象児童、生徒数の確定に伴う補正である。
イ 私立学校事業費助成	△ 590,958	11,367,441	
(ア) 私立高等学校授業料減免事業費助成	△ 19,600	1,780,400	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 私立専修学校等授業料減免事業費助成	6,860	98,960	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 私立専門学校修学支援事業費助成	△ 153,205	615,795	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 私立高等学校等就学支援金等助成	△ 496,247	7,056,904	補助対象生徒数の確定に伴う補正である。
(オ) 私立高等学校等奨学給付金助成	88,516	550,196	補助対象生徒数の確定に伴う補正である。
(カ) 私立学校サポートスタッフ配置等事業費助成	△ 8,600	70,100	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 私立幼稚園障害児教育費助成	8,624	296,352	補助対象園児数の確定に伴う補正である。
(ク) 私立幼稚園子育て支援事業費助成	△ 7,100	45,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ケ) 私立幼稚園等教育支援体制整備事業費助成	△ 2,906	36,994	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(コ) 私立幼稚園教員人材確保支援事業費助成	△ 3,300	35,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(サ) 日本私立学校振興・共済事業団助成	△ 4,000	262,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 私立学校耐震化促進等事業費助成	△ 84,472	62,328	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第12款	災害対策費	△ 3,942,325	10,720,830	
第1項	観光施設災害復旧費	△ 28,713	1,287	
第1目	現年災害観光施設復旧費	△ 28,713	1,287	
	(財源内訳)			(節内訳)
	県債	△ 29,000		(14) 工事請負費 △ 28,713
	一般歳入	287		
(1)	現年単独災害観光施設復旧費	△ 28,713	1,287	事業費の確定に伴う補正である。
第2項	空港施設災害復旧費	△ 15,000	15,000	
第1目	現年災害空港施設復旧費	△ 15,000	15,000	
	(財源内訳)			(節内訳)
	県債	△ 15,000		(14) 工事請負費 △ 15,000
(1)	現年単独災害空港施設復旧費	△ 15,000	15,000	事業費の確定に伴う補正である。
第3項	社会福祉施設災害復旧費	△ 200,000	0	
第1目	現年災害社会福祉施設復旧費	△ 200,000	0	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 133,333		(18) 負担金、補助及び交付金 △ 200,000
	県債	△ 66,000		
	一般歳入	△ 667		
(1)	補助現年災社会福祉施設災害復旧事業費	△ 200,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第4項	農林水産施設災害復旧費	△ 1,220,084	2,150,916	
第1目	過年災害農林水産施設復旧費	177,942	1,614,942	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	180,275		(2) 給料 △ 359
	県債	△ 2,000		(3) 職員手当等 △ 269
	一般歳入	△ 333		(4) 共済費 △ 118
				(8) 旅費 △ 85

科	目	補正額	現計額	説明
				(10) 需用費 △ 84 (14) 工事請負費 △ 18,649 (18) 負担金、補助及び交付金 197,506
(1)	県営過年災害農地等復旧費	△ 19,564	99,436	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	団体営過年災害林道復旧費	197,506	761,506	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目	現年災害農林水産施設復旧費	△ 1,397,738	497,262	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 938,028		(2) 給料 △ 7,083
	分担金及び負担金	△ 5,198		(3) 職員手当等 △ 4,249
	県債	△ 422,000		(4) 共済費 △ 2,013
	一般歳入	△ 32,512		(8) 旅費 △ 7,065
				(10) 需用費 △ 59,133
				(11) 役務費 △ 1,270
				(12) 委託料 △ 10,000
				(13) 使用料及び賃借料 △ 849
				(14) 工事請負費 △ 1,049,073
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 252,896
				(21) 補償、補填及び賠償金 △ 4,107
(1)	現年災害農地等復旧費	△ 300,932	72,068	
ア	県営現年災害農地等復旧費	△ 37,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
イ	現年災害農地等復旧費助成	△ 263,932	72,068	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2)	現年災害治山施設復旧費	△ 860,087	27,913	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3)	現年単独災害農林水産復旧費	△ 15,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(4)	現年災害林道復旧費	△ 19,719	397,281	
ア	現年災害林道復旧費	△ 2,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
イ	団体営現年災害林道復旧費	△ 17,719	397,281	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5)	現年災害漁港施設復旧費	△ 192,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(6) 漁港施設災害対策調査費	△ 10,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
第 3 目 国直轄事業費等負担金	△ 288	38,712	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 288
(財源内訳) 県債 一般歳入	△ 1,000 712		
(1) 国直轄過年災害治山事業費負担金	△ 288	38,712	国直轄事業の県負担金見込額の補正である。
第 5 項 土木施設災害復旧費	△ 2,203,440	8,126,560	
第 1 目 過年災害土木復旧費	△ 198,968	3,266,032	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金 県債 一般歳入	△ 126,757 △ 64,000 △ 8,211		(2) 給料 △ 2,257 (3) 職員手当等 △ 1,546 (4) 共済費 △ 768 (8) 旅費 △ 448 (10) 需用費 △ 3,739 (11) 役務費 △ 1,575 (12) 委託料 △ 1,383 (13) 使用料及び賃借料 △ 645 (14) 工事請負費 △ 185,279 (16) 公有財産購入費 △ 1,314 (21) 補償、補填及び賠償金 △ 14
(1) 過年補助災害土木復旧費	△ 197,968	3,266,032	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 市町村指導監督事務費	△ 1,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 現年災害土木復旧費	△ 1,894,245	4,725,755	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金 県債 一般歳入	△ 1,472,675 △ 423,000 1,430		(2) 給料 327 (3) 職員手当等 61 (4) 共済費 64 (8) 旅費 △ 14,289 (10) 需用費 △ 169,515 (11) 役務費 △ 82,563 (12) 委託料 59,310 (13) 使用料及び賃借料 △ 18,062 (14) 工事請負費 △ 1,646,616 (16) 公有財産購入費 △ 19,135 (21) 補償、補填及び賠償金 △ 3,827

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 現年補助災害土木復旧費	△ 2,435,499	3,073,501	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 市町村指導監督事務費	△ 20,400	600	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 現年単独災害土木復旧費	483,214	583,214	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 土木施設災害対策調査費	80,440	1,060,440	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 港湾施設災害対策調査費	△ 2,000	8,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 国直轄事業費負担金	△ 110,227	134,773	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	△ 112,000		(18) 負担金、補助及び交付金 △ 110,227
一般歳入	1,773		
(1) 国直轄過年災害事業費負担金	13,773	18,773	国直轄事業の県負担金見込額の補正である。
(2) 国直轄現年災害事業費負担金	△ 124,000	116,000	国直轄事業の県負担金見込額の補正である。
第 6 項 教育施設災害復旧費	△ 381,000	49,000	
第 1 目 現年災害教育施設復旧費	△ 381,000	49,000	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 234,000		(12) 委託料 △ 11,983
県債	△ 147,000		(14) 工事請負費 △ 369,017
(1) 補助現年災県立学校等災害復旧費	△ 351,000	49,000	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 単独現年災県立学校等災害復旧費	△ 30,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
第 7 項 災害対策諸費	105,912	378,067	
第 1 目 災害対策本部費	△ 14,300	180,200	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 14,300		(8) 旅費 △ 5,626
			(10) 需用費 △ 2,335
			(11) 役務費 △ 503
			(12) 委託料 3,400

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 災害対策本部等運営事業費	△ 14,300	180,200	(13) 使用料及び賃借料 △ 28,195 (18) 負担金、補助及び交付金 18,959 事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 災害救助費	120,212	197,107	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 9,219		(11) 役員費 △ 7
分担金及び負担金	132,238		(13) 使用料及び賃借料 △ 1,175
財産収入	6,412		(18) 負担金、補助及び交付金 114,982
繰入金	△ 9,219		(24) 積立金 6,412
(1) 災害救助対策費	120,212	197,107	
ア 災害救助基金積立金	6,412	8,000	基金運用益の確定に伴う補正である。
イ 災害救助費負担金等事業費	113,800	155,000	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 3 款 公債費	16,811,687	205,366,687	
第 1 項 公債費	16,811,687	205,366,687	
第 1 目 元金	7,391,842	175,016,842	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 222,290		(27) 繰出金 7,391,842
繰入金	△ 29,269,000		
一般歳入	36,883,132		
(1) 公債費 (元金) (繰出金)	7,391,842	175,016,842	公債管理特別会計への繰出金の補正である。
第 2 目 利子	9,403,533	29,175,533	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 4,676		(27) 繰出金 9,403,533
一般歳入	9,408,209		
(1) 公債費 (利子) (繰出金)	9,403,533	29,175,533	公債管理特別会計への繰出金の補正である。
第 3 目 公債諸費	16,312	1,174,312	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 2,341		(10) 需用費 △ 633
一般歳入	18,653		(11) 役務費 28,540
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 1,500
			(27) 繰出金 △ 10,095
(1) 公債諸費	16,312	1,174,312	公債管理特別会計への繰出金等の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 4 款 諸支出金	16,253,000	248,787,831	
第 1 項 公営企業費	△ 4,000	102,831	
第 2 目 水道事業費	△ 4,000	41,911	(節内訳) (23) 投資及び出資金 △ 4,000 事業費の確定に伴う補正である。
(財源内訳) 県債	△ 4,000		
(1) 水道事業出資金	△ 4,000	33,000	
第 2 項 地方消費税清算金	5,444,000	102,592,000	
第 1 目 地方消費税清算金	5,444,000	102,592,000	(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 5,444,000 地方消費税収入額を都道府県間で清算する経費の補正である。
(財源内訳) 一般歳入	5,444,000		
(1) 地方消費税清算金	5,444,000	102,592,000	
第 3 項 所得割交付金	3,000	304,000	
第 1 目 所得割交付金	3,000	304,000	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 3,000 県民税所得割収入額（退職所得分）の税率 2% 相当分を指定都市に交付する経費の補正である。
(財源内訳) 一般歳入	3,000		
(1) 所得割交付金	3,000	304,000	
第 4 項 利子割交付金	68,000	311,000	
第 1 目 利子割交付金	68,000	311,000	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 68,000 県民税利子割収入額から、法人に係る還付額等を調整し、事務費 1% を控除した額の 3/5 を市町に交付する経費の補正である。
(財源内訳) 一般歳入	68,000		
(1) 利子割交付金	68,000	311,000	
第 5 項 配当割交付金	1,858,000	5,665,000	
第 1 目 配当割交付金	1,858,000	5,665,000	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 1,858,000
(財源内訳) 一般歳入	1,858,000		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 配当割交付金	1,858,000	5,665,000	県民税配当割収入額から、事務費1%を控除した額の3/5を市町に交付する経費の補正である。
第 6 項 株式等譲渡所得割交付金	3,701,000	9,830,000	
第 1 目 株式等譲渡所得割交付金	3,701,000	9,830,000	
(財源内訳) 一般歳入	3,701,000		(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 3,701,000
(1) 株式等譲渡所得割交付金	3,701,000	9,830,000	県民税株式等譲渡所得割収入額から、事務費1%を控除した額の3/5を市町に交付する経費の補正である。
第 7 項 法人事業税交付金	1,262,000	11,558,000	
第 1 目 法人事業税交付金	1,262,000	11,558,000	
(財源内訳) 一般歳入	1,262,000		(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 1,262,000
(1) 法人事業税交付金	1,262,000	11,558,000	法人事業税収入額から、超過課税分を控除した額の7.7%を市町に交付する経費の補正である。
第 8 項 地方消費税交付金	3,902,000	97,566,000	
第 1 目 地方消費税交付金	3,902,000	97,566,000	
(財源内訳) 一般歳入	3,902,000		(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 3,902,000
(1) 地方消費税交付金	3,902,000	97,566,000	都道府県間で清算した地方消費税の1/2を市町に交付する経費の補正である。
第 9 項 ゴルフ場利用税交付金	13,000	1,724,000	
第 1 目 ゴルフ場利用税交付金	13,000	1,724,000	
(財源内訳) 一般歳入	13,000		(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 13,000
(1) ゴルフ場利用税交付金	13,000	1,724,000	ゴルフ場利用税収入額の7/10を当該ゴルフ場所在市町に交付する経費の補正である。
第 10 項 軽油引取税交付金	139,000	12,828,000	
第 1 目 軽油引取税交付金	139,000	12,828,000	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 一般歳入 (1) 軽油引取税交付金	139,000 139,000	 12,828,000	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 139,000 軽油引取税収入額の9/10を県と指定市で国道、 県道の面積により按分し交付する経費の補正である。
第 1 1 項 自動車税環境性能割交付金	△ 33,000	2,704,000	
第 1 目 自動車税環境性能割交付金 (財源内訳) 一般歳入 (1) 自動車税環境性能割交付金	△ 33,000 △ 33,000	2,704,000 2,704,000	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 33,000 自動車税環境性能割収入額の40.85%を市町に 交付し、33.25%を県と指定市で国道、県道の延長、 面積により按分し交付する経費の補正である。
第 1 2 項 利子割精算金	0	1,000	
第 1 3 項 旧法による自動車取得税交付金	0	2,000	
第 1 4 項 県税還付金	△ 100,000	3,600,000	
第 1 目 県税還付金 (財源内訳) 一般歳入 (1) 県税還付金	△ 100,000 △ 100,000	3,600,000 3,600,000	(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 △ 100,000 県税に係る過誤納金の還付及び地方税法上の規定に 従い行う還付金の補正である。

2 繰越明許費

1 変更

(単位：千円)

所属部局	款 項	事業名	金 額		説 明
			補正前	補正後	
危機管理部	3 危機管理費 1 危機管理費	危機管理費	71,000	237,000	地震・津波対策等減災交付金等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
くらし・環境部	5 くらし・環境費 4 環境費	環境政策費	290,000	309,000	盛土規制法基礎調査事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
スポーツ・文化観光部	6 スポーツ・文化観光費 4 観光交流費	観光費	33,000	42,000	観光施設整備事業において、関係機関との調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 スポーツ・文化観光費 5 空港振興費	空港振興費	20,000	1,003,000	空港施設整備事業等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
健康福祉部	7 健康福祉費 2 福祉長寿費	長寿社会費	4,958,000	5,103,000	介護保険関連施設整備事業費助成において、資材の入手、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事 業 名	金 額		説 明
			補 正 前	補 正 後	
健康福祉部	7 健康福祉費 5 医療費	医務福祉費	3,538,000	3,549,000	緊急医療施設等運営費等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 健康福祉費 7 生活衛生費	食品衛生費	8,000	289,000	(仮称)動物愛護センター整備事業において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
経済産業部	8 経済産業費 2 産業革新費	産業革新費	1,919,000	1,931,000	石油貯蔵施設立地対策事業において、資材の入手に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 経済産業費 5 農業費	農業費	3,299,000	3,340,000	農林環境専門職大学管理運営事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 経済産業費 6 農地費	農地費	3,636,000	9,058,000	農業地域生産力強化整備事業等において、用地補償交渉、資材の入手難、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事 業 名	金 額		説 明
			補 正 前	補 正 後	
経済産業部	8 経済産業費 7 森林・林業費	森林・林業費	2,339,000	5,122,000	治山事業等において、用地補償交渉、資材の入手難、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 経済産業費 8 水産・海洋費	水産・海洋費	1,580,000	1,636,000	種苗生産施設整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	9 交通基盤費 1 交通基盤管理費	交通基盤企画費	30,000	190,000	デジタルツイン推進事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 4 道路費	道路橋りょう維持管理費	38,000	1,077,000	道路等維持修繕費等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 4 道路費	道路橋りょう新設改良費	7,857,000	20,715,000	道路関係国庫補助事業等において、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金額		説明
			補正前	補正後	
交通基盤部	9 交通基盤費 5 河川砂防費	河川砂防管理費	7,000	76,000	河川維持管理費において、用地補償交渉、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 5 河川砂防費	河川改良費	11,897,000	20,467,000	河川関係国庫補助事業等において、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 5 河川砂防費	海岸費	724,000	1,950,000	社会資本整備総合交付金事業（海岸）等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 5 河川砂防費	砂防費	6,322,000	9,764,000	社会資本整備総合交付金事業（砂防）等において、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 5 河川砂防費	農林地すべり対策費	377,000	622,000	農地地すべり対策事業等において、用地補償交渉、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金 額		説 明
			補正前	補正後	
交通基盤部	9 交通基盤費 6 港湾費	港湾建設費	3,264,000	7,186,000	社会資本整備総合交付金事業（港湾）等において、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 6 港湾費	漁港整備費	2,747,000	3,247,000	県営漁港整備事業等において、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 7 都市費	市街地整備費	292,000	6,502,000	都市計画街路事業等において、用地補償交渉、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 7 都市費	公園緑地費	60,000	511,000	都市公園維持補修費（整備）等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
教育委員会 事務局	11 教育費 8 学校教育費	高校教育費	170,000	175,000	国際バカロレア教育導入推進事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事 業 名	金 額		説 明
			補 正 前	補 正 後	
経 済 産 業 部	12 災害対策費 4 農林水産施設 災害復旧費	現年災害農林 水産施設復旧 費	23,000	494,000	団体営現年災害林道復旧事業等 において、計画・設計に関する 諸条件の調整に日時を要したこ とにより、年度内に事業を完了 することが困難と予測されるた め。

2 追加

所属部局	款 項	事業名	金額	説 明
経営管理部	4 経営管理費 1 経営管理費	資産経営費	25,000	県庁舎等施設改修費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
くらし・環境部	5 くらし・環境費 3 建築住宅費	建築安全推進費	44,000	プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
スポーツ・文化観光部	6 スポーツ・文化観光費 3 文化費	文化事業費	8,000	グランシップ修繕事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 スポーツ・文化観光費 3 文化費	文化財費	26,000	文化財保存活用推進事業において、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
健康福祉部	7 健康福祉費 1 健康福祉費	健康福祉企画費	169,000	健康福祉センター運営費（庁舎管理）において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 健康福祉費 5 医療費	県立病院費	194,000	静岡県立病院機構貸付金において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内の貸付が困難と予測されるため。
経済産業部	8 経済産業費 3 就業支援費	就業支援費	5,000	労政会館施設整備事業において、入札不調に伴う再調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金額	説 明
交通基盤部	9 交通基盤費 2 建設経済費	建設経済費	5,000	公共用地対策事業において、関係機関との調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 6 港湾費	港湾管理費	144,000	港湾維持管理費において、用地補償交渉、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 7 都市費	都市政策費	30,000	都市計画調査費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
警察本部	10 警察費 1 警察管理費	警察施設費	10,000	交番・駐在所建設事業において、関係機関との調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
教育委員会 事務局	11 教育費 2 教育委員会費	教育管理費	3,300,000	県立学校等長寿命化事業等において、資材の入手難、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
経済産業部	12 災害対策費 4 農林水産施設 災害復旧費	過年災害農林 水産施設復旧 費	733,000	団体営過年災害林道復旧事業等において、用地補償交渉、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	12 災害対策費 5 土木施設災害 復旧費	過年災害土木 復旧費	1,592,000	過年災害土木復旧事業において、用地補償交渉、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事 業 名	金 額	説 明
交通基盤部	12 災害対策費 5 土木施設災害復旧費	現年災害土木復旧費	3,528,000	現年災害土木復旧事業等において、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
教育委員会 事務局	12 災害対策費 6 教育施設災害復旧費	現年災害教育施設復旧費	39,000	現年災害教育施設復旧事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
危機管理部	12 災害対策費 7 災害対策諸費	災害対策本部費	6,000	災害対策本部等運営事業において、関係機関との調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

3 債務負担行為

1 変更

(1) 令和6年度において債務負担行為を行うもの

(単位：千円)

所管部局	事項	区分	利子補給先	融通資金総額	利子補給限度額	期間
経済産業部 商工業局	30 静岡県中小企業向制度融資に係る利子補給	変更前	制度融資取扱金融機関	120,000,000	2,859,000	6～21年度
		変更後	制度融資取扱金融機関	120,000,000	3,586,000	6～21年度

(2) 令和5年度以前において債務負担行為を行ったもの

(単位：千円)

所管部局	事項	区分	工事予定額	令和5年度計上予算額	債務負担行為限度額	期間
経済産業部 農地局	31 農業農村整備事業等工事契約 (県営基幹農業用水利施設機能保全向上対策事業昆沙門排水機場保全地区ほか50件)	変更前	11,043,000	3,318,000	7,725,000	5～8年度
		変更後	11,053,000	3,318,000	7,735,000	5～8年度
	農村地域整備事業松崎地区区画整理工事	変更前	150,000	50,000	100,000	5～6年度
		変更後	160,000	50,000	110,000	5～7年度
	その他 (県営基幹農業用水利施設機能保全向上対策事業昆沙門排水機場保全地区ほか49件)	変更前	10,893,000	3,268,000	7,625,000	5～8年度
		変更後	10,893,000	3,268,000	7,625,000	5～8年度

所管部局	事項	区分	工事予定額	令和3年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
交通基盤部 河川砂防局	43 河川事業工事契約 (境川ほか10件)	変更前	6,800,000	2,028,000	4,772,000	3～10年度
		変更後	7,100,000	2,028,000	5,072,000	3～11年度
	初川 水門整備工事	変更前	1,950,000	200,000	1,750,000	3～10年度
		変更後	2,250,000	200,000	2,050,000	3～11年度
	その他 (境川ほか9件)	変更前	4,850,000	1,828,000	3,022,000	3～7年度
		変更後	4,850,000	1,828,000	3,022,000	3～7年度

所管部局	事項	区分	工事予定額	令和5年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
交通基盤部 河川砂防局	42 河川事業工事契約 (西川ほか17件)	変更前	8,970,000	2,955,000	6,015,000	5～8年度
		変更後	9,270,000	2,955,000	6,315,000	5～8年度
	沼川 水門整備工事	変更前	3,000,000	600,000	2,400,000	5～8年度
		変更後	3,300,000	600,000	2,700,000	5～8年度
	大谷川放水路 水門整備工事	変更前	350,000	80,000	270,000	5～7年度
		変更後	350,000	80,000	270,000	5～8年度
	その他 (西川ほか15件)	変更前	5,620,000	2,275,000	3,345,000	5～7年度
		変更後	5,620,000	2,275,000	3,345,000	5～7年度

所管部局	事項	区分	工事予定額	令和5年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
交通基盤部 河川砂防局	46 静岡モデル防潮堤整備促進事業工事契約	変更前	1,900,000	45,340	1,854,660	5～7年度
		変更後	2,050,000	45,340	2,004,660	5～7年度

2 追加

所 管 部 局	事 項	期 間	摘 要
健康福祉部 福祉長寿局	116 戦後80周年記念式典 開催業務委託契約	令和6年度から 令和7年度まで	債務負担行為限度額 4,000千円 委託予定額 4,000千円 令和6年度計上予算額 0千円

4 県 債

公共事業等の補正に伴い、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分・事 業 名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増 減 理 由
公 共 事 業 等 債 計	36,471,000	40,036,000	△ 3,565,000	
出 先 機 関 庁 舎 等 整 備 費	19,000	46,000	△ 27,000	起 債 対 象 事 業 費 の 決 定 に 伴 う 補 正
観 光 施 設 整 備 事 業 費	8,000	14,000	△ 6,000	"
職 業 能 力 開 発 施 設 整 備 事 業 費	87,000	104,000	△ 17,000	"
土 地 改 良 事 業 費	2,814,000	2,868,000	△ 54,000	"
耕 地 災 害 防 止 施 設 費	689,000	625,000	64,000	"
林 道 事 業 費	309,000	283,000	26,000	"
治 山 事 業 費	1,214,000	1,406,000	△ 192,000	"
道 路 事 業 費	5,316,000	4,971,000	345,000	"
臨 時 県 道 整 備 事 業 費	6,319,000	8,227,000	△ 1,908,000	"
河 川 事 業 費	2,906,000	3,414,000	△ 508,000	"
海 岸 保 全 事 業 費	685,000	666,000	19,000	"
砂 防 事 業 費	1,546,000	2,053,000	△ 507,000	"
港 湾 事 業 費	2,474,000	2,646,000	△ 172,000	"
漁 港 整 備 費	598,000	448,000	150,000	"
漁 港 海 岸 保 全 費	180,000	183,000	△ 3,000	"
都 市 公 園 整 備 費	75,000	108,000	△ 33,000	"
警 察 施 設 整 備 費	555,000	604,000	△ 49,000	"

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
特別支援学校施設整備費	179,000	180,000	△ 1,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
社会教育施設整備費	263,000	345,000	△ 82,000	〃
国直轄土地改良事業費	604,000	723,000	△ 119,000	〃
国直轄治山事業費	311,000	378,000	△ 67,000	〃
国直轄道路事業費	3,570,000	3,884,000	△ 314,000	〃
国直轄河川事業費	1,364,000	1,264,000	100,000	〃
国直轄海岸保全事業費	794,000	450,000	344,000	〃
国直轄砂防事業費	2,092,000	1,998,000	94,000	〃
国直轄港湾事業費	896,000	1,544,000	△ 648,000	〃
その他計上事業費	604,000	604,000	0	
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業費債計	13,811,000	13,800,000	11,000	
老人福祉施設整備事業費	11,000	14,000	△ 3,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
耕地災害防止施設費	365,000	351,000	14,000	〃
その他計上事業費	13,435,000	13,435,000	0	
災害復旧事業債計	4,002,000	5,283,000	△ 1,281,000	
過年災害復旧費（補助）	1,126,000	1,193,000	△ 67,000	
過年災害農林水産施設復旧費	54,000	57,000	△ 3,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
過年災害土木復旧費	1,072,000	1,136,000	△ 64,000	〃
現年災害復旧費（補助）	1,042,000	2,606,000	△ 1,564,000	
現年災害社会福祉施設復旧費	0	66,000	△ 66,000	起債対象事業費の決定に伴う補正

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
現年災害農林水産施設復旧費	1,000	398,000	△ 397,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
現年災害土木復旧費	1,025,000	2,009,000	△ 984,000	〃
現年災害教育施設復旧費	16,000	133,000	△ 117,000	〃
現年災害復旧費（単独）	1,667,000	1,205,000	462,000	
現年災害観光施設復旧費	1,000	30,000	△ 29,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
現年災害空港施設復旧費	15,000	30,000	△ 15,000	〃
現年災害農林水産施設復旧費	0	25,000	△ 25,000	〃
現年災害土木復旧費	1,651,000	1,090,000	561,000	〃
現年災害教育施設復旧費	0	30,000	△ 30,000	〃
国直轄災害復旧費	167,000	279,000	△ 112,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
教育・福祉施設等整備事業債計	3,178,000	3,749,000	△ 571,000	
文化学術施設整備事業費	2,000	3,000	△ 1,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
老人福祉施設整備事業費	123,000	419,000	△ 296,000	〃
児童福祉施設整備事業費	67,000	128,000	△ 61,000	〃
障害者施設整備事業費	135,000	134,000	1,000	〃
特別支援学校施設整備費	1,009,000	1,211,000	△ 202,000	〃
大学施設整備事業費	223,000	235,000	△ 12,000	〃
その他計上事業費	1,619,000	1,619,000	0	
一般単独事業債計	40,027,000	40,401,000	△ 374,000	
地震対策事業費	424,000	452,000	△ 28,000	起債対象事業費の決定に伴う補正

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
脱炭素推進事業費	889,000	857,000	32,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
出先機関庁舎等整備費	1,818,000	2,069,000	△ 251,000	〃
地震防災事業費	88,000	92,000	△ 4,000	〃
スポーツ施設整備事業費	119,000	165,000	△ 46,000	〃
文化学術施設整備事業費	604,000	643,000	△ 39,000	〃
観光施設整備事業費	433,000	542,000	△ 109,000	〃
空港整備事業費	215,000	240,000	△ 25,000	〃
老人福祉施設整備事業費	7,000	46,000	△ 39,000	〃
労政会館施設整備費	15,000	14,000	1,000	〃
農林環境専門職大学整備事業費	120,000	137,000	△ 17,000	〃
食肉センター再編整備事業費	263,000	281,000	△ 18,000	〃
土地改良事業費	107,000	113,000	△ 6,000	〃
育種場設備整備事業費	16,000	18,000	△ 2,000	〃
林道事業費	259,000	279,000	△ 20,000	〃
臨時林道整備事業費	106,000	97,000	9,000	〃
治山事業費	406,000	461,000	△ 55,000	〃
緊急自然災害防止対策事業費	8,387,000	8,254,000	133,000	〃
魚介類種苗生産施設整備費	164,000	172,000	△ 8,000	〃
漁業高等学園整備費	8,000	11,000	△ 3,000	〃
臨時県道整備事業費	8,719,000	8,833,000	△ 114,000	〃

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
河川事業費	95,000	100,000	△ 5,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
臨時河川整備事業費	1,792,000	1,474,000	318,000	〃
自然災害防止事業費	381,000	540,000	△ 159,000	〃
砂防事業費	117,000	112,000	5,000	〃
港湾事業費	103,000	63,000	40,000	〃
漁港整備費	110,000	105,000	5,000	〃
警察施設整備費	1,277,000	1,314,000	△ 37,000	〃
臨時高等学校施設整備費	9,300,000	9,320,000	△ 20,000	〃
県有施設改善事業費	476,000	510,000	△ 34,000	〃
社会教育施設整備事業費	130,000	8,000	122,000	〃
その他計上事業費	3,079,000	3,079,000	0	
公営企業債計	2,575,000	4,736,000	△ 2,161,000	
水道事業会計出資金	33,000	37,000	△ 4,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
地方独立行政法人 静岡県立病院機構事業費	2,499,000	4,656,000	△ 2,157,000	〃
その他計上事業費	43,000	43,000	0	
その他計上事業債	49,000	83,000	△ 34,000	
公有林整備費	49,000	83,000	△ 34,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
調整債	7,000,000	0	7,000,000	
調整	7,000,000	0	7,000,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
臨時財政対策債	9,983,000	10,000,000	△ 17,000	

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
臨時財政対策	9,983,000	10,000,000	△ 17,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
一般会計合計	117,096,000	118,088,000	△ 992,000	

特別会計	252,122,310	253,342,000	△ 1,219,690	
企業会計	2,844,000	4,333,000	△ 1,489,000	
再計	372,062,310	375,763,000	△ 3,700,690	

第3 特別会計2月補正予算

第51号議案

1 公債管理特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 公債費	17,244,646	570,977,646	
第 1 項 公債費	17,244,646	570,977,646	
第 1 目 元金	7,390,008	536,666,008	
(財源内訳) 繰入金	7,390,008		(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 △ 171,153 (24) 積立金 7,561,161
(1) 公債費 (元金)	7,390,008	536,666,008	
ア 公債費 (元金) 特別会計	△ 171,153	396,542,014	県債の元金相当額の補正である。
イ 公債費 (元金) 特別会計 (積立金)	7,561,161	140,123,994	県債元金相当額を基金に積み立てる経費の補正である。
第 2 目 利子	9,864,733	33,499,733	
(財源内訳) 財産収入 繰入金	230,600 9,634,133		(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 △ 365,867 (24) 積立金 10,230,600
(1) 公債費 (利子)	9,864,733	33,499,733	
ア 公債費 (利子) 特別会計	△ 365,867	21,335,133	県債の利子の補正である。
イ 公債費 (利子) 特別会計 (積立金)	10,230,600	12,164,600	県債利子相当額を基金に積み立てる経費の補正である。
第 3 目 公債諸費	△ 10,095	811,905	
(財源内訳) 繰入金	△ 10,095		(節内訳) (11) 役務費 △ 10,095
(1) 公債諸費 (特別会計)	△ 10,095	811,905	県債の支払手数料等の補正である。

第52号議案

2 自動車税等証紙徴収事務特別会計

(単位：千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 繰出金	235,000	3,556,000	
第 1 項 一般会計繰出金	235,000	3,556,000	
第 1 目 一般会計繰出金	235,000	3,556,000	
(財源内訳)			(節内訳)
証紙収入	235,000		(27) 繰出金 235,000
(1) 自動車税等証紙徴収事業費	235,000	3,556,000	自動車税環境性能割及び自動車税種別割のうち、証紙徴収したものを一般会計歳入へ振替支出する経費の補正である。

第53号議案

3 県営住宅事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 県営住宅事業費	△ 2,133,350	9,590,783	
第 1 項 県営住宅管理費	△ 36,958	3,336,015	
第 1 目 管理総務費	△ 20,750	161,634	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 20,750		(節内訳) (2) 給料 △ 11,225 (3) 職員手当等 △ 5,628 (4) 共済費 △ 3,897
(1) 職員給与費	△ 20,750	161,634	県営住宅事業特別会計職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 11,225 一般職給 △ 11,225 ・職員手当等 △ 5,628 扶養手当 △ 985 地域手当 △ 436 住居手当 147 通勤手当 507 期末手当 △ 2,659 勤勉手当 △ 2,497 児童手当 295 ・共済費 △ 3,897 地方職員共済組合等負担金 △ 3,897
第 2 目 県営住宅管理費	△ 16,208	3,174,381	
(財源内訳) 使用料及び手数料 国庫支出金 繰入金	137,587 8,771 △ 162,566		(節内訳) (1) 報酬 △ 498 (7) 報償費 △ 2,544 (8) 旅費 △ 28 (10) 需用費 △ 510 (12) 委託料 △ 4,133 (13) 使用料及び賃借料 △ 8,495
(1) 県営住宅管理費	△ 16,208	1,680,381	県営住宅の管理に要する経費の補正である。
(2) 県営住宅修繕等事業費	0	1,494,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 県営住宅整備費	△ 2,388,581	5,907,260	
第 1 目 県営住宅整備費	△ 2,388,581	5,907,260	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 使用料及び手数料 国庫支出金 県債	△ 211,601 △ 1,687,980 △ 489,000		(節内訳) (2) 給料 △ 771 (3) 職員手当等 2,390 (4) 共済費 577 (11) 役務費 △ 4,020 (12) 委託料 △ 272,494 (14) 工事請負費 △ 2,023,336 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 26,751 (21) 補償、補填及び賠償金 △ 64,176
(1) 県営住宅総合再生整備 事業費	△ 2,388,581	5,907,260	一部事業の延期及び事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 積立金	292,189	347,508	
第 1 目 積立金 (財源内訳) 財産収入 繰越金 諸収入	292,189 9,348 275,841 7,000	347,508	(節内訳) (24) 積立金 292,189
(1) 県営住宅管理基金積立 金	292,189	347,508	繰越金の確定等による積立金の補正である。
第 2 款 災害対策費	0	30,000	
第 1 項 県営住宅復旧費	0	30,000	
第 3 款 公債費	△ 72,650	7,423,291	
第 1 項 公債費	△ 72,650	7,423,291	
第 2 目 利子 (財源内訳) 使用料及び手数料 繰入金	△ 65,000 △ 72,086 7,086	63,000	(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 △ 65,000
(1) 公債費 (利子)	△ 65,000	63,000	県債の利率の確定等に伴う利子に要する経費の補正である。
第 3 目 公債諸費 (財源内訳) 使用料及び手数料	△ 7,650 △ 7,650	10,291	(節内訳) (11) 役務費 △ 7,650
(1) 公債費 (諸費)	△ 7,650	10,291	県債の発行額の確定等に伴う発行手数料等に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 款 予備費	0	62,926	
第 1 項 予備費	0	62,926	

繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額	説 明
1 県営住宅事業費 2 県営住宅整備費	県営住宅整備費	269,000	県営住宅総合再生整備事業において、資材の入手難、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

令和6年度 県債の補正について

公営住宅建設事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位：千円)

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	公 営 住 宅 建 設 費	3,368,000	3,857,000	△489,000

第54号議案

4 母子父子寡婦福祉資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 母子父子寡婦福祉資金費	△ 36,295	417,705	
第 1 項 母子父子寡婦福祉資金貸付金	0	363,000	
第 2 項 諸費	△ 295	5,705	
第 1 目 諸費	△ 295	5,705	(節内訳)
(財源内訳)			(8) 旅費 △ 106
繰入金	2,793		(10) 需用費 △ 189
諸収入	△ 3,088		
(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付事務費	△ 295	5,705	貸付件数の変動等に伴う補正である。
第 3 項 一般会計繰出金	△ 36,000	49,000	
第 1 目 一般会計繰出金	△ 36,000	49,000	(節内訳)
(財源内訳)			(27) 繰出金 △ 36,000
繰越金	△ 18,000		
諸収入	△ 18,000		
(1) 一般会計繰出金(母子父子寡婦福祉資金貸付財源返還)	△ 36,000	49,000	貸付件数の変動等に伴う補正である。
第 2 款 公債費	△ 72,000	98,000	
第 1 項 公債費	△ 72,000	98,000	
第 1 目 元金	△ 72,000	98,000	(節内訳)
(財源内訳)			(22) 償還金、利子及び割引料 △ 72,000
繰越金	△ 30,043		
諸収入	△ 41,957		
(1) 公債費(元金)	△ 72,000	98,000	貸付件数の変動等に伴う補正である。
第 3 款 予備費	0	50,000	
第 1 項 予備費	0	50,000	

第55号議案

5 国民健康保険事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 総務費	1,112	8,270	
第 1 項 総務管理費	1,112	7,522	
第 1 目 一般管理費	1,112	7,292	(節内訳) (12) 委託料 1,112 事業費の確定に伴う補正である。
(財源内訳) 繰入金	1,112		
(1) 事務費	1,112	7,292	
第 2 項 運営協議会費	0	748	
第 2 款 保険給付費等交付金	15,517,399	247,366,546	
第 1 項 保険給付費等交付金	15,517,399	247,366,546	
第 1 目 普通交付金	15,985,895	241,207,040	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 15,985,895 保険給付費等の変動に伴う補正である。
(財源内訳) 分担金及び負担金	5,076,885		
国庫支出金	918,941		
繰入金	△ 2,362		
繰越金	8,646,838		
諸収入	1,345,593		
(1) 保険給付費等交付金 (普通交付金)	15,985,895	241,207,040	
第 2 目 特別交付金	△ 468,496	6,159,506	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 468,496 国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(財源内訳) 国庫支出金	△ 436,948		
繰入金	△ 34,012		
諸収入	2,464		
(1) 保険給付費等交付金 (特別交付金)	△ 468,496	6,159,506	
第 3 款 後期高齢者支援金等	△ 364,384	47,273,786	
第 1 項 後期高齢者支援金等	△ 364,384	47,273,786	
第 1 目 後期高齢者支援金	△ 364,384	47,271,008	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 分担金及び負担金 国庫支出金 (1) 後期高齢者支援金	811 △ 365,195 △ 364,384	47,271,008	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 364,384 後期高齢者支援金の決定に伴う補正である。
第 4 款 前期高齢者納付金等	0	98,055	
第 1 項 前期高齢者納付金等	0	98,055	
第 5 款 介護納付金	0	15,537,535	
第 1 項 介護納付金	0	15,537,535	
第 6 款 病床転換支援金等	△ 972	22	
第 1 項 病床転換支援金等	△ 972	22	
第 1 目 病床転換支援金 (財源内訳) 分担金及び負担金 繰越金 (1) 病床転換支援金	△ 894 △ 812 △ 82 △ 894	0	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 894 病床転換支援金の決定に伴う補正である。
第 2 目 病床転換助成関係事務 費拠出金 (財源内訳) 繰越金 (1) 病床転換助成関係事務 費拠出金	△ 78 △ 78 △ 78	22	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 78 病床転換助成関係事務費拠出金の決定に伴う補正である。
第 7 款 共同事業拠出金	△ 103,934	614,688	
第 1 項 共同事業拠出金	△ 103,934	614,688	
第 1 目 特別高額医療費共同事 業事業費拠出金 (財源内訳) 分担金及び負担金 (1) 特別高額医療費共同事 業事業費拠出金	△ 103,934 △ 103,934 △ 103,934	614,350	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 103,934 特別高額医療費の変動に伴う補正である。
第 8 款 保健事業費	△ 12,516	187,484	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 項 保健事業費	△ 12,516	187,484	
第 1 目 保健事業費	△ 12,516	187,484	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 12,516		(節内訳) (7) 報償費 △ 1,088 (8) 旅費 △ 203 (10) 需用費 △ 1,576 (11) 役務費 △ 10 (12) 委託料 △ 9,229 (13) 使用料及び賃借料 △ 410
(1) 国保ヘルスアップ支援 事業費	△ 12,516	187,484	事業費の確定に伴う補正である。
第 9 款 基金積立金	38,953	46,616	
第 1 項 基金積立金	38,953	46,616	
第 1 目 国民健康保険財政安定 化基金積立金	38,953	46,616	
(財源内訳) 財産収入	38,953		(節内訳) (24) 積立金 38,953
(1) 国民健康保険財政安定 化基金積立金	38,953	46,616	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 10 款 諸支出金	117,247	246,076	
第 1 項 償還金及び還付加算金	117,247	246,076	
第 1 目 療養給付費等交付金償 還金	△ 10,284	776	
(財源内訳) 繰越金	△ 9,163		(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 △ 10,284
諸収入	△ 1,121		
(1) 療養給付費等交付金償 還金	△ 10,284	776	償還金の確定に伴う補正である。
第 3 目 国庫支出金等償還金	127,531	242,247	
(財源内訳) 繰越金	98,768		(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 127,531
諸収入	28,763		
(1) 国庫支出金等償還金	127,531	242,247	償還金の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 1 款 予備費	0	38,827	
第 1 項 予備費	0	38,827	

第56号議案

6 中小企業高度化資金貸付事業等特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 中小企業高度化等事業費	△ 97,483	2,170,501	
第 1 項 中小企業高度化資金等貸付金	△ 65,862	1,989,138	
第 1 目 貸付金	△ 65,862	1,989,138	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	△ 45,343		(20) 貸付金 △ 65,862
繰越金	32,171		
県債	△ 52,690		
(1) 高度化資金費貸付金	△ 65,862	1,989,138	
ア 集団化資金費貸付金	△ 65,862	1,989,138	貸付金の確定に伴う補正である。
第 2 項 諸費	0	16,232	
第 3 項 一般会計繰出金	△ 31,621	165,131	
第 1 目 一般会計繰出金	△ 31,621	165,131	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	2,043		(27) 繰出金 △ 31,621
諸収入	△ 33,664		
(1) 一般会計繰出金	△ 33,664	161,703	償還金の確定に伴う補正である。
(2) 一般会計繰出金(設備近代化財源返還等)	2,043	3,428	償還金の確定に伴う補正である。
第 2 款 公債費	△ 125,282	776,734	
第 1 項 公債費	△ 125,282	776,734	
第 1 目 元金	△ 124,209	753,622	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 124,209		(22) 償還金、利子及び割引料 △ 124,209
(1) 公債費(元金)	△ 126,254	750,542	償還金の確定に伴う補正である。
(2) 公債費(設備近代化財源返還)	2,045	3,080	償還金の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 目 利子	△ 1,073	23,112	
(財源内訳) 諸収入	△ 1,073		(節内訳)
(1) 公債費 (利子)	△ 1,073	23,112	(22) 償還金、利子及び割引料 △ 1,073
			償還金の確定に伴う補正である。

令和6年度 県債の補正について

国の予算等貸付金債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今回補正額
国の予算等貸付金債	中小企業高度化資金等貸付金	1,591,310	1,644,000	△52,690

第57号議案

7 林業改善資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 林業改善資金費	△ 75,077	115,997	
第 1 項 林業改善資金貸付金	0	40,000	
第 1 目 貸付金 (財源内訳) 繰越金 諸収入 (1) 林業・木材産業改善資金貸付金	0 1,852 △ 1,852 0	40,000 40,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 木材産業等高度化推進資金貸付金	△ 50,000	50,000	
第 1 目 貸付金 (財源内訳) 繰越金 諸収入 (1) 木材産業等高度化推進資金貸付金	△ 50,000 △ 25,000 △ 25,000 △ 50,000	50,000 50,000	(節内訳) (20) 貸付金 △ 50,000 貸付金額の確定に伴う補正である。
第 3 項 諸費	△ 74	997	
第 1 目 諸費 (財源内訳) 繰越金 (1) 林業・木材産業改善資金制度運営費	△ 74 △ 74 △ 74	997 934	(節内訳) (12) 委託料 △ 74 制度運営費の確定に伴う補正である。
第 4 項 木材産業等高度化資金借入金償還金	△ 25,003	25,000	
第 1 目 元金 (財源内訳) 諸収入 (1) 木材産業等高度化推進資金借入金償還金(元金)	△ 25,000 △ 25,000 △ 25,000	25,000 25,000	(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 △ 25,000 貸付金額の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 目 利子	△ 3	0	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	△ 3		(22) 償還金、利子及び割引料 △ 3
(1) 木材産業等高度化推進 資金借入金償還金 (利 子)	△ 3	0	借入利率の確定に伴う補正である。
第 2 款 予備費	2,864	143,790	
第 1 項 予備費	2,864	143,790	
第 1 目 予備費	2,864	143,790	
(財源内訳)			
繰越金	28,028		
諸収入	△ 25,164		
(1) 林業・木材産業改善資 金予備費	2,800	93,548	繰越金等の確定に伴う補正である。
(2) 木材産業等高度化推進 資金予備費	64	50,242	諸収入の確定に伴う補正である。

第59号議案

9 清水港等港湾整備事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 港湾事業費	△ 835,631	5,725,844	
第 1 項 港湾管理費	△ 358,230	2,096,245	
第 1 目 清水港港湾管理費	△ 277,491	1,692,922	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 271,994		(2) 給料
諸収入	△ 5,497		(3) 職員手当等
			(4) 共済費
			(7) 報償費
			(8) 旅費
			(10) 需用費
			(11) 役務費
			(14) 工事請負費
			(18) 負担金、補助及び交付金
(1) 職員給与費	△ 29,733	241,462	清水港管理局職員の人件費の補正である。
			・給料
			一般職給
			・職員手当等
			扶養手当
			地域手当
			住居手当
			通勤手当
			管理職手当
			特殊勤務手当
			時間外勤務手当
			期末手当
			勤勉手当
			児童手当
			・共済費
			地方職員共済組合等負担金
(2) 事務所費	0	157,737	財源更正に伴う補正である。
(3) 企画振興費	△ 236,000	47,157	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 清水港港湾管理費	△ 11,758	877,369	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 田子の浦港港湾管理費	△ 936	208,450	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 939		(2) 給料
諸収入	3		(3) 職員手当等
			(4) 共済費

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 職員給与費	△ 936	60,982	田子の浦港管理事務所職員の人件費の補正である。 ・給料 150 一般職給 150 ・職員手当等 △ 574 扶養手当 638 地域手当 △ 54 住居手当 △ 360 通勤手当 59 時間外勤務手当 △ 896 期末手当 △ 159 勤勉手当 △ 188 児童手当 294 単身赴任手当 92 ・共済費 △ 512 地方職員共済組合等負担金 △ 512
第 4 目 公課費	△ 79,803	0	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 79,803		(節内訳) (26) 公課費 △ 79,803
(1) 公課費	△ 79,803	0	消費税納付額の確定に伴う補正である。
第 2 項 施設整備費	△ 477,401	3,629,599	
第 1 目 清水港施設整備費	△ 103,637	3,148,363	
(財源内訳) 使用料及び手数料 県債	13,363 △ 117,000		(節内訳) (12) 委託料 △ 179,785 (14) 工事請負費 28,698 (15) 原材料費 46,950 (21) 補償、補填及び賠償金 500
(1) 清水港施設整備費	△ 103,637	3,148,363	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 田子の浦港施設整備費	△ 34,344	222,656	
(財源内訳) 使用料及び手数料 県債	6,656 △ 41,000		(節内訳) (12) 委託料 2,750 (14) 工事請負費 △ 37,094
(1) 田子の浦港施設整備費	△ 34,344	222,656	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 御前崎港施設整備費	△ 339,420	258,580	
(財源内訳) 使用料及び手数料 県債	5,580 △ 345,000		(節内訳) (11) 役務費 600 (12) 委託料 5,473 (14) 工事請負費 △ 345,493

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 御前崎港施設整備費	△ 339,420	258,580	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 款 公債費	△ 27,369	3,412,880	
第 1 項 公債費	△ 27,369	3,412,880	
第 2 目 利子	△ 27,000	114,107	
(財源内訳) 財産収入	△ 27,000		(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 △ 27,000
(1) 公債費 (利子)	△ 27,000	114,107	県債の利率の確定等に伴う利子等に要する経費の補正である。
第 3 目 公債諸費	△ 369	15,343	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 369		(節内訳) (11) 役務費 △ 369
(1) 公債費 (公債諸費)	△ 369	15,343	県債借入額の確定に伴う県債に係る諸手数料の補正である。
第 3 款 予備費	0	10,483	
第 1 項 予備費	0	10,483	

繰 越 明 許 費

1 変 更

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額		説 明
		補 正 前	補 正 後	
1 港湾事業費 1 港湾管理費	清水港港湾管理費	31,000	97,000	基本施設修繕事業等において、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 2 施設整備費	清水港施設整備費	284,000	2,256,000	富士見荷役機械整備事業等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

2 追 加

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額	説 明
1 港湾事業費 2 施設整備費	田子の浦港施設整備費	153,000	中央荷役機械整備事業等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 2 施設整備費	御前崎港施設整備費	90,000	女岩荷役機械整備事業等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

令和6年度 県債の補正について

港湾整備事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
港湾整備事業債	清 水 港 施 設 整 備 費	3,089,000	3,199,000	△110,000
	新 興 津 荷 役 機 械 整 備 費	211,000	212,000	△1,000
	袖 師 荷 役 機 械 整 備 費	99,000	100,000	△1,000
	富 士 見 荷 役 機 械 整 備 費	1,029,000	1,030,000	△1,000
	興 津 上 屋 整 備 費	987,000	1,047,000	△60,000
	江 尻 上 屋 整 備 費	0	20,000	△20,000
	日 の 出 上 屋 整 備 費	105,000	132,000	△27,000
	清 水 港 資 本 費 平 準 化 費	658,000	658,000	0
	清 水 港 埠 頭 整 備 費	704,000	711,000	△7,000
	新 興 津 埠 頭 用 地 整 備 費	149,000	260,000	△111,000
	興 津 埠 頭 用 地 整 備 費	39,000	101,000	△62,000
	袖 師 埠 頭 用 地 整 備 費	49,000	60,000	△11,000
	江 尻 埠 頭 用 地 整 備 費	409,000	230,000	179,000
	新 興 津 都 市 再 開 発 等 用 地 整 備 費	49,000	50,000	△1,000
	富 士 見 都 市 再 開 発 等 用 地 整 備 費	9,000	10,000	△1,000
	田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	126,000	165,000	△39,000
	中 央 埠 頭 荷 役 機 械 整 備 費	98,000	100,000	△2,000
	吉 原 上 屋 整 備 費	0	35,000	△35,000
	富 士 上 屋 整 備 費	6,000	8,000	△2,000
	田 子 の 浦 港 資 本 費 平 準 化 費	22,000	22,000	0
	田 子 の 浦 港 埠 頭 整 備 費	112,000	114,000	△2,000
	依 田 橋 埠 頭 用 地 整 備 費	54,000	51,000	3,000
	富 士 埠 頭 用 地 整 備 費	58,000	63,000	△5,000
	御 前 崎 港 施 設 整 備 費	258,000	271,000	△13,000
	女 岩 荷 役 機 械 整 備 費	150,000	152,000	△2,000
	御 前 崎 上 屋 整 備 費	65,000	76,000	△11,000
	御 前 崎 港 資 本 費 平 準 化 費	43,000	43,000	0
	御 前 崎 港 埠 頭 整 備 費	38,000	370,000	△332,000
	女 岩 埠 頭 用 地 整 備 費	38,000	370,000	△332,000
	合 計		4,327,000	4,830,000

第60号議案

10 物品調達事務等特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 集中管理費	△ 305,102	1,890,898	
第 1 項 集中管理費	△ 305,102	1,890,898	
第 1 目 物品調達費	△ 299,705	1,785,295	
(財源内訳) 諸収入	△ 299,705		(節内訳) (1) 報酬 436 (3) 職員手当等 △ 256 (4) 共済費 △ 509 (7) 報償費 △ 9,127 (8) 旅費 △ 80 (10) 需用費 △ 232,570 (11) 役務費 △ 1,120 (13) 使用料及び賃借料 △ 32,000 (17) 備品購入費 △ 24,095 (26) 公課費 △ 384
(1) 物品調達費	△ 299,705	1,785,295	本庁における物品の一括購入及び庁内印刷等に要する経費並びに各総合庁舎内出先機関における物品の一括購入等に要する経費の補正である。
第 2 目 自動車管理費	△ 3,397	52,603	
(財源内訳) 諸収入	△ 3,397		(節内訳) (8) 旅費 △ 200 (10) 需用費 △ 1,870 (13) 使用料及び賃借料 △ 1,327
(1) 自動車管理費	△ 3,397	52,603	本庁自動車の管理及び出先機関使用分を含む東名通行料等に要する経費の補正である。
第 3 目 電話管理費	△ 2,000	53,000	
(財源内訳) 諸収入	△ 2,000		(節内訳) (11) 役務費 △ 2,000
(1) 電話管理費	△ 2,000	53,000	本庁における電話料に要する経費の補正である。

第 4 企業会計 2 月補正予算

第 6 1 号議案

1 工業用水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第 3 条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 工業用水道事業収益	109,979	5,228,736	
第 1 項 営業収益	12,524	4,756,137	
第 1 目 給水収益	53,657	4,612,401	給水量の変動に伴う補正である。
(節内訳)			
柿田川工業用水道料金	△ 1,091		
ふじさん工業用水道料金	58,719		
静清工業用水道料金	6,346		
中遠工業用水道料金	△ 10,225		
西遠工業用水道料金	△ 2,876		
湖西工業用水道料金	2,784		
第 2 目 その他営業収益	△ 41,133	143,736	三方原用水等の共用施設管理費の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
管理受託収益	△ 41,133		
第 2 項 営業外収益	27,487	299,474	
第 1 目 受取利息及び配当金	15,398	68,619	預金利息の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
預金利息	15,398		
第 2 目 長期前受金戻入	463	186,158	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
長期前受金戻入	463		
第 3 目 雑収益	△ 1,294	18,777	行政財産使用料等の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
その他雑収益	△ 1,294		
第 4 目 消費税及び地方消費税還付金	△ 5,000	8,000	建設改良費の確定による仮払消費税の確定等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(節内訳) 消費税及び地方消費税 還付金	△ 5,000		
第 5 目 他会計補助金	17,920	17,920	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計補助金の補正である。
(節内訳) 一般会計補助金	17,920		
第 3 項 特別利益	69,968	173,125	
第 1 目 固定資産売却益	69,968	173,125	工業用水道事業用土地の売却額の確定に伴う補正である。
(節内訳) 固定資産売却益	69,968		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 工業用水道事業費用	△ 32,819	5,098,056	
第 1 項 営業費用	12,409	5,019,382	
第 1 目 原水及び浄水費	31,143	2,232,961	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 2,785 (1) 報酬 2,625 (3) 職員手当等 <ul style="list-style-type: none"> 期末手当 293 勤勉手当 125 (5) 法定福利費 △ 334 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 △ 334 (6) 旅費 76 ・維持管理費 28,358 (9) 需用費 197 (11) 委託料 △ 10,493 (13) 修繕料 2,735 (16) 動力費 26,400 (17) 薬品費 9,000 (20) 負担金 525 (24) 公課費 △ 6
第 2 目 配水及び給水費	△ 4,345	779,475	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 1,600 (1) 報酬 240 (2) 給料 △ 2,676 (3) 職員手当等 △ 256 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 16 地域手当 △ 78 通勤手当 1,379 時間外勤務手当 △ 891 期末手当 △ 221 勤勉手当 △ 181 賞与引当金繰入額 146 管理職手当 2 休日勤務手当 18 住居手当 △ 419 児童手当 △ 27 (5) 法定福利費 1,098 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 1,078 法定福利費引当金繰入額 20 (6) 旅費 △ 6 ・維持管理費 △ 2,745

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(9) 需用費 264 (10) 役務費 900 (11) 委託料 △ 6,928 (12) 賃借料 △ 1,300 (13) 修繕料 20,219 (16) 動力費 △ 12,900 (18) 材料費 △ 1,000 (20) 負担金 △ 2,000
第 3 目 総係費	△ 1,771	249,092	企業局職員の人件費及び事務費の補正である。 (節内訳) ・人件費 1,294 (1) 報酬 95 (2) 給料 △ 2,820 (3) 職員手当等 3,558 扶養手当 529 地域手当 △ 73 通勤手当 145 時間外勤務手当 △ 369 期末手当 2,428 勤勉手当 △ 2,255 賞与引当金繰入額 282 管理職手当 2 休日勤務手当 2 住居手当 △ 546 退職給付費 1,672 児童手当 1,741 (5) 法定福利費 461 法定福利費 372 法定福利費引当金繰入額 89 ・事務費 △ 3,065 (6) 旅費 △ 481 (7) 報償費 407 (9) 需用費 △ 1,799 (10) 役務費 △ 833 (12) 賃借料 △ 359
第 4 目 共用施設管理費	1,595	159,234	企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。 (節内訳) ・人件費 1,595 (1) 報酬 145 (2) 給料 △ 189 (3) 職員手当等 1,133 扶養手当 △ 16 地域手当 △ 4 通勤手当 73 時間外勤務手当 △ 11

科	目	補正額	現計額	説明
				期末手当 △ 172 勤勉手当 △ 147 賞与引当金繰入額 281 休日勤務手当 11 住居手当 636 児童手当 482 (5) 法定福利費 650 法定福利費 599 法定福利費引当金繰入額 51 (6) 旅費 △ 144
第 5 目	減価償却費	△ 36,221	1,535,905	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (35) 有形固定資産減価償却費 △ 35,408 (36) 無形固定資産減価償却費 △ 813
第 6 目	資産減耗費	22,008	62,715	除却対象固定資産の確定に伴う補正である。 (節内訳) (37) 固定資産除却費 22,008
第 2 項	営業外費用	△ 45,228	75,674	
第 1 目	支払利息及び企業債取扱諸費	△ 45,228	68,102	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (40) 企業債利息 △ 45,228
第 3 項	予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 327,712	1,835,531	
第 1 項 企業債	△ 299,000	1,474,000	
第 1 目 工業用水道建設費債 (節内訳)	△ 299,000	1,474,000	建設改良事業の確定等に伴う補正である。 ・ふじさん 825,000 → 749,000 千円 ・静清 329,000 → 291,000 千円 ・中遠 126,000 → 74,000 千円 ・西遠 333,000 → 200,000 千円
ふじさん工業用水道建設費債	△ 76,000		
静清工業用水道建設費債	△ 38,000		
中遠工業用水道建設費債	△ 52,000		
西遠工業用水道建設費債	△ 133,000		
第 2 項 出資金	0	43,000	
第 3 項 国庫補助金	0	15,400	
第 4 項 補償金	△ 10,000	85,000	
第 1 目 補償金 (節内訳)	△ 10,000	85,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。
補償金	△ 10,000		
第 5 項 負担金	△ 23,252	211,748	
第 1 目 工事費負担金 (節内訳)	△ 23,252	211,748	建設改良事業の確定に伴う補正である。
西遠工業用水道工事費負担金	△ 23,252		
第 6 項 固定資産売却代金	4,540	6,383	
第 1 目 固定資産売却代金 (節内訳)	4,540	6,383	工業用水道事業用土地の売却に伴う補正である。
固定資産売却代金	4,540		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 505,134	4,002,151	
第 1 項 建設改良費	△ 436,970	3,044,687	
第 1 目 柿田川工業用水道建設改良費	△ 6,127	24,175	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 3,127 (2) 給料 △ 964 (3) 職員手当等 △ 1,823 扶養手当 △ 128 地域手当 △ 41 通勤手当 △ 826 時間外勤務手当 204 期末手当 △ 166 勤勉手当 △ 131 賞与引当金繰入額 △ 147 休日勤務手当 △ 3 住居手当 △ 360 児童手当 △ 225 (5) 法定福利費 △ 340 法定福利費 △ 313 法定福利費引当金繰入額 △ 27 ・工事費 △ 3,000 (11) 委託料 1,000 (62) 工事請負費 △ 4,000
第 2 目 ふじさん工業用水道建設改良費	△ 134,951	1,813,478	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 332 (2) 給料 △ 688 (3) 職員手当等 92 扶養手当 264 地域手当 △ 17 通勤手当 69 時間外勤務手当 △ 106 期末手当 △ 157 勤勉手当 △ 150 賞与引当金繰入額 △ 52 休日勤務手当 △ 1 児童手当 242 (5) 法定福利費 264 法定福利費 270 法定福利費引当金繰入額 △ 6 ・工事費 △ 134,619 (11) 委託料 △ 16,000 (62) 工事請負費 △ 118,619

科	目	補正額	現計額	説明
第 3 目	静清工業用水道建設改良費	△ 58,000	372,038	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 58,000 (19) 補償費 △ 5,000 (62) 工事請負費 △ 53,000
第 4 目	中遠工業用水道建設改良費	△ 72,000	114,404	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 72,000 (11) 委託料 △ 52,000 (62) 工事請負費 △ 20,000
第 5 目	西遠工業用水道建設改良費	△ 162,293	543,458	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 163 (2) 給料 188 (3) 職員手当等 22 扶養手当 △ 210 通勤手当 267 時間外勤務手当 △ 13 勤勉手当 △ 11 賞与引当金繰入額 △ 2 休日勤務手当 111 児童手当 △ 120 (5) 法定福利費 △ 47 法定福利費 △ 48 法定福利費引当金繰入額 1 ・工事費 △ 162,456 (11) 委託料 △ 27,000 (62) 工事請負費 △ 135,456
第 6 目	湖西工業用水道建設改良費	△ 3,599	177,134	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 3,599 (2) 給料 △ 1,724 (3) 職員手当等 △ 1,441 扶養手当 △ 128 地域手当 △ 70 通勤手当 60 時間外勤務手当 159 期末手当 △ 340 勤勉手当 △ 274 賞与引当金繰入額 △ 257 休日勤務手当 △ 6 住居手当 △ 360 児童手当 △ 225 (5) 法定福利費 △ 434 法定福利費 △ 386

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			法定福利費引当金繰入額 △ 48
第 2 項 固定資産取得費	△ 5,260	9,541	
第 1 目 固定資産取得費	△ 5,260	9,541	固定資産取得額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (60) 車両運搬具購入費 △ 4,000 (61) 工具器具及び備品購入費 △ 1,260
第 3 項 企業債償還金	△ 62,904	946,423	
第 1 目 企業債償還金	△ 62,904	946,423	企業債償還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (76) 元金償還金 △ 62,904
第 4 項 国庫補助金返還金	0	1,500	

備考 資本的収入額 1,835,531 千円が資本的支出額 4,002,151 千円に対し不足する額 2,166,620 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 253,702 千円、減債積立金 543,241 千円、建設改良積立金 83,522 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,286,155 千円で補填するものとする。

令和6年度 企業債の補正について（第6条）

工業用水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
工業用水道建設費債	ふじさん工業用水道建設費	749,000	825,000	△ 76,000
	静岡工業用水道建設費	291,000	329,000	△ 38,000
	中遠工業用水道建設費	74,000	126,000	△ 52,000
	西遠工業用水道建設費	200,000	333,000	△ 133,000
	湖西工業用水道建設費	160,000	160,000	0
合 計		1,474,000	1,773,000	△ 299,000

第62号議案

2 水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 水道事業収益	42,736	7,109,682	
第 1 項 営業収益	17,190	6,527,636	
第 1 目 給水収益 (節内訳)	25,272	6,424,055	給水量の変動に伴う補正である。
駿豆水道料金	437		
榛南水道料金	△ 2,696		
遠州水道料金	27,531		
第 2 目 その他営業収益 (節内訳)	△ 8,082	103,581	天竜川下流用水共用施設管理費の確定に伴う補正である。
管理受託収益	△ 8,082		
第 2 項 営業外収益	25,546	582,046	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	23,399	76,834	預金利息の補正である。
預金利息	23,399		
第 2 目 長期前受金戻入 (節内訳)	△ 6,764	486,160	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。
長期前受金戻入	△ 6,764		
第 4 目 他会計補助金 (節内訳)	8,911	8,911	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計補助金の補正である。
一般会計補助金	8,911		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 水道事業費用	△ 30,356	6,712,771	
第 1 項 営業費用	△ 39,102	6,381,371	
第 1 目 原水及び浄水費	△ 56,625	2,039,886	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 1,275 (1) 報酬 2,288 (3) 職員手当等 350 <ul style="list-style-type: none"> 期末手当 △ 117 勤勉手当 △ 151 賞与引当金繰入額 618 (5) 法定福利費 △ 1,197 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 △ 1,265 法定福利費引当金繰入額 68 (6) 旅費 △ 166 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費 △ 57,900 (11) 委託料 △ 61,700 (13) 修繕料 1,700 (16) 動力費 △ 100 (17) 薬品費 2,200
第 2 目 配水及び給水費	10,837	1,257,409	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 4,262 (1) 報酬 262 (2) 給料 △ 5,967 (3) 職員手当等 265 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 △ 1,265 地域手当 △ 281 通勤手当 702 時間外勤務手当 △ 70 期末手当 △ 544 勤勉手当 △ 819 賞与引当金繰入額 1,602 特殊勤務手当 △ 27 管理職手当 △ 840 休日勤務手当 △ 71 住居手当 336 児童手当 1,542 (5) 法定福利費 1,199 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 831 法定福利費引当金繰入額 368 (6) 旅費 △ 21 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費 15,099

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(11) 委託料 1,299 (13) 修繕料 △ 5,500 (16) 動力費 19,500 (17) 薬品費 △ 200
第 3 目 総係費	6,669	352,811	企業局職員の人件費及び事務費の補正である。 (節内訳) ・人件費 9,532 (1) 報酬 70 (2) 給料 △ 235 (3) 職員手当等 7,155 扶養手当 516 地域手当 14 通勤手当 310 時間外勤務手当 288 期末手当 △ 187 勤勉手当 1,111 賞与引当金繰入額 1,681 管理職手当 1 休日勤務手当 188 住居手当 △ 420 退職手当 3,736 児童手当 △ 83 (5) 法定福利費 2,539 法定福利費 2,163 法定福利費引当金繰入額 376 (6) 旅費 3 ・事務費 △ 2,863 (6) 旅費 △ 350 (9) 需用費 △ 1,693 (10) 役務費 △ 872 (11) 委託料 93 (12) 賃借料 △ 418 (13) 修繕料 377
第 4 目 共用施設管理費	594	157,807	企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。 (節内訳) ・人件費 594 (1) 報酬 98 (2) 給料 △ 107 (3) 職員手当等 181 扶養手当 146 地域手当 6 通勤手当 133 時間外勤務手当 △ 2 期末手当 △ 442 勤勉手当 △ 426

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			賞与引当金繰入額 346 休日勤務手当 62 児童手当 358 (5) 法定福利費 380 法定福利費 317 法定福利費引当金繰入額 63 (6) 旅費 42 ・維持管理費 0 (9) 需用費 △ 12 (10) 役務費 12 (11) 委託料 4,600 (13) 修繕料 △ 4,600 (16) 動力費 △ 1 (23) 保険料 1
第 5 目 減価償却費	△ 7,076	2,531,224	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (35) 有形固定資産減価償却費 △ 6,302 (36) 無形固定資産減価償却費 △ 774
第 6 目 資産減耗費	6,499	42,234	除却対象固定資産の確定に伴う補正である。 (節内訳) (37) 固定資産除却費 6,499
第 2 項 営業外費用	8,746	328,400	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 6,254	170,109	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (40) 企業債利息 △ 6,254
第 3 目 消費税及び地方消費税	15,000	154,000	納税予定額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (49) 消費税及び地方消費税 15,000
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 16,505	926,549	
第 1 項 企業債	△ 4,000	262,000	
第 1 目 水道建設費債 (節内訳) 遠州水道建設費債	△ 4,000 △ 4,000	262,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・遠州 201,000 → 197,000 千円
第 2 項 出資金	△ 4,000	33,000	
第 1 目 出資金 (節内訳) 一般会計出資金	△ 4,000 △ 4,000	33,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。
第 3 項 補助金	5,349	60,349	
第 1 目 水道建設費補助金 (節内訳) 榛南水道建設費補助金 遠州水道建設費補助金	5,349 △ 2,651 8,000	60,349	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・補助対象事業費 榛南: 75,000 → 67,047 千円 遠州: 90,000 → 164,000 千円 ・補助率 榛南: 1/3 遠州: 1/3
第 4 項 負担金	△ 13,854	571,200	
第 1 目 工事費負担金 (節内訳) 榛南水道工事費負担金	△ 13,854 △ 13,854	571,200	建設改良事業の確定に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 29,432	4,108,516	
第 1 項 建設改良費	△ 27,592	3,147,509	
第 1 目 駿豆水道建設改良費	△ 7,000	123,622	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 7,000 (62) 工事請負費 △ 7,000
第 2 目 榛南水道建設改良費	△ 9,592	719,870	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 9,592 (2) 給料 △ 4,326 (3) 職員手当等 △ 4,155 扶養手当 △ 414 地域手当 △ 291 通勤手当 △ 1,223 時間外勤務手当 274 期末手当 △ 708 勤勉手当 △ 523 賞与引当金繰入額 △ 645 特殊勤務手当 △ 26 休日勤務手当 △ 14 住居手当 △ 360 児童手当 △ 225 (5) 法定福利費 △ 1,111 法定福利費 △ 988 法定福利費引当金繰入額 △ 123
第 3 目 遠州水道建設改良費	△ 11,000	2,304,017	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 11,000 (11) 委託料 △ 9,700 (20) 負担金 14,000 (62) 工事請負費 △ 15,300
第 2 項 固定資産取得費	0	10,796	
第 3 項 企業債償還金	△ 3,840	935,211	
第 1 目 企業債償還金	△ 3,840	935,211	企業債償還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (76) 元金償還金 △ 3,840

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 項 補助金返還金	2,000	15,000	
第 1 目 補助金返還金	2,000	15,000	補助金返還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (81) 補助金返還金 2,000

備考 資本的収入額 926,549 千円が資本的支出額 4,108,516 千円に対し不足する額 3,181,967 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 233,963 千円、減債積立金 536,657 千円、建設改良積立金 168,622 千円及び過年度分損益勘定留保資金 2,242,725 千円で補填するものとする。

令和6年度 債務負担行為の補正について（第5条）

1 変更

(1) 令和6年度において債務負担行為を行うもの

(単位：千円)

所管部局	事項	区分	工事予定額	令和6年度 計上予定額	債務負担 行為限度額	期間
企業局	1 榛南水道用水供給事業 工事契約 (送水管布設替工事(須々 木工区・御前崎工区))	変更前	132,000	116,000	16,000	6～7年度
		変更後	141,000	116,000	25,000	6～7年度

令和6年度 企業債の補正について（第6条）

水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額 (単位：千円)

区分	事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額
水道建設費債	榛南水道建設費	65,000	65,000	0
	遠州水道建設費	197,000	201,000	△ 4,000
合計		262,000	266,000	△ 4,000

第63号議案

3 地域振興整備事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 開発整備事業収益	38,283	125,483	
第 1 項 営業外収益	38,283	57,483	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	38,358	57,481	預金利息等の補正である。
預金利息	39,586		
有価証券利息	△ 1,228		
第 2 目 雑収益 (節内訳)	△ 75	2	開発整備資産の貸付けに伴う補正である。
その他雑収益	△ 75		
第 2 項 特別利益	0	68,000	

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 開発整備事業費用	△ 28,207	129,647	
第 1 項 営業費用	△ 12,872	89,195	
第 1 目 一般管理費	△ 12,872	89,195	<p>調査費及び事務費等の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 4,393 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬 70 (2) 給料 △ 2,783 (3) 職員手当等 △ 1,349 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 284 地域手当 △ 88 通勤手当 △ 831 時間外勤務手当 △ 324 期末手当 △ 419 勤勉手当 44 賞与引当金繰入額 611 特殊勤務手当 △ 40 管理職手当 1 休日勤務手当 39 住居手当 △ 270 退職給付費 △ 413 児童手当 57 (5) 法定福利費 △ 333 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 △ 467 法定福利費引当金繰入額 134 (6) 旅費 2 <ul style="list-style-type: none"> ・事務費 △ 492 (6) 旅費 △ 472 (7) 報償費 306 (9) 需用費 △ 286 (10) 役務費 △ 103 (11) 委託料 46 (12) 賃借料 △ 22 (13) 修繕料 39 <ul style="list-style-type: none"> ・調査費 △ 8,000 (26) 調査費 △ 500 (33) 補助金 △ 7,500 <ul style="list-style-type: none"> ・資産減耗費 13 (35) 固定資産除却費 13
第 2 項 営業外費用	△ 15,335	37,452	
第 1 目 雑損失	△ 15,335	37,452	<p>仕入控除対象とならない消費税及び地方消費税の確定に伴う補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> (48) その他雑損失 △ 15,335

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 312,500	2,310,300	
第 1 項 負担金	△ 32,500	42,500	
第 1 目 工事費負担金 (節内訳) 工事費負担金	△ 32,500 △ 32,500	42,500	事業計画の変更に伴う補正である。
第 2 項 長泉東野地区事業収入	0	107,000	
第 3 項 牧之原萩間地区事業収入	0	1,660,800	
第 4 項 湖西内山地区事業収入	260,000	500,000	
第 1 目 湖西内山地区事業収入 (節内訳) 湖西内山地区事業収入	260,000 260,000	500,000	事業計画の変更に伴う補正である。
第 5 項 新規用地事業収入	△ 540,000	0	
第 1 目 新規用地事業収入 (節内訳) 新規用地事業収入	△ 540,000 △ 540,000	0	事業計画の変更に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 692,836	1,136,874	
第 1 項 建設改良費	△ 692,836	636,874	
第 1 目 開発整備費	△ 642,836	611,874	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 16,336 (2) 給料 △ 8,230 (3) 職員手当等 △ 5,322 扶養手当 △ 578 地域手当 △ 324 通勤手当 △ 619 時間外勤務手当 △ 682 期末手当 △ 1,759 勤勉手当 △ 1,374 賞与引当金繰入額 △ 697 休日勤務手当 565 住居手当 △ 90 児童手当 236 (5) 法定福利費 △ 2,784 法定福利費 △ 2,662 法定福利費引当金繰入額 △ 122 ・工事費 △ 626,500 (11) 委託料 △ 164,500 (19) 補償費 31,000 (56) 土地購入費 △ 419,000 (62) 工事請負費 △ 74,000
第 2 目 補助金	△ 50,000	25,000	補助対象事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) (33) 補助金 △ 50,000
第 2 項 投資	0	500,000	

第64号議案

4 県立静岡がんセンター事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院事業収益	△ 1,342,896	43,536,954	
第 1 項 医業収益	△ 2,294,400	34,988,615	
第 1 目 診療収益 (節内訳)	△ 2,290,580	34,265,711	入院収益及び外来収益の補正である。
入院収益	△ 443,882		
外来収益	△ 1,846,698		
第 2 目 その他医業収益 (節内訳)	△ 3,820	722,904	室料差額収益及び医業雑収益の補正である。
室料差額収益	1		
医業雑収益	△ 3,821		
第 2 項 医業外収益	950,504	8,542,339	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	1,000	1,485	預金利息の補正である。
預金利息	1,000		
有価証券利息	0		
有価証券償還益	0		
第 2 目 他会計補助金 (節内訳)	△ 41,678	536,416	静岡県医療機関食事療養提供体制確保対策支援金等に係る一般会計補助金の補正である。
一般会計補助金	△ 41,678		
第 3 目 補助金 (節内訳)	7,672	56,719	がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業等に係る国庫補助金の補正である。
国庫補助金	7,672		
第 4 目 他会計負担金 (節内訳)	43,343	5,493,981	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
一般会計負担金	43,343		
第 5 目 長期前受金戻入	27,203	112,355	国庫補助金等を財源にした固定資産の減価償却に伴う収益の補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
(節内訳)	長期前受金戻入	27,203		
第 6 目	その他医業外収益	912,964	2,341,383	受託研究に係る受託金等の補正である。
(節内訳)	資産貸付収益	△ 3,605		
	受託等研究収益	0		
	その他受託金	814,765		
	その他医業外収益	90,925		
	不用品売却収益	10,879		
第 3 項	特別利益	1,000	6,000	
第 1 目	過年度損益修正益	1,000	6,000	過年度分給与費の返納等に伴う補正である。
(節内訳)	過年度損益修正益	1,000		
第 2 款	研究所事業収益	△ 36,942	823,390	
第 1 項	研究所収益	△ 36,942	823,390	
第 2 目	その他研究所収益	△ 36,942	16,469	外部研究資金等の確定に伴う補正である。
(節内訳)	受託等研究収益	△ 35,000		
	長期前受金戻入	417		
	その他研究所収益	△ 2,359		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院事業費用	363,446	45,714,365	
第 1 項 医業費用	△ 488,764	43,306,125	
第 1 目 給与費	3,653	15,878,441	<p>がんセンター局職員(研究所を除く)の人件費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(1) 給料 △ 102,091</p> <p>(2) 職員手当等 247,976</p> <p>扶養手当 1,153</p> <p>地域手当 △ 1,463</p> <p>住居手当 △ 2,415</p> <p>通勤手当 1,922</p> <p>管理職手当 2,291</p> <p>初任給調整手当 3,152</p> <p>期末手当 △ 9,857</p> <p>勤勉手当 △ 41,445</p> <p>特殊勤務手当 △ 34,593</p> <p>時間外勤務手当 289,687</p> <p>休日勤務手当 19,099</p> <p>管理職員特別勤務手当 972</p> <p>夜間勤務手当 813</p> <p>宿日直手当 840</p> <p>児童手当 17,820</p> <p>(3) 報酬 △ 61,780</p> <p>(4) 法定福利費 35,838</p> <p>(5) 退職給付費 △ 126,648</p> <p>(6) 負担金 12,158</p> <p>(7) 奨学費 △ 1,800</p>
第 2 目 材料費	△ 360,512	17,482,295	<p>薬品費及び診療材料費等の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(8) 薬品費 △ 482,827</p> <p>(9) 診療材料費 111,484</p> <p>(11) 医療消耗備品費 10,831</p>
第 3 目 経費	44,967	7,335,954	<p>運営管理に要する経費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(13) 報償費 712</p> <p>(14) 旅費 20,031</p> <p>(16) 消耗品費 △ 12,819</p> <p>(18) 燃料費 △ 344</p> <p>(19) 食糧費 1,013</p> <p>(20) 印刷製本費 △ 1,303</p> <p>(21) 修繕費 20,998</p> <p>(22) 保険料 45</p>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(23) 賃借料 Δ 12,124 (24) 通信運搬費 Δ 1,778 (25) 委託料 Δ 6,109 (26) 手数料 Δ 5,727 (27) 諸会費 183 (28) 貸倒引当金繰入額 Δ 2,141 (29) 雑費 44,330
第 4 目 減価償却費	Δ 35,800	1,902,668	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (30) 有形固定資産減価償却費 138,778 (31) 無形固定資産減価償却費 Δ 174,578
第 5 目 資産減耗費	18,000	19,000	棚卸資産の減耗に伴う補正である。 (節内訳) (33) 棚卸資産減耗費 18,000
第 6 目 研究研修費	Δ 156,107	571,381	医学研究及び職員の研修等に要する経費の補正である。 (節内訳) (26) 手数料 Δ 130,000 (36) 謝金 Δ 299 (37) 研究旅費 Δ 17,310 (40) 研究雑費 Δ 8,498
第 7 目 長期前払消費税償却	Δ 2,965	116,386	長期前払消費税額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (73) 長期前払消費税償却 Δ 2,965
第 2 項 医業外費用	798,775	2,349,805	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	Δ 13,555	333,198	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (41) 企業債利息 Δ 13,555
第 2 目 受託研究費	4,202	440,284	医薬品受託研究に要する経費の補正である。 (節内訳) (1) 給料 2,869 (3) 報酬 1,333
第 4 目 雑損失	814,339	1,446,216	受託研究等に要する経費の補正である。 (節内訳) (14) 旅費 Δ 801

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(16) 消耗品費 △ 131 (20) 印刷製本費 418 (38) 図書費 131 (48) その他雑損失 814,722
第 5 目 消費税等	△ 6,211	92,333	納税予定額の減に伴う補正である。 (節内訳) (72) 消費税等 △ 6,211
第 3 項 特別損失	53,435	58,435	
第 2 目 固定資産除却損	53,435	53,435	医療機器等の除却額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (67) 固定資産除却損 53,435
第 2 款 研究所事業費用	21,232	1,008,785	
第 1 項 研究所費用	△ 52,205	935,348	
第 1 目 給与費	7,035	370,789	がんセンター研究所職員の人件費の補正である。 (節内訳) (1) 給料 △ 1,353 (2) 職員手当等 2,644 扶養手当 228 地域手当 379 住居手当 360 通勤手当 1,638 管理職手当 2 期末手当 △ 2,501 勤勉手当 1,160 特殊勤務手当 3 時間外勤務手当 1,481 休日勤務手当 △ 117 管理職員特別勤務手当 △ 24 児童手当 35 (3) 報酬 225 (4) 法定福利費 1,229 (5) 退職給付費 4,290
第 2 目 研究費	△ 35,100	63,137	がんセンター研究所の研究費の補正である。 (節内訳) (29) 雑費 △ 100 (35) 研究材料費 △ 35,000
第 3 目 運営経費	△ 17,316	350,118	がんセンター研究所の運営経費の補正である。

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院資本的収入	△ 952,000	1,981,645	
第 1 項 企業債	△ 1,022,000	818,000	
第 1 目 企業債 (節内訳)	△ 1,022,000	818,000	医療機器整備等に充てるための企業債の補正である。
静岡がんセンター医療 機器整備費債	△ 299,000		
静岡がんセンター整備 費債	△ 723,000		
第 2 項 基金繰入金	△ 3,700	300	
第 1 目 基金繰入金 (節内訳)	△ 3,700	300	基金からの繰入金に係る補正である。
静岡がんセンター医療 基金繰入金	△ 3,700		
第 3 項 受託金	0	145,670	
第 4 項 投資有価証券償還金	0	943,975	
第 5 項 補助金	73,700	73,700	
第 1 目 他会計補助金 (節内訳)	73,700	73,700	がん医療均てん化推進事業等に係る一般会計補助金の補正である。
一般会計補助金	73,700		
第 2 款 研究所資本的収入	△ 53,000	293,761	
第 1 項 企業債	△ 20,000	70,000	
第 1 目 企業債 (節内訳)	△ 20,000	70,000	がんセンター研究所の器械備品等の購入に充てるための企業債の補正である。
静岡がんセンター研究 所整備費	△ 20,000	70,000	
第 2 項 他会計負担金	0	2,000	
第 3 項 受託金	△ 33,000	0	
第 1 目 受託金	△ 33,000	0	がんセンター研究所の器械備品等の整備に充てるための研究受託金の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(節内訳) 受託金	△ 33,000		
第 4 項 出資金	0	221,761	

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院資本的支出	△ 962,838	4,144,597	
第 1 項 建設改良費	△ 952,407	1,039,902	
第 1 目 資産購入費	△ 173,158	688,286	医療機器等の取得に要する経費の補正である。 (節内訳) (52) 器械備品購入費 △ 173,158
第 2 目 建設改良費	△ 779,249	351,616	施設整備等に要する経費の補正である。 (節内訳) (25) 委託料 △ 10,804 (26) 手数料 △ 136 (59) 工事費 △ 768,309
第 2 項 企業債償還金	0	3,094,087	
第 3 項 長期貸付金	△ 9,000	10,200	
第 1 目 長期貸付金	△ 9,000	10,200	看護学生修学資金貸付金に要する経費の補正である。 (節内訳) (74) 貸付金 △ 9,000
第 4 項 敷金・保証金	△ 1,431	408	
第 1 目 敷金・保証金	△ 1,431	408	職員宿舍の敷金に要する経費の補正である。 (節内訳) (78) 敷金 △ 1,431
第 2 款 研究所資本的支出	△ 53,000	293,762	
第 1 項 建設改良費	△ 53,000	72,000	
第 1 目 資産購入費	△ 53,000	72,000	がんセンター研究所の研究機器等の整備に要する経費の補正である。 (節内訳) (52) 器械備品購入費 △ 53,000
第 2 項 企業債償還金	0	221,762	

備考 資本的収入額 2,275,406 千円が資本的支出額 4,438,359 千円に対し不足する額 2,162,953 千円は、過年度分損益勘定留保資金 2,162,953 千円で補填するものとする。

令和6年度 企業債の補正について（第5条）

医療機器整備費債等について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今回補正額
病 院 事 業 債	静 岡 が ん セ ン タ ー 医 療 機 器 整 備 費	678,000	977,000	△ 299,000
	静 岡 が ん セ ン タ ー 整 備 費	140,000	863,000	△ 723,000
	静 岡 が ん セ ン タ ー 研 究 所 整 備 費	70,000	90,000	△ 20,000
合 計		888,000	1,930,000	△ 1,042,000

第66号議案

6 流域下水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位：千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 流域下水道事業収益	35,412	5,060,951	
第 1 項 営業収益	52,743	2,889,438	
第 1 目 維持管理費負担金 (節内訳) 狩野川東部流域下水道 維持管理費負担金 狩野川西部流域下水道 維持管理費負担金	52,743 23,637 29,106	2,889,438	維持管理に対する負担金の確定に伴う補正である。
第 2 項 営業外収益	△ 17,331	2,171,513	
第 1 目 他会計負担金 (節内訳) 一般会計負担金	△ 9,444 △ 9,444	370,438	負担区分等に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
第 2 目 他会計補助金 (節内訳) 一般会計補助金	1 1	12,095	負担区分等に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計補助金の補正である。
第 3 目 長期前受金戻入 (節内訳) 長期前受金戻入	△ 7,888 △ 7,888	1,788,860	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 流域下水道事業費用	△ 52,620	4,769,197	
第 1 項 営業費用	△ 114,326	4,505,670	
第 1 目 管渠・ポンプ場・処理場費	△ 115,707	2,077,069	<p>管渠・ポンプ場・処理場の維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費 △ 115,707 (5) 旅費 △ 5,078 (8) 需用費 △ 10,522 (11) 賃借料 △ 1,072 (15) 動力費 △ 99,035
第 2 目 総係費	23,507	172,434	<p>維持管理費負担金収納関係事務等に要する経費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 25,366 (2) 給料 10,232 (3) 職員手当等 10,607 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 72 地域手当 383 住居手当 171 通勤手当 2,470 特殊勤務手当 21 時間外勤務手当 869 期末手当 1,673 勤勉手当 910 児童手当 67 賞与引当金繰入額 678 退職給付費 3,293 (4) 法定福利費 4,527 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 4,368 法定福利費引当金繰入額 159 ・事務費 △ 1,859 (8) 需用費 △ 75 (9) 役務費 △ 106 (10) 委託料 △ 1,678
第 3 目 減価償却費	△ 1,173	2,255,169	<p>固定資産額の確定に伴う補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> (28) 有形固定資産減価償却費 △ 1,173
第 4 目 資産減耗費	△ 20,953	998	<p>除却対象固定資産の確定に伴う補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> (30) 固定資産除却費 △ 20,953

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 項 営業外費用	61,706	260,527	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 5,880	70,427	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (34) 企業債利息 △ 5,880
第 2 目 消費税及び地方消費税	67,586	150,000	納税予定額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (41) 消費税及び地方消費税 67,586
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 697,668	795,082	
第 1 項 企業債	△ 144,000	220,000	
第 1 目 流域下水道建設費債 (節内訳) 狩野川東部流域下水道建設費債 狩野川西部流域下水道建設費債	△ 144,000 △ 25,000 △ 119,000	220,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・狩野川東部 123,000 → 98,000 千円 ・狩野川西部 241,000 → 122,000 千円
第 2 項 国庫補助金	△ 449,627	294,873	
第 1 目 流域下水道建設費補助金 (節内訳) 狩野川東部流域下水道建設費補助金 狩野川西部流域下水道建設費補助金	△ 449,627 △ 128,500 △ 321,127	294,873	流域下水道施設の建設事業に係る国庫補助金の補正である。 ・補助対象事業費 狩野川東部: 376,400 → 168,500 千円 狩野川西部: 928,700 → 338,200 千円 ・補助率 狩野川東部: 1/2 又は 2/3 狩野川西部: 1/2 又は 2/3
第 3 項 負担金	△ 104,041	280,209	
第 1 目 建設費負担金 (節内訳) 狩野川西部流域下水道建設費負担金	△ 104,041 △ 104,041	280,209	建設改良事業の確定に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 691,350	1,402,119	
第 1 項 建設改良費	△ 685,650	874,450	
第 1 目 建設改良費	△ 685,650	874,450	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 14,075 (1) 報酬 181 (2) 給料 △ 7,058 (3) 職員手当等 △ 4,460 扶養手当 △ 34 地域手当 △ 258 住居手当 △ 491 通勤手当 △ 803 期末手当 △ 1,274 勤勉手当 △ 1,101 時間外勤務手当 △ 499 (4) 法定福利費 △ 2,738 法定福利費 △ 2,738 ・事務費 △ 13,865 (5) 旅費 △ 663 (8) 需用費 △ 5,737 (9) 役務費 △ 4,324 (10) 委託料 △ 1,000 (11) 賃借料 △ 2,136 (23) 公課費 △ 5 ・工事費 △ 657,710 (10) 委託料 △ 51,969 (53) 工事請負費 △ 605,741
第 2 項 固定資産取得費	0	8,356	
第 3 項 企業債償還金	△ 5,700	519,313	
第 1 目 企業債償還金	△ 5,700	519,313	企業債償還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (63) 元金償還金 △ 5,700

備考 資本的収入額 795,082 千円が資本的支出額 1,402,119 千円に対し不足する額 607,037 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 40,000 千円、減債積立金 519,312 千円及び建設改良積立金 47,725 千円で補填するものとする。

令和6年度 企業債の補正について（第5条）

流域下水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
流域下水道建設費債	狩野川東部流域下水道建設費	98,000	123,000	△ 25,000
	狩野川西部流域下水道建設費	122,000	241,000	△ 119,000
合 計		220,000	364,000	△ 144,000